

令和 5 年度
包括外部監査の結果報告書

豊橋市包括外部監査人

公認会計士 北 川 裕 和

公金収納を伴う事業の財務事務の執行及び運営に係る管理について

目次

公金収納を伴う事業の財務事務の執行及び運営に係る管理について

第 1 章	包括外部監査の概要	1
第 2 章	公金収納事務の概要	4
第 3 章	包括外部監査の結果の総論	19
	第 1 監査の視点	19
	第 2 包括外部監査結果の指摘と意見の区別	20
	第 3 包括外部監査結果の指摘と意見の数	21
	第 4 総論	23
	第 5 包括外部監査結果の指摘と意見の一覧	26
第 4 章	収入データ（調定データ）に基づく監査の結果	57
	第 1 主な監査手続	57
	第 2 監査対象案件の抽出基準と監査対象案件	58
	第 3 （指摘又は意見あり） 収入データ（調定データ）に基づく各部署の監査結果	83
	第 4 （指摘及び意見なし） 収入データ（調定データ）に基づく各部署の監査結果	132
第 5 章	公共施設の使用料等の見直しに係る監査の結果	206
第 6 章	決算事務についての監査の結果	209
第 7 章	公金管理システムの管理体制の監査の結果	210

第 1 章 包括外部監査の概要

第 1 包括外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項の規定に基づく包括外部監査

第 2 選定した特定の事件（テーマ）

公金収納を伴う事業の財務事務の執行及び運営に係る管理について

第 3 監査対象年度

令和 4 年度（ただし、必要に応じて現年度及び過年度も対象とした。）

第 4 包括外部監査の実施期間

令和 5 年 6 月 1 日から令和 6 年 2 月 7 日まで

第 5 テーマの選定理由

豊橋市が取り扱う公金としては、市税の他、各種手数料・使用料等、豊橋市の歳入歳出に属する「歳計現金」がある。

また、「一時借入金」、「基金に属する現金」の他、豊橋市の所有に属しないものの、地方自治法に基づき、「歳計現金」に準じて事務を行う「歳入歳出外現金」もある。

公金収納事務に関しては、公金に係る横領・着服等の不正や、事務処理誤りのリスクがあり、万一当該事象が生じた場合には、豊橋市の信用が大きく毀損する。

このため、当該リスクを低減する観点から、公金収納事務について検証することは意義があると考ええる。

さらに、収納すべき手数料等の価格設定や、債権管理を含めた収納事務の業務フローに加え、利便性の観点からのキャッシュレス決済の導入状況を検証することは意義があると考ええる。

これらの点を踏まえ、公金収納は各部局において日々発生しているため、部局横断的に、以下の 4つの視点で包括外部監査を実施することとし、特定の事件として選定した。

- 1 合規性：公金収納にかかる会計経理が法令等に従って適正に処理されているか、また、関係法令、契約仕様に基づき、適正に業務は履行されているか
- 2 経済性：公金収納にかかる事務・事業の遂行及び予算の執行が、より少ない費用で実施できたか
- 3 効率性：公金収納について、同じ費用でより大きな成果が得られなかったか、あるいは費用との対比で最大限の成果を得たか
- 4 有効性：公金収納にかかる事務・事業の遂行が、所期の目的を達成したか、また、効果をあげたか

第 6 包括外部監査人及び補助者

区分	氏名	資格等
包括外部監査人	北川 裕和	公認会計士
補助者	家田 敏明	公認会計士
補助者	大西 研一	弁護士 公認会計士
補助者	藤井 卓	システム監査技術者
補助者	小木曾 保幸	公認会計士 システム監査技術者
補助者	蘆澤 春奈	公認会計士
補助者	森本 憲和	公認会計士
補助者	大澤 令嗣	公認会計士
補助者	近田 淳	公認会計士
補助者	鈴木 康平	日本公認会計士協会準会員
補助者	中島 巧	日本公認会計士協会準会員

第 7 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第 2章 公金収納事務の概要

第 1 収入の概要

1 収入の意義・根拠

豊橋市が多種多岐に事務事業を執行するにあたっては、多大な経費を必要とする。この需要を満たすため、支払いの財源となるべき一切の現金の収納及びこれに準ずる行為を収入という。

豊橋市を含む、地方公共団体の収入の根拠は、予算に基づくものではないため、予算の定めがなくとも、法令又は契約に基づいて生ずる限り、必ず収入しなければならない。このため、歳入予算には規制されず、超過することもある。また、予算より減少することもある。

このように、予算の定めがなければ支出できない歳出とは異なることとなる。

2 収入の分類

豊橋市の会計には、一般会計、特別会計の 2種類があり、また、この他独立採算による公営企業会計があり、それぞれに収入がある。

一般会計とは、市税を主な財源とし、福祉、教育、道路・公園の整備等、豊橋市の基本的・一般的な事業に係る会計である。

特別会計とは、特定の収入によって特定の事業を行っている会計である。豊橋市では、競輪事業特別会計、国民健康保険事業特別会計、総合動植物公園事業特別会計、公共駐車場事業特別会計、母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計、後期高齢者医療特別会計の 6種の特別会計がある。

公営企業会計とは、主にサービスの対価として受領した料金を財源として運営をしている会計である。豊橋市では、水道事業会計、下水道事業会計、病院事業会計の 3種の公営企業会計がある。

なお、本章では、収入に係る基本的、一般的な事項に係る概要を記載するため、原則として一般会計についてのみ記載する。

3 徴収及び収納手続

地方公共団体の収入は、法令の規定又は契約の定めるところにより、債権の発生から収納までの一連の行為によって行われるが、会計手続上は、「徴収行為」と「収納行為」の2つの行為に分かれる。

「徴収行為」とは、調定と納入通知を行うことを指し、長の事務となっており、「調定」は、収入の原因・事由・納入義務者・金額等を調査し、決定すること、「納入通知」は、納入義務者に対し納入すべき旨を通知することを指す。

一方、「収納行為」とは、徴収行為を受け現実に現金を受領することを指し、会計管理者の事務となっている（地方自治法（以下、法と略す。） 第 149条・同第 170条）。

区分	内容		事務権限
徴収行為	調定	収入の原因・事由・納入義務者・金額等を調査し、決定すること。	長
	納入通知	納入義務者に対して納入すべき旨を通知すること。	
収納行為	収納行為	現金を受領すること。	会計管理者

(1) 調定

「調定」とは、「調査決定」、すなわち法令又は契約に基づいて生じた豊橋市の債権について、その権利の内容を具体的に調査し、決定する内部的意思決定の行為のことであり、これにより発生した豊橋市の債権を会計手続上明らかにするものである（法 第 231条、地方自治法施行令（以下、令と略す。） 第154条第 1項）。

調定において、調査すべき点は、以下となっている。

調定において調査すべき点
① 法令及び契約に対する違反の有無
② 歳入の所属年度
③ 歳入科目
④ 金額
⑤ 納入義務者
⑥ 納付期限
⑦ その他収入に関して必要なこと。

調定は、その性質上、原則として、「事前調定」として行われ、納入通知の前、少なくとも収納前に行われる（豊橋市予算決算会計規則（以下、規則と略す。） 第24条）。

しかし、収納金の内容によっては、収納が先行する場合や、その性質上事前に調定の手続を行うことが困難なものもあり、このような場合には、「事後調定」として、収納があった後に調定を行うこともある（規則 第25条）。

事後調定ができる収入金は、以下となっている。

事後調定ができる収入金
① 申告納付された市税
② 延滞金及び滞納処分費
③ 金銭登録機により収納する使用料及び手数料
④ 廃棄物処理手数料
⑤ 競輪における収入金
⑥ 総合動植物公園における入園料及び遊具使用料
⑦ 大きなごみ証紙の売りさばき代金
⑧ その他性質上納付前調定ができない歳入

(2) 納入通知

収入の調定を行ったときは、納入義務者に対して納入通知をしなければならない。

納入通知の法的な性質は場合によって異なり、法令・条例の規定に基づき、現金納付の義務を命ずる行政行為であることもあれば、契約その他の原因に基づき、すでに成立している豊橋市の債権についての請求又は通知行為であることもある。

納入通知は、納入通知書により、原則として、収入の調定に基づき直ちに納入者に交付する（令 第 154条Ⅲ・規則 第29条）。

なお、納入義務者が、交付済の納入通知書を亡失又は汚損した場合等は、申出により再発行することができる。この場合当該通知書には、再発行の旨を記載しなければならない（規則 第32条）。

ただし、次に掲げる歳入については納付書により処理することができる

(規則 第29条)。

納付書により納付する収納金
① 地方交付税等
② 国、県支出金
③ 市債
④ 滞納処分費
⑤ 事後調定に係る歳入
⑥ 他会計からの繰入金

一方で、次のような収入金については、例外として、文書を作成することなく、口頭・掲示・その他の方法により納入通知を行うことができることとなっている(令 第 154条Ⅲただし書き・規則 第31条)。

口頭・掲示・その他の方法により納入通知を行うことができる収納金
① 授業料、学校給食費、独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付に係る共済掛金、児童福祉法に基づく徴収金及び公の施設の使用料
② 金銭登録機により収納する使用料及び手数料
③ 廃棄物処理手数料
④ 競輪における収入金
⑤ 大きなごみ証紙の売りさばき代金
⑥ 特に市長が必要と認めた歳入

なお、地方交付税・補助金・市債等については、その性質上、納入の通知を必要としないが、調定まで省略されるものではない(令 第 154条Ⅱ)。

(3) 収納行為

「収納」とは、歳入金を受け入れることをいい、豊橋市の歳入金の多く

は、納入通知書、納税通知書及び納付書等の納入に関する書類に基づいて、指定金融機関及び収納代理金融機関で収納される。

一方、会計管理者等は、納入義務者から直接現金等の納付を受け収納をした場合は、特別の理由があるときを除き、その翌日までに現金払込書等により指定金融機関等に払い込まれる（規則 第35条）。

なお、豊橋市における、公金の納付・収納の方法は、次のとおりとなっている。

ア 窓口収納

豊橋市が指定する銀行、信用金庫、農業協同組合、信用組合及び労働金庫の窓口において現金収納する方法である。

また、市役所にて直接公金を収納することもでき、この場合には、会計管理者等が現金収納を行う。

イ 口座振替

豊橋市が指定する銀行、信用金庫、農業協同組合、信用組合及び労働金庫に、納入義務者が市税等を納付するにあたり、口座振替の請求を行うことで、預貯金口座から自動的に市税等を振り替えて収納する方法である。

ウ コンビニ

豊橋市が委託するコンビニエンスストア及び、その他 MMK（マルチメディアキオスク・公共料金収納端末のことである。）設置店において、納付書にバーコードが印字されており、かつ納付額が30万円以下の場合の市税等については、当該コンビニ等の窓口にて現金により納付をすることができる。

エ MPN

MPNとは、マルチペイメントネットワークのことであり、会社、官公庁、地方公共団体等の収納企業と金融機関との間をネットワークで結ぶことにより、

スマートフォンやパソコン等の各種チャネルを利用して公共料金等を支払うことができる仕組みのことである。

豊橋市では、当該 MPNの仕組みを利用し、自宅やオフィスから地方税の納税手続きを電子的に行うことができるeLTAXというシステムにより市税を納めることができる。

なお、ふるさと納税ではMPNを利用した他のシステムによることとなる。

オ クレジットカード

豊橋市が指定する会社のクレジットカードにより、市税を納める方法である。

納付書にバーコードが印字されており、かつ納付額が30万円以下の場合には、豊橋市税納付サイトにおいて情報を入力することで、クレジットカードで納めることができる。

この他、公共施設の利用料等について、クレジットカードによる決済をすることができる。

カ キャッシュレス決済

豊橋市が指定するスマートフォン決済アプリを利用して、納付書のバーコードを読み取り、あらかじめチャージされた電子マネー残高から市税を納めることができる方法である。

納付書にバーコードが印字されており、かつ納付額が30万円以下の場合には当該電子マネーにより納付をすることができる。

この他、公共施設の利用料等について、交通系ICカード等の電子マネーによる決済をすることができる。

4 種類ごとの収入額

令和 4年度における各会計の種類ごとの公金収入額は以下のとおりである。

(1) 令和 4年度 一般会計

(単位：千円(単位未満切り捨て))

款名	項名	収入済額
市税	市民税	26,362,394
	固定資産税	28,536,399
	軽自動車税	1,134,722
	市たばこ税	2,545,922
	鉱産税	149
	入湯税	—
	事業所税	2,762,199
	都市計画税	3,979,738
地方譲与税	地方揮発油譲与税	302,020
	自動車重量譲与税	903,991
	森林環境譲与税	47,878
	特別とん譲与税	130,949
利子割交付金	利子割交付金	25,944
配当割交付金	配当割交付金	454,994
株式等譲渡所得割交付金	株式等譲渡所得割交付金	312,814
法人事業税交付金	法人事業税交付金	1,124,248
地方消費税交付金	地方消費税交付金	9,286,144
自動車取得税交付金	自動車取得税交付金	16
環境性能割交付金	環境性能割交付金	284,939

款名	項名	収入済額
国有提供施設等所在市助成交付金	国有提供施設等所在市助成交付金	3,950
地方特例交付金	地方特例交付金	491,858
	新型コロナウイルス感染症 対策地方税減収補填特別交 付金	20,448
地方交付税	地方交付税	1,520,893
交通安全対策特別交付金	交通安全対策特別交付金	63,563
分担金及び負担金	負担金	328,877
使用料及び手数料	使用料	1,904,037
	手数料	904,941
国庫支出金	国庫負担金	18,480,998
	国庫補助金	12,155,538
	国庫委託金	85,759
県支出金	県負担金	6,729,924
	県補助金	5,061,885
	県委託金	861,184
	県貸付金	—
	県交付金	16,058
財産収入	財産運用収入	133,741
	財産売払収入	420,941
寄附金	寄附金	236,514
繰入金	特別会計繰入金	7,735
	基金繰入金	1,641,149
繰越金	繰越金	3,393,213

款名	項名	収入済額
諸収入	延滞金、加算金及び過料	143,734
	市預金利子	633
	貸付金元利収入	1,188,976
	収益事業収入	240,000
	雑入	3,109,062
市債	市債	6,533,500
歳入合計		143,874,584

(出典：令和 4年度豊橋市一般会計・特別会計歳入歳出決算書)

(2) 令和 4年度 特別会計

ア 競輪事業特別会計

(単位：千円(単位未満切り捨て))

款名	項名	収入済額
事業収入	事業収入	25,935,277
財産収入	財産運用収入	19,850
	財産売払収入	383
繰入金	基金繰入金	107,000
繰越金	繰越金	740,876
諸収入	雑入	223,031
歳入合計		27,026,420

(出典：令和 4年度豊橋市一般会計・特別会計歳入歳出決算書)

イ 国民健康保険事業特別会計

(単位：千円(単位未満切り捨て))

款名	項名	収入済額
国民健康保険税	国民健康保険税	7,272,854
使用料及び手数料	手数料	28
国庫支出金	国庫補助金	151
県支出金	県補助金	22,066,908
財産収入	財産運用収入	599
繰入金	他会計繰入金	2,871,606
	基金繰入金	—
繰越金	繰越金	2,555,573
諸収入	延滞金	156,752
	預金利子	496
	雑入	27,163
歳入合計		34,952,134

(出典：令和 4年度豊橋市一般会計・特別会計歳入歳出決算書)

ウ 総合動植物公園事業特別会計

(単位：千円(単位未満切り捨て))

款名	項名	収入済額
事業収入	使用料	630,674
国庫支出金	国庫補助金	60,000
県支出金	県補助金	2,458
財産収入	財産運用収入	101
	財産売払収入	5
寄附金	寄附金	26,391
繰入金	他会計繰入金	879,653
	基金繰入金	5,000

款名	項名	収入済額
繰越金	繰越金	—
諸収入	雑入	26,726
市債	市債	31,900
歳入合計		1,662,909

(出典：令和 4年度豊橋市一般会計・特別会計歳入歳出決算書)

エ 公共駐車場事業特別会計

(単位：千円(単位未満切り捨て))

款名	項名	収入済額
事業収入	使用料	127,310
財産収入	財産運用収入	405
繰越金	繰越金	—
諸収入	雑入	18,842
繰入金	他会計繰入金	1,901
歳入合計		148,458

(出典：令和 4年度豊橋市一般会計・特別会計歳入歳出決算書)

オ 母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計

(単位：千円(単位未満切り捨て))

款名	項名	収入済額
事業収入	貸付金元利収入	13,069
繰入金	他会計繰入金	2,569
繰越金	繰越金	20,676
諸収入	預金利子	4
市債	市債	5,000
歳入合計		41,320

(出典：令和 4年度豊橋市一般会計・特別会計歳入歳出決算書)

カ 後期高齢者医療特別会計

(単位：千円(単位未満切り捨て))

款名	項名	収入済額
保険料	後期高齢者医療保険料	4,423,634
使用料及び手数料	手数料	—
国庫支出金	国庫補助金	—
繰入金	他会計繰入金	4,714,591
繰越金	繰越金	11,447
諸収入	延滞金	993
	償還金及び還付加算金	8,472
	預金利子	—
	雑入	279,927
歳入合計		9,439,065

(出典：令和 4年度豊橋市一般会計・特別会計歳入歳出決算書)

(3) 令和 4年度 公営企業会計

ア 水道事業会計

(単位：千円(単位未満切り捨て))

款名	項名	決算額
水道事業収益	営業収益	5,412,373
	営業外収益	569,914
資本的収入	企業債	417,000
	負担金	537,195
	補助金	28

(出典：令和 4年度豊橋市水道事業会計決算書)

イ 下水道事業会計

(単位：千円(単位未満切り捨て))

款名	項名	決算額
下水道事業収益	営業収益	6,298,265
	営業外収益	2,370,515
資本的収入	企業債	3,068,100
	負担金及び分担金	205,966
	補助金	2,133,581
	出資金	67,132
	固定資産売却代金	15,963

(出典：令和 4年度豊橋市下水道事業会計決算書)

ウ 病院事業会計

(単位：千円(単位未満切り捨て))

款名	項名	決算額
病院事業収益	医業収益	32,209,565
	医業外収益	3,983,737
	特別利益	518,835
資本的収入	企業債	311,900
	負担金	1,425,213
	補助金	8,074
	固定資産売却代金	2,745
	投資回収金	6,956
	寄附金	—

(出典：令和 4年度豊橋市病院事業会計決算書)

第 3章 包括外部監査の結果の総論

第 1 監査の視点

包括外部監査の視点として、合規性の他、地方自治法第 2条第14項に掲げる最少の経費で最大の効果を目指す 3E（経済性・効率性・有効性）の視点に基づき、監査を実施した。

具体的な視点は、以下のとおりである。

1 合規性

公金収納にかかる会計経理が法令等に従って適正に処理されているか、また、関係法令、契約仕様に基づき、適正に業務は履行されているか

2 経済性

公金収納にかかる事務・事業の遂行及び予算の執行が、より少ない費用で実施できたか

3 効率性

公金収納について、同じ費用でより大きな成果が得られなかったか、あるいは費用との対比で最大限の成果を得たか

4 有効性

公金収納にかかる事務・事業の遂行が、所期の目的を達成したか、また、効果をあげたか

第 2 包括外部監査結果の指摘と意見の区別

包括外部監査の結果の記載のうち、指摘と意見の区別は、以下としている。

1 指摘

合規性、正確性に関して指摘した事項、その他不当であるものとして指摘した事項

2 意見

経済性、効率性、有効性等について意見を述べた事項

なお、抽出した各収入単位ではなく、豊橋市全体のルールの見直しが必要と判断した事項については、それぞれの制度を所管する部署への指摘又は意見として記載している。

第 3 包括外部監査結果の指摘と意見の数

1 監査結果の指摘と意見の総数

監査結果の指摘と意見の総数は、以下のとおりである。

指摘	意見	合計
18	33	51

2 収入データ（調定データ）に基づく監査結果の指摘と意見の数

収入データ（調定データ）に基づく監査結果の指摘と意見の数は、以下のとおりである。

部署名	指摘	意見	合計
総務部 行政課	—	1	1
財務部 資産経営課	2	2	4
財務部 契約検査課	—	1	1
財務部 資産税課	1	3	4
企画部 首都圏活動センター	2	—	2
市民協創部 市民課	2	1	3
福祉部 国保年金課	—	1	1
福祉部 総合老人ホーム	1	—	1
こども未来部 子育て支援課	—	1	1
健康部 健康政策課	1	1	2
豊橋市保健所 食肉衛生検査所	2	3	5
環境部 ゼロカーボンシティ推進課	—	2	2
環境部 収集業務課	3	1	4
産業部 競輪事務所	—	1	1
建設部 河川課	1	1	2
建設部 建築指導課	—	1	1

部署名	指摘	意見	合計
都市計画部 公園緑地課	—	1	1
総合動植物公園 動植物園	1	7	8
豊橋市民病院 管理課	1	2	3
豊橋市民病院 医事課	—	1	1
上下水道局 総務課	1	1	2
合計	18	32	50

3 決算事務についての監査結果の指摘と意見の数

決算事務についての監査結果の指摘と意見の数は、以下のとおりである。

部署名	指摘	意見	合計
会計管理者 会計課	—	1	1

第 4 総論

豊橋市では、公金収納事務について、正確・的確な事務の確保と不正防止の観点から、会計課から「現金等出納事務マニュアル」を発出している。

この「現金等出納事務マニュアル」は、現金等取扱事務の流れ（使用料・手数料など）及び各段階におけるチェック事項を記載するとともに、チェックシートも記載し、各課の参考にすることで、全庁的に出納事務を一定水準以上に保つ工夫をしている。

加えて、必要な場合には各課の個別事務処理マニュアルの作成も認め、「現金等出納事務マニュアル」を基本に、各課の事務処理に即したきめ細やかな対応を促している。

また、収納すべき手数料等、価格の見直しの検討については財政課が、決算事務については会計課が、全庁的に実施している。

したがって、まずは豊橋市として、「公金収納を伴う事業の財務事務の執行及び運営に係る管理」については、全庁的な対応をしていると考える。

ただ、個別的な指摘・意見については後掲しているが、以下の項目について、豊橋市としての潜在的なリスクがあると考ええる。

項目	部署名	区分	番号
① 公印管理	総務部 行政課	意見	1- 1
	財務部 資産税課	意見	4- 1イ
	市民協創部 市民課	意見	6- 1
	豊橋市保健所 食肉衛生検査所	意見	11- 3ア
	建設部 建築指導課	意見	16- 1
② 価格の見直し	財務部 資産経営課	意見	2- 1
	財務部 資産経営課	意見	2- 2
	豊橋市保健所 食肉衛生検査所	意見	11- 1

項目	部署名	区分	番号
	環境部 ゼロカーボンシティ推進課	意見	12- 1イ
	総合動植物公園 動植物園	意見	18- 1
	総合動植物公園 動植物園	意見	18- 2
③ 債権管理	財務部 資産経営課	指摘	2- 2
	こども未来部 子育て支援課	意見	9- 1
	健康部 健康政策課	意見	10- 2
	豊橋市民病院 管理課	指摘	19- 1
	豊橋市民病院 管理課	意見	19- 2
④ 複数名による確認	財務部 資産経営課	指摘	2- 3
	財務部 資産税課	指摘	4- 1
	企画部 首都圏活動センター	指摘	5- 1ア
	市民協創部 市民課	指摘	6- 1イ
	健康部 健康政策課	指摘	10- 1
	豊橋市保健所 食肉衛生検査所	指摘	11- 3
	環境部 収集業務課	指摘	13- 3イ
	総合動植物公園 動植物園	指摘	18- 4
⑤ 契約方法	財務部 契約検査課	意見	3- 1
	環境部 収集業務課	指摘	13- 1
	都市計画部 公園緑地課	意見	17- 1
⑥ チェックの痕跡	財務部 資産税課	意見	4- 1ア
	市民協創部 市民課	指摘	6- 1ア
⑦ 職務分担	財務部 資産税課	意見	4- 1ウ
⑧ つり銭	企画部 首都圏活動センター	指摘	5- 1イ
	建設部 河川課	指摘	15- 1
⑨ 決裁の効率化	福祉部 国保年金課	意見	7- 1

項目	部署名	区分	番号
⑩ 共有ID・パスワード	福祉部 総合老人ホーム	指摘	8- 1
	豊橋市保健所 食肉衛生検査所	指摘	11- 1
⑪ 原状回復費用の確保	環境部 ゼロカーボンシティ推進課	意見	12- 1ア
⑫ 在庫管理	環境部 収集業務課	意見	13- 2
	総合動植物公園 動植物園	意見	18- 3
	上下水道局 総務課	指摘	21- 1
⑬ 領収印	環境部 収集業務課	指摘	13- 3ア
⑭ 拾得物の取扱い	産業部 競輪事務所	意見	14- 1
⑮ 使用調査	建設部 河川課	意見	15- 1
⑯ 適正残高	豊橋市保健所 食肉衛生検査所	意見	11- 3イ
	総合動植物公園 動植物園	意見	18- 4ア
⑰ 規則の整理	総合動植物公園 動植物園	意見	18- 4イ
⑱ 入金額の確認	総合動植物公園 動植物園	意見	18- 4ウ
	上下水道局 総務課	意見	21- 3
⑲ 実行委員会による活動	総合動植物公園 動植物園	意見	18- 4エ
⑳ 契約の見直し	豊橋市民病院 管理課	意見	19- 3
㉑ 会計処理	豊橋市民病院 医事課	意見	20- 1
㉒ 決算事務	会計管理者 会計課	意見	第 6章

今回の監査対象のうち、特に収入データについてはサンプル抽出によっている。他の取引・部局においても同様の状況になっていないか、横領・着服等の不正や事務処理誤りのリスク等がないか、再度確認することが望まれる。

第 5 包括外部監査結果の指摘と意見の一覧

1 収入データ（調定データ）に基づく監査結果の指摘と意見の一覧

※下線：強調箇所

部署名	区分	本編 第 4章 第 3の番号・標題・内容
総務部 行政課	意見	<p>1- 1</p> <p>公印の押印方法について</p> <p>総務部行政課が所管している公印につき、押印方法について確認したところ、各課の職員が行政課を訪ね、押印を申請し、行政課の職員が公印の使用を承認した後、各課の職員自らが、公印の置かれた場所に行き、押印していた。</p> <p>この点につき、公印の置かれた場所は、行政課の職員の座席とは少し離れていたため、万一、押印を承認した文書「以外」の文書に、公印を押印したとしても、判別できない状況であった。</p> <p>したがって、<u>行政課の押印方法としては、以下のいずれかの対応が望ましいと考える。</u></p> <p><u>ア 押印を申請した各課の職員ではなく、公印の使用を承認した行政課の職員が、実際に押印する。</u></p> <p><u>イ 押印を申請した各課の職員が公印を使用せざるを得ない場合でも、行政課の職員の面前で押印する。</u></p>
財務部 資産経営課	意見	<p>2- 1</p> <p>賃貸料の定期的な検討について</p> <p>豊橋市ヶ谷ビルの賃貸料は、普通財産の貸付料算定要領によらず、周辺賃貸事例等を参考に設定しているが、当初契約時の平成22年から同額となっている。</p> <p>この点につき、豊橋市財産管理規則第14条では、以</p>

部署名	区分	本編 第 4 章 第 3 の番号・標題・内容
		<p>下の規定があるものの、現状の賃貸料が適正かどうかについて、定期的に検討している事実が確認できなかった。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(普通財産の貸付料)</p> <p>第14条 普通財産を貸し付けるときは、別に定める場合を除くほか、適正な貸付料を徴収しなければならない。</p> </div> <p>豊橋市ヶ谷ビルは令和 5年10月に売却済みであり、令和 4年に実施した不動産鑑定の結果では、賃貸料について、現在の賃料相場との著しい差異は生じていなかったが、同様の賃貸物件も含めて、<u>定期的に、賃貸料の適正性を検討することが望ましいと考える。</u></p>
財務部 資産経営課	指摘	<p>2- 2</p> <p>債権管理台帳の記載について</p> <p>滞納債権に対する管理の状況を確認するため、債権管理台帳を閲覧したところ、催告の履歴が十分に記載されていなかった。</p> <p>資産経営課の「債権管理マニュアル（普通財産貸付料関係）」上、<u>債権管理台帳には、催告年月日、催告方法、催告相手、催告結果、内容を記載することとなり、改善が必要であると考え。</u></p>
財務部 資産経営課	意見	<p>2- 2</p> <p>貸付料の定期的な検討について</p> <p>弥生町駐車場貸付料は、平成18年から 1区画8,000円となっている。</p> <p>この点につき、豊橋市財産管理規則第14条では、以下の規定があるが、1区画8,000円の価格が適正かどうか</p>

部署名	区分	本編 第 4 章 第 3 の番号・標題・内容
		<p>かについて、定期的に検討している事実が確認できなかった。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(普通財産の貸付料)</p> <p>第14条 普通財産を貸し付けるときは、別に定める場合を除くほか、適正な貸付料を徴収しなければならない。</p> </div> <p>駐車場貸付料の高低については、豊橋市としての判断となり、また、契約更新の都度、検討することは煩雑ではあるが、<u>定期的に、近隣の駐車場貸付料とも比較した上で、駐車場貸付料の適正性について検討することが望ましいと考える。</u></p>
<p>財務部 資産経営課</p>	<p>指摘</p>	<p>2- 3</p> <p>駐車場使用料の確認について</p> <p>庁舎駐車場使用料徴収事務マニュアルには、以下の記載がある。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災センターへ駐車場使用料を持ち帰り、職員（2名）が金額を計算する。 ・ レシートと金額が合っているか、確認する。 </div> <p>この点につき確認したところ、<u>実際にマニュアル記載の手続きを実施しているか確認ができなかった。</u></p> <p>改善が必要であると考ええる。</p>
<p>財務部 契約検査課</p>	<p>意見</p>	<p>3- 1</p> <p>見積書の確認について</p> <p>入札又は見積合わせを行う際の入札書等の受領方法について、令和 2 年 12 月 25 日付、契約検査課事務連絡「契約関係書類における押印廃止に係る留意点について」の中で次のとおり記載している。</p>

部署名	区分	本編 第 4 章 第 3 の番号・標題・内容
		<p>＜適正な入札・見積確保のための提出時の対応について＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・持参の場合 持参した業者の担当者名を別紙に控えておく等の対応をしてください。 ・郵送の場合 郵送用封筒を保存しておく等の対応をしてください。 <p>上記については、なりすまし防止の観点からの取り決めとのことであり、この点は担保されていると考える。</p> <p>ただ、押印廃止の有無に関わらず、例えば、相手先業者と豊橋市の各課の担当者が結託し、白紙で持参・郵送され、各課の担当者が記入しても、他者からは判別できず、適正な見積確保の体制に改善の余地がある。</p> <p>見積合わせ（随意契約）については、法令上入札とは区別され、簡易な手続きによる事務処理が認められている反面、実質的に入札と類似している側面もあることから、事務の効率性を後退させないように配慮しながらも、<u>見積書の確認について複数人で行う等、不正行為の防止に向けた事務処理の改善を検討されたい。</u></p>
財務部 資産税課	指摘	<p>4- 1 為替（定額小為替）の返送時の取扱について</p> <p>郵送により証明書の発行申請が行われる場合、申請書とともに為替（定額小為替）が同封され、受け付け</p>

部署名	区分	本編 第 4 章 第 3 の番号・標題・内容
		<p>た後に、証明書が発行される。また、同封されていた為替（定額小為替）の金額が、証明書発行手数料を上回っていた場合には、超過分の為替（定額小為替）は、つり銭相当として返送している。</p> <p>当該返送の手順を確認したところ、担当者による着服等がないよう、複数名で返送額のチェックを行っているとのことであったが、当該チェックの痕跡が確認できなかった。</p> <p><u>チェックの痕跡を残す必要があると考える。</u></p>
財務部 資産税課	意見	<p>4- 1</p> <p>ア 発行した証明書の控えについて</p> <p>システムから出力される証明書（電子公印押印済み）の他、原稿をプリンタから印刷し、公印を押印して証明書を発行するものとして、住宅用家屋証明と、評価額通知書がある。</p> <p>この点につき、証明書の発行手順を確認したところ、証明のための申請書については確認できたものの、どのような証明書を発行したかは、確認できなかった。</p> <p>事後確認のためにも、<u>発行した証明書の控えを保存しておく必要があると考える。</u></p>
財務部 資産税課	意見	<p>4- 1</p> <p>イ 公印の押印方法について</p> <p>資産税課で発行する住宅用家屋証明と、評価額通知書は、電子公印ではなく、公印を押印している。</p> <p>業務時間中に、公印の管理状況を確認したところ、公印は、手提げ金庫により保管されていたが、当該手</p>

部署名	区分	本編 第 4 章 第 3 の番号・標題・内容
		<p> 提げ金庫は、蓋が空いた状態で、執務室の共用スペースに置かれ、押印についても、当日の証明書発行分を、まとめて事後承認していた。 この場合、万一、担当者が、公印を押印すべき文書「以外」の文書に、公印を押印したとしても、判別できないこととなる。 したがって、まずは公印の管理方法を見直し、事前承認とするとともに、以下のいずれかの対応が望ましいと考える。 <u>ア 担当者ではなく、押印を承認した者が、実際に押印する。</u> <u>イ 人員等の都合で、アの対応が難しい場合には、少なくとも、担当者は押印せず、別の職員が押印する。</u> <u>ウ 人員等の都合で、担当者が、公印を押印せざるを得ない場合でも、担当者とは、別の職員の面前で押印する。</u> </p>
財務部 資産税課	意見	<p> 4- 1 ウ 職務分担について システムから出力される証明書の交付について、「受付⇒証明書の発行⇒会計」までの手順を確認したところ、全ての業務を同一の者が 1 人で実施している場合があった。 日々の入金された額については、レジを導入しているため、業務終了後、レジのレシート合計と、受付時の申請書とを照合しており、あるべき入金額との一致を確認しているが、例えば、万一、入金がないまま、 </p>

部署名	区分	本編 第 4 章 第 3 の番号・標題・内容
		<p>証明書を交付したとしても、事後的に気づかない仕組みとなっている。</p> <p>証明書申請者の待ち時間を増やさないようにする必要はあるが、現状の人員を考慮しつつも、本来の職務分担としては、<u>会計は、受付や証明書発行とは別の者が実施することが望ましいと考える。</u></p>
企画部 首都圏活動 センター	指摘	<p>5- 1</p> <p>ア 収納額の確認について</p> <p>豊橋市の現金等出納事務マニュアルには、以下の記載がある。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>収納した現金等と申請書、領収書控えなどの証拠書類は当日必ず複数職員で照合・確認すること。</p> </div> <p>この点について確認したところ、総会当日の受付簿と領収書（控）と照合の事実は確認できたものの、複数職員で、これらの書類と現金を照合した事実は書面では確認できなかった。</p> <p>紛失等のリスクを低減するため、<u>金種記録を作成し、複数職員による照合が必要である</u>と考える。</p>
企画部 首都圏活動 センター	指摘	<p>5- 1</p> <p>イ つり銭について</p> <p>ほの国東三河応援倶楽部総会の参加費は、1人あたり4,000円であるが、参加費収納時のつり銭の対応状況について確認したところ、つり銭は準備せず、つり銭が必要とならないよう、職員が個人の紙幣で必要に応じて参加者の紙幣を両替することとしていたとのことであった。</p> <p>職員の私金による業務執行は健全ではないため、<u>公</u></p>

部署名	区分	本編 第 4 章 第 3 の番号・標題・内容
市民協創部 市民課	指摘	<p data-bbox="544 338 1270 376"><u>金によりつり銭を準備する必要があると考える。</u></p> <p data-bbox="544 398 624 436">6- 1</p> <p data-bbox="544 459 1007 497">ア 手数料の現金実査について</p> <p data-bbox="544 519 1350 801">入金された手数料の現金残高をどのように確認しているか質問したところ、窓口の営業が終了した後、金種記録を作成し、複数の職員で、あるべき残高としてのレシートの合計額と、レジ内の現金を照合・確認しているとのことであった。</p> <p data-bbox="544 824 1350 981">ただ、金種記録は、金融機関納入時に一緒に提出してしまうとのことであり、複数の職員による照合の痕跡が確認できなかった。</p> <p data-bbox="544 1003 1350 1167"><u>この点につき、照合の痕跡を残すことが望ましく、例えば、金種記録に実施者と確認者の照合の痕跡を残したうえで、当該金種記録を保管すべきと考える。</u></p>
市民協創部 市民課	指摘	<p data-bbox="544 1189 608 1227">6-1</p> <p data-bbox="544 1249 1007 1288">イ つり銭の現金実査について</p> <p data-bbox="544 1310 1350 1592">つり銭準備金残高に過不足が無いか、また翌日以降の利用に備えて、日々、つり銭準備金管理簿を記帳し、記帳者と確認者の複数の職員で確認するとともに、確実に保管することが現金等出納事務マニュアルで定められている。</p> <p data-bbox="544 1615 1350 1839">この点につき、令和 5 年 8 月 30 日の訪問日に、つり銭準備金管理簿を確認したところ、記帳した記帳者の印はあるものの、令和 5 年 7 月 21 日以降、確認者の印が無かった。</p> <p data-bbox="544 1861 1350 1953"><u>記帳者と確認者による複数職員の確認が必要であると考える。</u></p>

部署名	区分	本編 第 4章 第 3の番号・標題・内容
市民協創部 市民課	意見	<p>6- 1</p> <p>公印の押印方法について</p> <p>市民課では、各種証明書を交付している。また、電子公印に対応していない文書については、担当者が証明書を印刷するなどして作成し、公印を押印して、交付している。</p> <p>公印の押印方法について確認したところ、押印するための承認はなされず、これは、豊橋市公印規程の、以下のただし書きによることであった。</p> <p>豊橋市公印規程</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第12条 公印は、公文書発送の決裁後でなければ、これを使用することができない。ただし、定例のもの及び公文書発送について決裁を必要としないものにあつては、この限りではない。</p> </div> <p>市民課が交付する各種証明書が「定例のもの」等であったとしても、現状の押印方法の場合、担当者のみが、単独で公印を使用できるため、万一、押印する文書「以外」の文書に、担当者が公印を使用したとしても、判別できない状況となっている。結果として、豊橋市として、公印を不正使用できるリスクが存在している。</p> <p>したがって、<u>以下のいずれかの対応が望ましいと考える。</u></p> <p><u>ア 押印を承認する者を配置し、担当者ではなく、押印承認者が、実際に押印する。</u></p> <p><u>イ 人員等の都合で、アの対応が難しい場合には、少なくとも、担当者は押印せず、別の職員が押印す</u></p>

部署名	区分	本編 第 4章 第 3の番号・標題・内容
		<p>る。</p> <p>ウ 人員等の都合で、担当者が、公印を押印せざるを得ない場合でも、担当者とは、別の職員の面前で押印する。</p>
福祉部 国保年金課	意見	<p>7- 1</p> <p>決裁の効率化について</p> <p>証明書を発行するにあたり、申請者が記入した申込書に基づき、調定決議書を起票し、承認後に、調定・納付書を発行、申請者による納付を確認後に、手作業により証明書を発行する手続きとなっている。</p> <p>この点につき、1枚あたり200円の収納に対して、調定決議書には、10名程度の決裁がなされていた。手作業で証明書が発行されていることもあり、<u>金額のルールを定めて決裁者を減らし、効率化を図るか、手数料の引き上げを検討することが望ましいと考える。</u></p>
福祉部 総合老人ホーム	指摘	<p>8- 1</p> <p>共有ID・パスワードの使用について</p> <p>使用料の算定に関連して、システムの運用状況を確認した。</p> <p>システムとしては、介護事業者支援システムを使用しており、当該システムには、会計伝票やレセプト請求業務の他、個人情報としての介護保険被保険者証情報、相談業務、ケアマネジメント業務の情報が含まれ、複数名で使用していたが、共有ID・パスワードを使用していた。</p> <p>システムの利用者は、業務が分かれているため、必ずしも、請求業務や相談業務等、全ての業務についての</p>

部署名	区分	本編 第 4 章 第 3 の番号・標題・内容
		<p>情報を加工・閲覧する必要はないと考える。</p> <p>したがって、<u>個人ごとにID・パスワードを設定し、システムの利用者の業務内容ごとに、加工・閲覧・非開示などを設定することが必要である</u>と考える。</p>
<p>こども未来部 子育て支援課</p>	<p>意見</p>	<p>9- 1</p> <p>債権の名寄せ及び調査状況の共有化について</p> <p>債権管理マニュアルを確認したところ、以下のマニュアルがあった。</p> <p>ア 母子寡婦福祉資金貸付金債権管理マニュアル イ 豊橋市母子父子福祉手当債権管理マニュアル ウ 児童扶養手当債権管理マニュアル エ 児童手当債権管理マニュアル オ 子育て短期支援事業債権管理マニュアル</p> <p>各債権の管理については、3つのグループに分け、各グループの担当者が当該マニュアルに基づき催告等を実施しているとのことであったが、同一の債務者に対して、グループを跨ぐ複数の債権が存在しうるものの、名寄せがなされていなかった。</p> <p><u>重複請求の防止や、債権管理の効率化等の観点から、債務者ごとに名寄せを行う他、債務者情報をグループ間で共有するため、ミーティングや声かけ等を行うことが有用である</u>と考える。</p>

部署名	区分	本編 第 4 章 第 3 の番号・標題・内容
健康部 健康政策課	指摘	<p>10- 1</p> <p>つり銭管理簿の確認について</p> <p>現金等出納事務マニュアルにおいて、つり銭準備金残高を複数職員で確認し、日々、つり銭準備金管理簿を記帳し、確実に保管することが定められている。</p> <p>つり銭準備金管理簿を閲覧したが、記帳者の確認印はあるものの、確認者の確認印が無い日が散見された。</p> <p><u>この点につき、記帳者と確認者による複数職員の確認が行われ、その証跡が残されることが必要であると考える。</u></p>
健康部 健康政策課	意見	<p>10- 2</p> <p>債権管理について</p> <p>運営している診療所の債権の滞納者リストに発生日や調査日が古いものがあるため、不納欠損処理の状況について確認したところ、平成27年度以降の不納欠損処理は確認できなかった。</p> <p>また、債務者毎に個別の管理簿があり、所在調査の記録などは債務者毎に記録を綴っているとのことであるが、一覧表である債権管理台帳の調査日が平成25年から更新されていないものも散見されるため、組織として債権管理の状況を適切に把握するためにも、<u>債権回収の証跡を管理簿として適切に残すことが求められる。</u></p>
豊橋市保健所 食肉衛生検査所	指摘	<p>11- 1</p> <p>共有ID・パスワードの使用について</p> <p>手数料の算定に関連して、システムの運用状況を確認した。</p>

部署名	区分	本編 第 4 章 第 3 の番号・標題・内容
		<p>システムとしては、と畜検査情報処理システムを使用しているが、共有ID・パスワードにより、複数名で使用していた。</p> <p>システムのログにより、システム内のデータの改ざん、抜き取り等に対するけん制のため、<u>個人ごとにID・パスワードを設定する必要があると考える。</u></p>
豊橋市保健所 食肉衛生検査所	意見	<p>11- 1</p> <p>検査手数料について</p> <p>と畜検査手数料については、豊橋市保健所及び保健センター条例で定められており、最新の条例は、令和3年 6月 1日から施行されている。</p> <p>と畜検査手数料の高低については、豊橋市として定期的な見直しにあたり、サービスの提供にかかるコストを基に一定の利用者負担を求めているとのことであるが、近隣の食肉衛生検査所とも比較した旨の痕跡は確認できなかった。</p> <p><u>近隣の食肉衛生検査所とも比較した上で、と畜検査手数料を決定した旨の痕跡を残すことが望ましいと考える。</u></p>
豊橋市保健所 食肉衛生検査所	指摘	<p>11- 3</p> <p>つり銭の確認について</p> <p>つり銭準備金保管簿を閲覧したところ、複数名によりつり銭を確認している事実が把握できなかった。</p> <p>本来は、<u>つり銭を扱う担当者が、つり銭準備金保管簿に記入し、毎日、記帳者印を押印するとともに、担当者とは別の者も、毎日、確認者印を押印する必要がある、改善が必要である</u>と考える。</p>

部署名	区分	本編 第 4 章 第 3 の番号・標題・内容
豊橋市保健所 食肉衛生検査所	意見	<p>11- 3</p> <p>ア 公印使用時の承認について</p> <p>証明書を発行する際には、公印を押印することになっており、また、その際には、公印を使用するための承認印を得た後に押印することとなっている。</p> <p>この点につき、令和 4 年度の状況を確認したところ、公印使用の承認印が確認できなかった。令和 5 年度については、承認印の確認はできたが、<u>公印使用時の承認は、継続的に実施することが望ましいと考える。</u></p>
豊橋市保健所 食肉衛生検査所	意見	<p>11- 3</p> <p>イ つり銭の残高について</p> <p>つり銭としては、毎日20,000円を用意しているが、つり銭準備金保管簿を閲覧したところ、つり銭の使用がみられなかった。</p> <p>これは、証明書の発行先が限定され、また継続的な取引先であるため、つり銭が不要のように現金を用意してくることによることであった。</p> <p>今後も、<u>つり銭が不要な状況が続くことが想定される場合には、盗難・紛失リスクを低減させるため、つり銭の残高を減らすことも検討の余地がある</u>と考える。</p>

部署名	区分	本編 第 4章 第 3の番号・標題・内容
環境部 ゼロカーボンシティ推進課	意見	<p>12- 1</p> <p>ア 原状回復費用の確保について</p> <p>本事業は、発電事業者に市有地を賃貸し、当該事業者の負担でメガソーラー設備を設置し発電を行うものである。本事業は、最長で令和15年 9月30日まで更新される予定である。</p> <p>本事業終了後、事業者は設備を撤去し原状回復した後、豊橋市に対し土地を返還することが原則であるが、終了の2年前までに発電施設の取扱いについて事業者と協議することとされている。この点、事業期間が21年間と長期にわたることから、事業者の財務状況の変化等により賃料の回収や原状回復の実行に関して不測の損害を被る可能性がある。そのため、こうした事態に備え、基本協定書及び事業協定書には条項が無いが、<u>事業者に対して保証金の差入や原状回復費用の積み立てを求める、若しくは、財務状況の報告を求める等の対応を、事業期間の終了に向けて検討していくことが望ましい。</u></p>
環境部 ゼロカーボンシティ推進課	意見	<p>12- 1</p> <p>イ 事業協定書に基づく賃貸料の見直しの検討について</p> <p>事業期間は長期にわたるが、公募提案により賃料が決まっているため、事業協定書において賃料の見直しをする規定が無く、年額7,000,000円と一定額で固定となっている。ただし、事業協定書において、課税標準額が上昇し、賃貸借料が豊橋市の普通財産の貸付料算定要領に定める貸付料の基準額を下回った場合、通</p>

部署名	区分	本編 第 4 章 第 3 の番号・標題・内容
		<p>知を持って賃貸借料の増額を申し出ることができる旨が規定されている。この点、<u>定期的に課税標準額に基づく検討を行った資料が残されていないため、検討を実施した証跡を残すことが望まれる。</u></p>
環境部 収集業務課	指摘	<p>13- 1 新型コロナウイルス下の入札について</p> <p>入札にあたり、新型コロナウイルス対応のため、契約検査課から発出された事務連絡に基づき、郵送（書留）及び持参による入札を実施していた。</p> <p>また、当該事務連絡では、職員は開札日時まで開封しないこと、及び入札事務に関係のない職員を立ち会わせることになっていたが、ファイリングされた入札書を確認したところ、この事実が確認できなかった。</p> <p>新型コロナウイルス下ではあったものの、通常の入札実施時と同様の公正性を明確にするため、<u>開札者に加えて立会者のサイン等の痕跡を入札書に残し、入札書を開札日時まで開封しなかったこと、複数者で開札を行ったことを明確にする必要があると考える。</u></p>
環境部 収集業務課	意見	<p>13- 2 未販売品の数量確認について</p> <p>リユース家具展示販売会の結果を確認したところ、展示数・販売数の資料は確認できたものの、未販売品の数量を、実際に数えた資料は確認できなかった。</p> <p>収納されるべき金額が、正しく収納されたことを確認するためには、<u>まず未販売品の数量を実際に数え、当初の展示数から差し引くことで、逆算してあるべき販売数量を把握する必要がある。</u></p>

部署名	区分	本編 第 4 章 第 3 の番号・標題・内容
		<p>次に、当該販売数量に、販売単価を乗じることで、<u>収納されるべき金額を把握し、これを実際の収納金額と一致を確認する必要があるため、改善すべきと考える。</u></p>
環境部 収集業務課	指摘	<p>13- 3</p> <p>ア 領収印の押印もれについて</p> <p><u>領収書綴りを確認したところ、領収書控への領収印の押印もれが 1 件あった。</u></p> <p>収集業務課が使用する領収書は、複写式ではなく、領収書控にも領収印を押印することになっている。</p> <p>もともと件数は少ないものの、公金でもあり、改善すべきと考える。</p>
環境部 収集業務課	指摘	<p>13- 3</p> <p>イ 複数名による収納金の確認について</p> <p>前述のリユース家具展示販売会で家具等再生品を販売した代金については、現金取扱簿を作成し、収納金を複数名で確認していたが、犬、猫等死体処理手数料については、現金取扱簿を作成しておらず、複数名により収納金を確認した旨の痕跡が確認できなかった。</p> <p>豊橋市の現金等出納事務マニュアルには、「収納した現金等と申請書、領収書控えなどの証拠書類は当日必ず複数職員で照合・確認」する旨の記載がある。件数は少ないものの、<u>犬、猫等死体処理手数料についても、現金取扱簿を作成し、複数名で収納金を確認した痕跡を残す必要があると考える。</u></p>

部署名	区分	本編 第 4 章 第 3 の番号・標題・内容
産業部 競輪事務所	意見	<p>14- 1</p> <p>拾得物の取扱いについて</p> <p>拾得物の取扱いについて、マニュアル等の有無を確認したところ、競輪事務所としてのマニュアルはなく、愛知県警察本部総務部が作成している「遺失物取扱いのしおり」に基づいて運用しているとのことであった。</p> <p>この点につき、当該「遺失物取扱いのしおり」を基に、競輪事務所としての固有の取扱いが不明な点について、メールにより質問したところ、以下の回答をえた（回答について、指摘・意見はない。）。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>ア 何が拾得物にあたるか、拾得物の定義を教えてくださいませんか。</p> <p>（ご回答）</p> <p>管理している建物、施設内において、持ち主が誤って落としたり、置き忘れてしまった物のことで、落とし物を拾った場合、その拾ったものを拾得物といたします。</p> <p>イ 拾得物の警察への届出はいつまでに行うことになっているのでしょうか。</p> <p>（ご回答）</p> <p>拾得物の提出については1週間以内。なお、名前が入ったもの（保険証など）がある場合は、即日対応（届出）しています。</p> <p>ウ 拾得物は、全て（何でも）警察へ届け出るでし</p> </div>

部署名	区分	本編 第 4 章 第 3 の番号・標題・内容
		<p>ようか。あるいは、届け出るものと、届け出ないものがある場合、その違いを教えてくださいませんか。</p> <p>(ご回答)</p> <p>落とし物かゴミかの違いで、警察署にゴミを増やしてしまうような物は、届け出ておりません。</p> <p>エ 届け出ないものがある場合、保管期間を教えてくださいませんか。</p> <p>(ご回答)</p> <p>原則 3 か月間保管しています。</p> <p>オ 保管期間が過ぎた場合の取扱いを教えてくださいませんか。</p> <p>(ご回答)</p> <p>廃棄しています。</p> <p>カ 拾得物件の権利は保有されるという理解で良いでしょうか。</p> <p>(ご回答)</p> <p>保管に要する手数料や届出に要する交通費などの費用請求、お礼の受け取り、届出をしても落とし主が判明しない場合の所有権の主張については、放棄をしています。</p> <p>キ 報労金や所有権はどのように扱われるでしょうか。</p>

部署名	区分	本編 第 4 章 第 3 の番号・標題・内容
		<p>(ご回答)</p> <p>拾得物件の届出に際し、権利放棄の申告を行っています。</p> <p>ク 拾得物を売却することはあるでしょうか。</p> <p>(ご回答)</p> <p>売却することはありません。</p> <p>確かに、愛知県警察本部総務部が作成している「遺失物取扱いのしおり」は、拾得物の取扱いの基本方針として、当然に拠り所になるが、当該しおりは、広く一般に、施設占有者を対象にしているため、汎用的な表現にならざるを得ない部分がある。</p> <p>この場合、競輪事務所としての具体的な固有の取扱いが不明確となり、担当者ごとに、取扱いが異なることも想定される。</p> <p>したがって、あくまで、当該しおりを補足する位置づけとして、<u>簡易なマニュアル（例えば、前述の回答を文書化したものなど）を作成し、取扱いの標準化や判断の効率化を図ることも有用である</u>と考える。</p>
建設部 河川課	指摘	<p>15- 1</p> <p>現金による徴収について</p> <p>公共物使用料は、納付書による金融機関納付を原則としているが、納入期限が切れた滞納整理で使用者方に出向いた場合には、現金による徴収も行っている。</p> <p>この点につき、公共物使用料現金取り扱いマニュアルを確認したところ、「徴収に際しては、つり銭のないよう徴収する。」とされているが、過去の事例で、</p>

部署名	区分	本編 第 4 章 第 3 の番号・標題・内容
		<p>職員が実際に徴収する際、徴収機会を逸しないために、職員個人の小銭によりやむを得ず両替の対応をしたことがあるとのことであった。</p> <p>職員個人の小銭を前提とした徴収は、公金と私金の区別があいまいになりかねず、健全ではないため、<u>必要な場合には、つり銭を準備する必要があると考える。</u></p>
建設部 河川課	意見	<p>15- 1</p> <p>公共物の使用調査について</p> <p>公共物使用料に関連して、公共物の使用調査の状況を確認した。</p> <p>公共物使用料は、使用者による使用申請を許可し、申請内容に基づき計算して得た額を徴収している。</p> <p>この点につき、使用者による使用申請に基づき徴収するという制度上、無断使用や用途変更等があっても、豊橋市は認識することが難しいと考えられるため、使用調査を実施しているか確認したところ、定期的な調査は実施しておらず、市民からの河川・水路等に関する相談・連絡により判明することがあるとのことであった。</p> <p>公平性を保つ観点からも、<u>定期的に使用調査を行うか、無断使用等があった場合の課の連絡先について更なる周知を行うことが望ましいと考える。</u></p>
建設部 建築指導課	意見	<p>16- 1</p> <p>公印の押印方法について</p> <p>建築指導課では、各種証明書を交付している。また、証明書を交付する際には、予めひな型が作成され</p>

部署名	区分	本編 第 4 章 第 3 の番号・標題・内容
		<p>た表計算ソフトにより作成後、証明書を印刷し、公印を押印して、交付している。</p> <p>また、公印の押印方法について確認したところ、担当者が押印を申請し、課内の押印承認者が承認した後、担当者自らが、公印の置かれた場所に行き、押印していた。</p> <p>この点につき、公印は、管理者の座席の横にある共用スペースに置かれていたものの、会議等により常に在席しているとは限らず、万一、担当者が、承認された文書「以外」の文書に、公印を押印したとしても、判別できない状況であった。</p> <p>したがって、<u>以下のいずれかの対応が望ましいと考える。</u></p> <p><u>ア 押印を申請した者ではなく、押印を承認した者が、実際に押印する。</u></p> <p><u>イ 人員等の都合で、アの対応が難しい場合には、少なくとも、押印を申請した者は押印せず、別の職員が押印する。</u></p> <p><u>ウ 人員等の都合で、押印を申請した者が、公印を押印せざるを得ない場合でも、押印を申請した者とは、別の職員の面前で押印する。</u></p>
都市計画部 公園緑地課	意見	<p>17- 1</p> <p>提案書形式における設置予定者の決定について</p> <p>自動販売機設置に係る募集要項を確認したところ、設置予定者の決定にあたっては、物件ごとに最低使用料以上の最高の価格を提案した提案者を設置予定者とする旨の記載があった。また、提案書を確認したとこ</p>

部署名	区分	本編 第 4 章 第 3 の番号・標題・内容
		<p>ろ、金額の提案が 1 枚あるのみであった。</p> <p>より高い公園使用料を提案した提案者が決定されるため、決定するプロセスとしては、事実上、入札と同じであると考えられる。提案書の保管場所や開封などの事務処理は、契約検査課の令和 2 年 8 月 7 日付け事務連絡「郵送による入札について」に準じて手続きを行っているが、公正性を明確にするため、<u>提案書に開封者に加えて立会者のサイン等の痕跡を残し、提案書を提出期限まで開封しなかったこと、複数者で開封したことを明確にする必要があると考える。</u></p>
総合動植物公園 動植物園	意見	<p>18- 1</p> <p>委託料の割合について</p> <p>豊橋市は、動植物園の入園者の便宜を図るため、入園券（クーポン）の発行を、旅行会社に委託している。</p> <p>また、委託料として、入園券（クーポン）の券面金額の一定割合を、当該業者に支払うことになっているが、委託契約が自動更新であることもあり、平成16年3月以降、見直しの要否の検討がなされていなかった。</p> <p>委託料の割合については、増・減の他、結果的に、同一割合になることも想定されるが、少なくとも<u>定期的に、当該割合の妥当性について、検討する必要があると考える。</u></p>

部署名	区分	本編 第 4章 第 3の番号・標題・内容
総合動植物 公園 動植物園	意見	<p>18- 2</p> <p>遊具使用料の見直しについて</p> <p>サーキット使用料に関連して、「豊橋総合動植物公園規則」を確認したところ、遊具使用料として、スポーツカートや大観覧車等がある。</p> <p>令和 5年 9月現在、入園料の見直しを検討しているとのことであったが、<u>遊具使用料についても、施設における一連の収入として、近隣の情報を入手し、検討することが望ましいと考える。</u></p>
総合動植物 公園 動植物園	意見	<p>18- 3</p> <p>再販売の検討について</p> <p>訪問日現在、タンブラーの在庫数を確認したところ、425個の在庫があるとのことであった。</p> <p>象の来園時以降、現在では店頭には置かず、販売していないとのことであったが、販売期間が限定されるデザインではないため、<u>再販売の検討も有用であると考える。</u></p>
総合動植物 公園 動植物園	指摘	<p>18- 4</p> <p>複数名による収納金の残高の確認について</p> <p>入園料に関連して、収納金出納簿を閲覧した。</p> <p>収納金として、動物エサやり・ふれあい体験等があるが、複数者により収納金をチェックしている痕跡が確認できなかった。</p> <p>本来は、<u>収納金を扱う担当者が、収納金出納簿に記入し、毎日、記帳者印を押印するとともに、担当者とは別の者も、毎日、確認者印を押印する必要があり、改善が必要である</u>と考える。</p>

部署名	区分	本編 第 4章 第 3の番号・標題・内容
総合動植物 公園 動植物園	意見	<p>18- 4</p> <p>ア 収納金の残高について</p> <p>入園料に関連して、収納金出納簿を閲覧したところ、残高が150万円から200万円以上で推移している月があった。</p> <p>盗難・紛失リスクを低減させるため、<u>残高がゼロになるように、預金口座に預け入れることが望ましいと考える。</u></p>
総合動植物 公園 動植物園	意見	<p>18- 4</p> <p>イ ウェブチケットや招待券の様式について</p> <p>入園料に関連して、入園券の様式を定めた「豊橋総合動植物公園規則」を確認したところ、<u>ウェブチケットや招待券についての様式の定めがなかった。</u></p> <p><u>規則の整理が必要であると考える。</u></p>
総合動植物 公園 動植物園	意見	<p>18- 4</p> <p>ウ 報告書と券売機から出力されるジャーナル（日計表）との照合について</p> <p>日々の入園料については、委託業者から、当日の入園者数と金額の報告書及び、券売機から出力されるジャーナル（日計表）を入手しているが、両者を照合している痕跡が確認できなかった。</p> <p>当日の入園者数と金額の報告書は、入力間違いがないとは言い切れず、<u>入園料の正確な把握のためには、ジャーナル（日計表）と照合する必要があると考える。</u></p>

部署名	区分	本編 第 4 章 第 3 の番号・ 標題・ 内容
総合動植物 公園 動植物園	意見	<p>18- 4</p> <p>エ 豊橋総合動植物公園イベント開催実行委員会の活動について</p> <p>入園料に関連して、その他の収入について確認したところ、園内ラリー参加費収入や、自然史博物館のナイトミュージアム参加費の収入等は、豊橋市とは別主体の、豊橋総合動植物公園イベント開催実行委員会が主催していた。</p> <p>当該実行委員会の規約を確認したところ、委員会は、豊橋市と公益財団法人豊橋みどりの協会その他で組織され、豊橋市から令和 3 年度では45,000,000円の負担金が拠出されるとともに、剰余金268,591円が令和 4 年度に繰り越されていた。</p> <p>実行委員会形式による活動は、動植物園を柔軟に運営するための措置であると推測するが、<u>豊橋市と実行委員会の活動内容について、両者の区別や関係性を明確にする必要があると考える。</u></p> <p>また、当該委員会の事務局は動植物園に置かれ、具体的な活動は、豊橋市職員が就業時間内や就業時間外で実施しており、<u>職員の活動についても、区別や関係性を明確にする必要があると考える</u>（なお、委員会から人件費は支払われてはいない。）。</p> <p>加えて、当該<u>委員会の収支報告や規約、事業報告書や構成員を公表し、透明性を高める必要があると考える。</u></p>

部署名	区分	本編 第 4章 第 3の番号・標題・内容
豊橋市民病院 管理課	指摘	<p>19- 1</p> <p>遅延損害金の請求について</p> <p>「市有財産賃貸借契約書」第 5条（賃借料の納付）に、本件調定額の納付期限は令和 4年 5月 2日と定められている。しかし納付を受けたのは令和 4年 5月12日となっていたため、その理由について質問を実施した。その結果、相手方の事務処理の都合等で遅れているとの回答であった。</p> <p>「市有財産賃貸借契約書」第 7条（遅延損害金）によると、納付が遅れた場合は遅延損害金を受け取る契約となっている（本件調定額について本来得べき遅延損害金は、遅延発生時の利息率に基づく $8,828,500円 \times 2.5\% \div 365日 \times 10日 = 6,000円$ ※100円未満切り捨て）が、当該損害金は相手方へ請求していない。</p> <p>このように契約書に基づき請求が可能な損害金については、他の契約も含め、<u>網羅的かつ適時に請求を行い、市政の歳入として収受すべきである。</u></p>
豊橋市民病院 管理課	意見	<p>19- 2</p> <p>契約書内容の確認体制について</p> <p>本件調査費用の内容には、「令和 3年 9月請求漏れ分」との記載があり、本来前年に収受すべき金額を令和 4年に収受しているため、当該請求漏れについて質問を実施した。</p> <p>これについて、令和 3年10月に当初契約期間の延長に係る変更契約を締結した際、この契約期間の延長に伴い新たに請求できる項目（今回の請求漏れ分</p>

部署名	区分	本編 第 4章 第 3の番号・標題・内容
		<p>）について変更契約書へ記載すべきところ、記載を失念しており令和 3年中の請求に至らなかったため、令和 4年 5月に変更契約を再度締結し、令和 4年分と併せて請求したとの回答であった。</p> <p>請求の遅延や請求漏れの可能性、契約書の記載に基づく履行を求められた場合の対応に困難が伴うことも想定されるため、<u>契約書の内容については、複数名での実質的な内容のチェックを行うことが求められる。</u></p>
豊橋市民病院 管理課	意見	<p>19- 3</p> <p>借上公舎の空室について</p> <p>借上宿舎入居者一覧表（令和 4. 9. 1）によれば、医師の借上部屋数74に対する空室数37（50.0%）、看護師の借上部屋数12に対する空室数 2（16.6%）となっている。</p> <p>公舎を必要とする人数の過去の変動状況や今後の見込み、仮に借上げが必要となった場合に適時に新規に部屋を確保できるか否かの賃貸市場動向等を考慮し、<u>長期的に使用しない借上部屋を減らす可否を検討する必要がある。</u></p>
豊橋市民病院 医事課	意見	<p>20- 1</p> <p>医業収納簿の細節の記載について</p> <p>細節が「腎移植提供手数料」となっており、実際の「骨髄移植」との相違があるが、過去に事例が無いため、近似したものを使用したとのことである。</p> <p>細節は手入力であるため、事後的なデータの検索可能性、分析への使用の可能性を考慮し、「移植手数</p>

部署名	区分	本編 第 4章 第 3の番号・標題・内容
		<p>料」等の<u>包括的な文言を使用するか</u>、「腎移植」や「骨髄移植」等の<u>適切な文言を使用して区別するか</u>、<u>検討が望まれる。</u></p>
上下水道局 総務課	指摘	<p>21- 1</p> <p>在庫管理について</p> <p>「とよっすい」の在庫について、受払い時には複数名で在庫数を数え管理しているとの説明を受けたが、受払管理表上、複数名で数えていることを確認できなかった。</p> <p>「とよっすい」は、販売の他、無償配布のために払い出すこともあり、紛失や不明な払い出し等が無いよう、<u>複数名で管理していることを事後的に確認できるようにする必要があると考える。</u></p> <p>また、受払管理表はパソコン上のソフトで作成していたが、前述のとおり、払い出しの都度、複数名で確認し、また、修正を容易に行うことができないようにするためには、<u>受払管理表は手書きで、ボールペンで作成することが望ましいと考える。</u></p>
上下水道局 総務課	意見	<p>21- 3</p> <p>売却した不用品の重量の検証について</p> <p>老朽化した鑄鉄管等の不用品の売却は、入札により実施される。</p> <p>また、入札を実施する前には、各課担当者が重量の見積りを行い、入札参加者に提示される。</p> <p>次に、売却先業者は、入札により、一番高い単価で買い取る旨を提示した業者が決定される。</p> <p>決定された売却先業者は、計量証明事業者でもあ</p>

部署名	区分	本編 第 4章 第 3の番号・標題・内容
		<p>るため、改めて、自社で不用品の重量を計測し、これに落札で決定された単価を乗じ、当該金額を上下水道局に自己申告することで、上下水道局としての売却収入が算定される。</p> <p>この点につき、各課担当者が事前に見積もった重量と、売却先業者の自社計測の重量を比較した。</p> <p>結果、担当者の見積りが約12tのところ売却先業者の計測重量が 9tであったり、担当者の見積りが約0.55tのところ計測重量が160kgであったりと、担当者の見積りよりも、かなり少ない重量による売却の場合があった。また、検証もなされていなかった。</p> <p>入札時の想定よりも売却収入が減少する場合がありますため、<u>売却先業者が計測した際の重量の写真を確認する他、各課担当者の重量の見積りの精度を上げるとともに、差異が大きい場合には検証する必要があると考える。</u></p>

2 決算事務についての監査結果の指摘と意見の一覧

部署名	区分	本編 第 6章の標題・内容
会計管理者 会計課	意見	<p>第 6章 収入未済額の確認について</p> <p>会計課では、決算時に、各課宛てに、以下の事務連絡を発出している。</p>

部署名	区分	本編 第 6章の標題・内容
		<p data-bbox="598 336 957 369">事務連絡 令和 5年 5月</p> <div data-bbox="566 392 1348 638" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="574 403 1340 627">収入未済額の繰越にあたっては、収入未済額繰越通知書の提出だけでなく財務会計システム上で調定処理を行う必要もありますので、漏れのないように適正な処理を実施してください</p> </div> <p data-bbox="566 649 1348 806">この事務連絡は、各課において、収入未済額と、財務会計システムにおける当該金額との整合性を確認することを目的としている。</p> <p data-bbox="566 828 1348 985">また、会計課においても、各課から提出された収入未済額繰越通知書については、重ねて財務会計システムの数値との一致を確認している。</p> <p data-bbox="566 1008 1348 1299">ただ、万一、繰越未収金について財務会計システムで調定処理を失念していたものが、収入未済のまま年度末を迎え、収入未済額繰越通知書への記載も失念した場合には、会計課としても確認できず、結果的に、豊橋市の決算が誤ることが想定される。</p> <p data-bbox="566 1321 1348 1713">したがって、まずは各課が収入未済額と財務会計システムとの整合性を確認し、提出する収入未済額繰越通知書に、繰り越す年度において調定処理した際に発行される調定番号を記載するなど財務会計システムとの整合性の確認欄を設けるとともに、この提出を受けた会計課も追加確認することが望ましいと考える。</p>

第 4章 収入データ（調定データ）に基づく監査の結果

第 1 主な監査手続

主な監査手続として、以下を実施した。

- 1 公金収納の財務データを入手し、分析を行うとともに、監査対象となる案件と、質問事項の洗い出し
- 2 ヒアリング前の事前照会として、洗い出した質問事項への回答を各部署に依頼
- 3 質問事項について、各部署から回答を入手し、分析を行うとともに、各部署へ関連資料の提出を依頼
- 4 質問事項への回答に加え、各部署から提出された関連資料に基づき、ヒアリングするとともに、関係法令等への準拠性の検証、内部管理文書等の閲覧、証拠書類との突合等

第 2 監査対象案件の抽出基準と監査対象案件

収入データ（調定データ）に基づく監査を実施するにあたり、監査対象年度を中心としたデータを入手し、次の抽出基準に基づき監査対象案件を抽出し、監査を実施した。

1 監査対象案件の抽出

(1) 抽出の母集団データ

抽出の母集団は、以下の収入データである。

- ・一般会計
- ・水道事業
- ・下水道事業
- ・医業収納簿
- ・医業外収納簿

(2) 抽出方法

抽出の母集団としたデータから、次の視点により抽出した。

- ・市長部局・公営企業等について、部局横断的に抽出
- ・調定内容や金額等を基に、様々な取引形態や処理方法による取引が対象サンプルとして抽出されるよう、任意に抽出

（特定のリスク要因を識別して選定したものではない。）

なお、調定内容を基に、派生論点についても監査を実施している。

2 抽出した監査対象案件

前項の条件に基づき抽出した結果、以下の公金収納の調定を監査対象案件とした。なお、表中で網掛けを付しているものは、監査対象案件のうち書類の確認を行い、ヒアリングの対象外としたものである。

部局名	課室名	件名	調定額	指摘意見	番号
防災危機管理課	防災危機管理課	小型無人航空機事故に係る保険金	750,150	—	—
防災危機管理課	防災危機管理課	社会資本整備総合交付金（海岸）	741,000	—	—
総務部	行政課	公印の押印方法について ※他の部署の収入データの監査に関連して実施		意見	1- 1
財務部	財政課	積立型基金からの一時運用金	2,500,000,000	—	—
財務部	財政課	学校教育施設等整備事業にかかる市債の発行	1,685,800,000	—	—
財務部	財政課	豊橋市ふるさと寄附金	5,585,000	—	—
財務部	資産経営課	市有財産売買代金の残金（つつじが丘三丁目）	69,993,000	—	—
財務部	資産経営課	豊橋サイエンスコア敷地賃貸料	8,068,035	—	—
財務部	資産経営課	令和4年度庁舎使用料（イデア ル・アトレ）	2,661,711	—	—
財務部	資産経営課	令和5年3月分 豊橋市ヶ谷ビル賃貸料	2,550,899	意見	2- 1
財務部	資産経営課	神野新田町地内 駐車場として	1,061,301	—	—
財務部	資産経営課	立木伐採補償費（5,617本）	636,516	—	—

部局名	課室名	件名	調定額	指摘 意見	番号
財務部	資産経営課	東田譲渡住宅敷地賃貸料（第1回分）	556,441	—	—
財務部	資産経営課	電気料（行政財産目的外使用許可に伴う電気料実費相当額）9月分	398,666	—	—
財務部	資産経営課	佐藤五丁目 土地賃貸料として	324,727	—	—
財務部	資産経営課	弥生町駐車場貸付料（令和4年11月分）	304,000	指摘 意見	2- 2
財務部	資産経営課	職員会館 電気料（令和5年2月分）	249,210	—	—
財務部	資産経営課	庁舎駐車場使用料 3月24日～26日分	224,300	指摘	2- 3
財務部	契約検査課	物品売払収入一般会計（日野 ダンプ ほか全5台）	3,155,180	—	—
財務部	契約検査課	前処理用一軸式破砕機修繕に伴う契約保証金	1,976,700	—	—
財務部	契約検査課	物品売払収入一般会計（スズキキャブオーバー ほか全4台）	380,000	—	—
財務部	契約検査課	見積書の確認について ※他の収入データの監査に関連して実施		意見	3- 1
財務部	市民税課	クレジットカードによる収納（固定資産税・都市計画税 6月15日 公金）	54,926,200	—	—
財務部	市民税課	クレジットカードによる収納（固定資産税・都市計画税 12月15日 公金）	436,200	—	—

部局名	課室名	件名	調定額	指摘 意見	番号
財務部	資産税課	証明書発行手数料	89,200	指摘 意見 3	4- 1
財務部	納税課	年金支払請求権の差押分年金支払 請求権による差押に際して入金さ れた歳入歳出外現金	3,238,790	—	—
財務部	納税課	交付要求配当金	2,648,700	—	—
財務部	納税課	生命保険の失効返戻金支払請求権 による差押に際して入金された歳 入歳出外現金	1,043,115	—	—
財務部	納税課	クレジットカードによる収納（市 民税・県民税普徴12月15日公 金）	550,500	—	—
財務部	納税課	市税督促手数料	2,100	—	—
企画部	政策企画課	新型コロナウイルス感染症対応地 方創生臨時交付金（電力・ガス・ 食料品等価格高騰重点支援地方交 付金分）	604,396,000	—	—
企画部	首都圏 活動センタ ー	11月14日 への国東三河応援倶 楽部総会参加費として4,000円 ×86名	344,000	指摘 2	5- 1
企画部	首都圏 活動センタ ー	令和4年4月分 豊橋市首都圏 活動センター転貸料	110,413	—	—
市民協 創部	市民協働 推進課	認可地縁団体告示事項証明手数料 （三本木町自治会）	1,000	—	—

部局名	課室名	件名	調定額	指摘 意見	番号
市民協 創部	市民課	広告付き窓口案内表示盤広告料	4,026,000	—	—
市民協 創部	市民課	住民票手数料（自動交付サービス・コンビニ店舗分）	196,959	—	—
市民協 創部	市民課	戸籍手数料（本庁分）（本庁 令和 4 年 5 月 10 日分）	140,650	指摘 2 意見	6- 1
市民協 創部	市民課	戸籍手数料（本庁分）（本庁 令和 4 年 11 月 2 日分）	99,400	上記	上記
市民協 創部	市民課	証明手数料（自動交付サービス・コンビニ店舗分）	92,794	—	—
市民協 創部	安全生活課	一般寄附金	2,000,000	—	—
市民協 創部	安全生活課	計量器定期検査手数料（6 月 2 日分）	52,400	—	—
福祉部	福祉政策課	市営墓地使用料 向山霊苑使用料	1,456,000	—	—
福祉部	福祉政策課	市営墓地使用料 飯村墓地使用料	662,000	—	—
福祉部	福祉政策課	市営墓地使用料 向山霊苑使用料	450,800	—	—
福祉部	福祉政策課	市営墓地使用料 梅田川霊苑使用料	360,000	—	—
福祉部	国保年金課	令和 4 年度愛知県国民健康保険保険給付費等交付金（普通交付金）5 月分（一般被保険者分）	1,828,576,000	—	—
福祉部	国保年金課	差押の市税等充当分（10 月 24 日交付期日分）	2,443,344	—	—

部局名	課室名	件名	調定額	指摘 意見	番号
福祉部	国保年金課	医療法人〇〇 診療報酬等返還金 (一般) 分割 36 回目	1,000,000	—	—
福祉部	国保年金課	令和 4 年 10 月東三河広域連合徴 収金払込分 (国民健康保険税滞繰 本税)	835,988	—	—
福祉部	国保年金課	差押の市税等充当分 (8 月 15 日 交付期日分)	728,208	—	—
福祉部	国保年金課	高額療養費 (福祉医療) 令和 4 年 5 月 20 日支給分 4 件	706,479	—	—
福祉部	国保年金課	差押の市税等充当分 (7 月 14 日 交付期日分)	2,600	—	—
福祉部	国保年金課	証明手数料 (国民健康保険加入状 況証明書)	200	意見	7- 1
福祉部	長寿介護課	令和 2 年度豊橋市グループホーム 等防災改修等支援事業補助金超過 交付分返還金	2,943,000	—	—
福祉部	障害福祉課	令和 4 年度障害者自立支援給付費 負担金 (4 月～10 月分)	2,140,096,525	—	—
福祉部	総合 老人ホーム	特別養護老人ホーム使用料本人負 担分 (11 月分)	3,073,519	指摘	8- 1
福祉部	総合 老人ホーム	特養ショートステイ介護給付 (5 月分)	689,134	—	—
こども 未来部	福祉事務所 子育て支援 課	(県・外来) 子ども医療費 返還 金 平成 31 年 1 月分から令和元 年 12 月分 (医療法人〇〇)	2,043,020	—	—

部局名	課室名	件名	調定額	指摘意見	番号
こども 未来部	福祉事務所 子育て支援 課	(入院) 障害児入所医療に係る返 還金 (平成 28 年 10 月～平成 29 年 3 月、令和 3 年 8 月～12 月診 療分)	289,978	—	—
こども 未来部	福祉事務所 子育て支援 課	債権の名寄せ及び調査状況の共有化について ※他の収入データの監査に関連して実施		意見	9- 1
こども 未来部	こども若者 総合相談支 援センター	令和 4 年度子ども・子育て支援事 業交付金 (第 1 回: 養育支援訪問 事業)	726,000	—	—
こども 未来部	保育課	高山学園 障害児通所給付費 6 月利用分 (7 月受付分)	8,723,604	—	—
こども 未来部	保育課	令和 4 年度 子ども・子育て支援 交付金 (子育て支援センター (公 立))	726,000	—	—
こども 未来部	保育課	高山学園 障害児相談支援給付費 5 月利用分 (6 月受付分)	492,976	—	—
こども 未来部	保育課	牛川東保育園 7 月分 給食費収 入 (キャッシュレス決済)	260,236	—	—
こども 未来部	保育課	こじかこども園 11 月分 給食費 収入 (キャッシュレス決済)	211,394	—	—
健康部	健康政策課	授業料 11 月分口座振替 (とよし ん) 12,000 円×133 人 No.83	1,596,000	—	—
健康部	健康政策課	不要医薬品売却	1,490,681	—	—
健康部	健康政策課	地元の元気応援寄附	766,000	—	—
健康部	健康政策課	豊橋市歯科医師会施設土地賃借料	723,882	—	—

部局名	課室名	件名	調定額	指摘意見	番号
健康部	健康政策課	令和 4 年度 豊橋市立看護専門学 校建物貸付料（自動販売機）2 台	348,333	—	—
健康部	健康政策課	医薬品販売業許可等手数料 7 件	88,200	指摘	10- 1
健康部	健康政策課	債権管理について		意見	10- 2
健康部	生活衛生課	令和 4 年 4 月分 狂犬病予防法 に基づく犬の登録及び狂犬病予防 注射済票交付事務手数料	4,686,800	—	—
健康部	生活衛生課	食品衛生営業手数料 16 件	249,100	—	—
健康部	生活衛生課	食品衛生営業手数料 15 件	220,500	—	—
健康部	食肉衛生 検査所	と畜検査手数料 1,151 件	480,800	指摘 意見	11- 1
健康部	食肉衛生 検査所	と畜検査手数料 1,109 件	465,200	上記	上記
健康部	食肉衛生 検査所	証明手数料 20 件	11,000	指摘 意見 2	11- 3
健康部	こども 発達センタ ー	障害児通所給付費（令和 4 年 5 月サービス分、4 月サービス返戻 分）	828,297	—	—
健康部	こども 発達センタ ー	〇〇〇〇令和 5 年 2 月分 文書 料	8,800	—	—
健康部	こども 発達センタ ー	証明手数料 5 月分（3 件）	6,388	—	—

部局名	課室名	件名	調定額	指摘 意見	番号
環境部	ゼロカーボ ンシティ推 進課	豊橋市老津町地内 メガソーラー 発電事業用地として	7,000,000	意見 2	12- 1
環境部	ゼロカーボ ンシティ推 進課	物品売買契約（布類・第 2 期）10 月分	456,330	—	—
環境部	ゼロカーボ ンシティ推 進課	物品売買契約（布類・第 1 期） 6 月分	259,860	—	—
環境部	ゼロカーボ ンシティ推 進課	大きなごみ証紙代 7 月 26 日分 12 件（郵便局）	250,515	—	—
環境部	廃棄物対策 課	産業廃棄物処分業許可申請手数料 （新規）	100,000	—	—
環境部	廃棄物対策 課	浄化槽保守点検業新規登録手数料	32,000	—	—
環境部	収集業務課	クリーンカレンダー広告掲出料	770,000	指摘	13- 1
環境部	収集業務課	1 月 28 日 家具等再生品販売代 金（申込分）46 件	347,700	意見	13- 2
環境部	収集業務課	3 月 7 日 犬、猫等死体処理手 数料（南部） 2 匹	1,240	指摘 2	13- 3
環境部	資源化 センター	電力売払収入（非バイオマス分） 10 月分	22,597,626	—	—
環境部	資源化 センター	ペットボトル再商品化収入（令和 4 年 4 月～令和 5 年 2 月分）	19,238,895	—	—

部局名	課室名	件名	調定額	指摘 意見	番号
環境部	資源化 センター	資源リサイクルセンター アルミ 缶プレス 売払収入（8月分）	14,434,530	—	—
環境部	資源化 センター	廃棄物投入手数料（株式会社〇〇 〇〇）	10,000,000	—	—
環境部	資源化 センター	資源化センター 未破碎鉄等 売 払収入（5月分）	3,266,719	—	—
環境部	資源化 センター	ペットボトル残渣 売払収入（10 月分）	3,126,592	—	—
環境部	資源化 センター	廃棄物投入手数料（総合動植物公 園）	2,960,000	—	—
環境部	資源化 センター	廃棄物投入手数料（9月8日） 事務所売上分	2,520,000	—	—
環境部	資源化 センター	小型家電（低品位） 売払収入 4月分	1,223,186	—	—
環境部	資源化 センター	廃棄物投入手数料（〇〇〇〇有限 会社）	800,000	—	—
環境部	資源化 センター	小型家電（高品位） 売払収入 5月分	796,587	—	—
環境部	資源化 センター	廃棄物投入手数料（総合動植物公 園）	720,000	—	—
環境部	資源化 センター	清涼飲料水自動販売機設置料（西 工場棟 3階）令和4年度分	403,334	—	—
環境部	資源化 センター	バイオマス利活用センターし尿投 入手数料（7月29日）事務所売 上分	400,000	—	—

部局名	課室名	件名	調定額	指摘 意見	番号
環境部	資源化 センター	廃棄物投入手数料（2月10日）	95,680	—	—
環境部	資源化 センター	バイオマス利活用センターし尿投入手数料（有限会社〇〇〇〇）	80,000	—	—
環境部	埋立処理課	最終処分場手数料（産業廃棄物） 2月分	99,400	—	—
産業部	産業政策課	豊橋リサーチパーク土地賃貸料 （3月分）	115,098	—	—
産業部	産業政策課	豊橋リサーチパーク土地賃貸料 （4月分）	115,097	—	—
産業部	商工業振興 課	とよはし産業人材育成センター使用料	401,500	—	—
産業部	観光プロモ ーション課	酒井忠次オリジナルフレーム切手 と吉田城特別版御城印	454,500	—	—
産業部	観光プロモ ーション課	吉田城 木の御城印	335,200	—	—
産業部	みなと振興 課	株式会社総合開発機構株式配当金	750,000	—	—
産業部	みなと振興 課	ポートインフォメーションセンタ ー事務室使用料	233,502	—	—
産業部	みなと振興 課	ポートインフォメーションセンタ ー事務室使用料	233,502	—	—
産業部	みなと振興 課	船員手帳交付手数料 1冊	1,950	—	—
産業部	みなと振興 課	航行に関する報告書証明手数料 1件	1,300	—	—

部局名	課室名	件名	調定額	指摘 意見	番号
産業部	競輪事務所	令和 4 年度第 11 回豊橋市営競輪 (73 周年記念競輪) に係る勝者投票券売上金 (ウインチケット)	199,003,300	—	—
産業部	競輪事務所	令和 4 年度第 11 回豊橋市営競輪 (73 周年記念競輪) に係る勝者投票券売上金 (オッズパーク)	135,319,550	—	—
産業部	競輪事務所	開場 73 周年記念豊橋市営競輪に係る平塚場外売上金	21,766,520	—	—
産業部	競輪事務所	第 1 回豊橋市営競輪に係る高松場外売上金	4,971,830	—	—
産業部	競輪事務所	平塚グランプリ場外事務委託料	3,933,208	—	—
産業部	競輪事務所	令和 4 年度第 9 回後節豊橋市営競輪に係る勝者投票券売上金 (12 月 19 日～12 月 21 日分)	2,297,050	—	—
産業部	競輪事務所	豊橋競輪場広告掲出貸付料 (バックストレッチ)	840,000	—	—
産業部	競輪事務所	共同開催：広島市営小倉 (8 月 12 日～14 日) に係る勝者投票券売上金 (チャリロト重勝式)	706,475	—	—
産業部	競輪事務所	開場 73 周年記念豊橋市営競輪に係る S 石鳥谷場外売上金	689,370	—	—
産業部	競輪事務所	選手宿舍宿泊貸付料 (6 月 16 日～19 日、1 泊×225 名)	562,500	—	—
産業部	競輪事務所	共同開催：広島市営小倉 (2 月 27 日～3 月 1 日) に係る勝者投票券売上金 (チャリロト重勝式)	456,945	—	—

部局名	課室名	件名	調定額	指摘 意見	番号
産業部	競輪事務所	第 6 回後節広島 FI 場外事務委託料	456,871	—	—
産業部	競輪事務所	11 月 3 日～27 日場外特別観覧席料収入	126,700	—	—
産業部	競輪事務所	拾得物の取扱いについて ※他の収入データの監査に関連して実施		意見	14- 1
産業部	農業支援課	令和 4 年度水田農業経営所得安定対策推進事業費（第 4 四半期概算払い）	539,000	—	—
産業部	農業支援課	多米市民ふれあい農園利用料	300,000	—	—
建設部	土木管理課	令和 4 年度分 道路占用料	52,016,403	—	—
建設部	土木管理課	令和 4 年 12 月分共通駐車券分使用料（第 2）	2,442,660	—	—
建設部	土木管理課	道路占用料（2022- 4-15）	1,972,800	—	—
建設部	土木管理課	道路事故に係る損害賠償保険金（二川町字東町 18 番 1 地先）	576,257	—	—
財務部 建設部	資産経営課 土木管理課	豊橋市大岩町地内 土地売り払い収入	380,997	—	—
建設部	土木管理課	豊鉄バス発券所電気料（ 4～6 月使用分）	127,856	—	—
建設部	河川課	令和 4 年度河川等公共物使用料	1,086,731	指摘 意見	15- 1
建設部	河川課	令和 4 年度河川等公共物使用料（水上ビル）令和 4 年度 7 月～9 月	457,162	—	—
建設部	建築指導課	建築確認等手数料	235,500	意見	16- 1

部局名	課室名	件名	調定額	指摘意見	番号
建設部	建築指導課	開発行為許可等申請手数料	97,000	上記	上記
建設部	建築指導課	建築確認等手数料	95,840	上記	上記
都市計画部	都市計画課	屋外広告物許可手数料	445,200	—	—
都市計画部	都市計画課	屋外広告物許可手数料	93,400	—	—
都市計画部	まちなか 活性課	まちなか活性課 1階事務所使用料	330,892	—	—
都市計画部	公園緑地課	公園使用料（自動販売機、令和4年4月～10月分、豊橋公園ほか）	3,542,000	意見	17-1
都市計画部	公園緑地課	公園使用料（自動販売機、令和4年4月～10月分、高師緑地ほか）	811,500	上記	上記
都市計画部	公園緑地課	匿名寄附金	300,000	—	—
都市計画部	公園緑地課	伐採補償料（高山緑地）	166,507	—	—
都市計画部	公園緑地課	公園占用料金（高師緑地・工事用重機仮置き場）	132,000	—	—
都市計画部	区画整理課	保留地売買契約に係る契約代金	22,563,000	—	—
都市計画部	区画整理課	売買契約に係る契約保証金	1,983,000	—	—
都市計画部	区画整理課	証明手数料 11月14日 No. 28860	4,000	—	—

部局名	課室名	件名	調定額	指摘 意見	番号
総合 動植物 公園	動植物園	自販機設置にかかる公園使用料に ついて	10,422,500	—	—
総合 動植物 公園	動植物園	ナイト Z00 前売券分入園料 (8/21 締切分) について	10,351,584	—	—
総合 動植物 公園	動植物園	入園料 (定期入園券 大人 5,596 枚) について	5,596,000	—	—
総合 動植物 公園	動植物園	自販機設置にかかる公園使用料 (14 台分) について	4,959,500	—	—
総合 動植物 公園	動植物園	のんほいパーク 入園料について	3,000,000	—	—
総合 動植物 公園	動植物園	WAON 電子マネー分入園料 8 月 分について	1,217,080	—	—
総合 動植物 公園	動植物園	manaca 電子マネー分入園料 8 月分について	1,041,398	—	—
総合 動植物 公園	動植物園	観光クーポン分入園料 4 月後半 分について	560,068	意見	18- 1

部局名	課室名	件名	調定額	指摘意見	番号
総合 動植物 公園	動植物園	寄附金（のんほいパーク動物スポンサー）について	500,000	—	—
総合 動植物 公園	動植物園	公園施設の管理に係る公園使用料について	454,031	—	—
総合 動植物 公園	動植物園	寄附金（豊橋総合動植物公園整備基金）について	418,157	—	—
総合 動植物 公園	動植物園	インドゾウ貸付にかかる飼料費負担金（令和4年4月～6月分）について	360,000	—	—
総合 動植物 公園	動植物園	公園使用料10月分について	346,189	—	—
総合 動植物 公園	動植物園	園内自動販売機 容器回収・処理費用 4～9月分について	332,759	—	—
総合 動植物 公園	動植物園	公園使用料5月分について	321,759	—	—
総合 動植物 公園	動植物園	春イベント開催金4月・5月分について	247,788	—	—

部局名	課室名	件名	調定額	指摘意見	番号
総合 動植物 公園	動植物園	サーキット使用料について	126,000	意見	18- 2
総合 動植物 公園	動植物園	象タンブラーについて	150,000	意見	18- 3
総合 動植物 公園	動植物園	その他 ※他の収入データの監査に関連して実施 (指摘) 複数名による収納金の残高の確認について (意見) ア 収納金の残高について イ ウェブチケットや招待券の様式について ウ 報告書と券売機から出力されるジャーナル (日計表)との照合について エ 豊橋総合動植物公園イベント開催実行委員会の活動について		指摘 意見 4	18- 4
総合 動植物 公園	自然史博物館	豊橋市自然史博物館市有財産賃貸借契約に基づく賃貸料(令和4年8月)について	2,822,938	—	—
総合 動植物 公園	自然史博物館	豊橋市自然史博物館特別企画展観覧料 10月前売分について	2,762,000	—	—
総合 動植物 公園	自然史博物館	豊橋市自然史博物館特別企画展観覧料について	1,608,600	—	—

部局名	課室名	件名	調定額	指摘 意見	番号
総合 動植物 公園	自然史博物 館	電子マネー分観覧料 TOICA 9月 分について	436,215	—	—
総合 動植物 公園	自然史博物 館	東三河ジオパーク構想推進準備会 精算に係る精算金について	403,244	—	—
総合 動植物 公園	自然史博物 館	豊橋市自然史博物館大型映像観覧 料について	308,100	—	—
総合 動植物 公園	自然史博物 館	自然史博物館資料利用手数料 撮 影 3点について	3,090	—	—
市民病 院	管理課	飲料自販機賃貸料	8,828,500	指摘	19- 1
市民病 院	管理課	治験収入	7,236,185	意見	19- 2
市民病 院	管理課	看護師等修学資金貸与金回収金	1,880,000	—	—
市民病 院	管理課	薬品返品	1,854,831	—	—
市民病 院	管理課	2019-004 治験患者協力費	1,350,000	—	—
市民病 院	管理課	公舎使用料（9月分）	1,345,285	意見	19- 3
市民病 院	管理課	テレビシステム使用料	1,146,870	—	—

部局名	課室名	件名	調定額	指摘 意見	番号
市民病院	医事課	医事治験	21,756,870	—	—
市民病院	医事課	医事腎移植提供手数料	587,210	意見	20- 1
上下水道局	総務課	非常用飲料水「とよっすい」販売代金	4,752,000	指摘	21- 1
上下水道局	総務課	ボトルドウォーター販売代金（95円×216本）	20,520	上記	上記
上下水道局	総務課	下水道事業占用分庁舎用地の使用料	3,023,238	—	—
上下水道局	総務課	契約保証金（配水管布設替及び消火栓据付工事（耐震2-22））	2,966,150	—	—
上下水道局	総務課	国土交通省中部地方整備局名古屋国道事務所東三河維持出張所設置に係る庁舎使用料	925,318	—	—
上下水道局	総務課	不用品売却収益（鋳鉄管等）	524,700	意見	21- 3
上下水道局	総務課	不用品売却収益（砲金くず等）	25,500	上記	上記
上下水道局	総務課	不用品売却収益（鋼材等）	10,661,315	上記	上記
上下水道局	総務課	不用品売却収益（マンホール蓋・受枠）	375,120	上記	上記
上下水道局	総務課	官公庁オークション契約残金（イオンクロマトグラフ）	154,555	—	—

部局名	課室名	件名	調定額	指摘 意見	番号
上下水道局	総務課	水道用地貸付料（防災危機管理課）	136,773	—	—
上下水道局	総務課	自動車損害共済災害共済金（令和4年11月16・25日発生分）	108,996	—	—
上下水道局	総務課	令和4年4月分 緊急燃料費として	60,000	—	—
上下水道局	総務課	令和4年9月分 緊急活動費（賃借料）として	60,000	—	—
上下水道局	総務課	8月24日～26日 令和4年度漏水防止講座キャンセルに伴う受講料返金	27,510	—	—
上下水道局	総務課	ホームページ広告掲載料 6,000円×6か月×1/2	18,000	—	—
上下水道局	総務課	行政財産目的外使用に伴う電気料金（令和4年10月～12月分）	16,966	—	—
上下水道局	総務課	官公庁オークション契約残金（小型液体用 高圧蒸気滅菌器）	11,700	—	—
上下水道局	総務課	雨水処理負担金 営業収益（第4・四半期分）	335,000,000	—	—
上下水道局	総務課	分流式下水道等負担金（第3・四半期分）	58,100,000	—	—
上下水道局	総務課	市有財産売却一般競争入札に係る契約保証金（天伯町）	1,910,500	—	—
上下水道局	総務課	下水道賠償責任保険保険金（令和4年12月13日発生分）	187,000	—	—

部局名	課室名	件名	調定額	指摘 意見	番号
上下水道局	総務課	行政財産目的外使用に伴う光熱水費（令和 5 年 1 月～ 3 月分）	168,685	—	—
上下水道局	営業課	漏水に伴い減量認定した水道料金の還付方法変更のため	723,888	—	—
上下水道局	営業課	配水管布設工事事務費（豊橋市大清水町地内）	338,800	—	—
上下水道局	営業課	漏水に伴い減量認定した下水道使用料の還付方法変更のため	904,860	—	—
上下水道局	営業課	マンホール広告掲載料	120,000	—	—
上下水道局	浄水課	水道技術者派遣指導業務（豊根村）委託料として	1,441,000	—	—
上下水道局	浄水課	伐採補償料金	151,634	—	—
上下水道局	水道管路課	令和 4 年度 消火栓設置負担金	12,843,430	—	—
上下水道局	水道管路課	豊橋市牟呂町地内（豊橋柳生川南部土地区画整理事業）配水管移設及び布設工事（1-7）（布設工事）委託料 前受金	4,534,000	—	—
上下水道局	水道管路課	豊橋市牟呂町地内（豊橋柳生川南部土地区画整理事業）配水管移設工事（1-1）負担金（補償金）精算	4,344,358	—	—
上下水道局	水道管路課	MCPC award 2022 ユーザー部門 グランプリ・総務大臣賞賞金	150,000	—	—

部局名	課室名	件名	調定額	指摘意見	番号
上下水道局	水道管路課	令和 4 年 12 月 5 日 豊橋市大崎町地内配水管破損修繕費として	21,593	—	—
上下水道局	下水道施設課	バイオマス利活用センターの整備に伴う負担金（第 4 四半期分）A 2 元金	37,628,218	—	—
上下水道局	下水道施設課	令和 4 年度 ばいじん処理費用	5,737,160	—	—
上下水道局	下水道施設課	未利用地利活用業務にかかる土地賃借料（令和 4 年 4 月～令和 5 年 3 月分）	1,940,274	—	—
上下水道局	下水道施設課	令和 4 年度 産業用マルチローター（農業用ドローン）実技教習のための場内使用料	287,280	—	—
上下水道局	下水道施設課	中島処理場築造工事（合流中継ポンプ棟・電気）に伴う保安管理業務負担金	221,430	—	—
上下水道局	下水道整備課	マンホールトイレ設置工事 委託料 前受金	16,182,000	—	—
上下水道局	下水道整備課	マンホールトイレ設置工事 委託料 残金	15,965,984	—	—
消防本部	総務課 消防救急課	消防救急寄附金	30,000,000	—	—
消防本部	総務課 通信指令課	東三河通信指令事務協議会負担金	819,248	—	—
消防本部	総務課 予防課	危険物検査手数料	99,300	—	—

部局名	課室名	件名	調定額	指摘 意見	番号
消防本部	総務課 予防課	講習受講手数料	95,500	—	—
教育部	教育政策課	建物賃貸料（体育館 1 階飲料水自動販売機 1 台）	366,666	—	—
教育部	教育政策課	建物賃貸料（体育館 2 階パン自動販売機 1 台）	330,000	—	—
教育部	教育政策課	豊橋高等学校入学検定手数料（後期 1 日目）	46,550	—	—
教育部	保健給食課	幸小学校給食費収入（6 月収納分）	4,521,775	—	—
教育部	保健給食課	くすのき特別支援学校給食費収入（9 月収納分）	1,818,560	—	—
教育部	保健給食課	章南中学校給食費収入（4 月分）	830,560	—	—
教育部	保健給食課	日本スポーツ振興センター災害共済給付金小中学校（8 月分）	820,016	—	—
教育部	保健給食課	下地小学校給食費収入（4 月出納分）	819,180	—	—
教育部	生涯学習課	令和 4 年度 学校・地域連携推進事業費補助金（のびるん de スクール推進事業）	46,957,000	—	—
教育部	生涯学習課	のびるん de スクール利用料（1 月 27 日入金分）	2,998,500	—	—
教育部	生涯学習課	のびるん de スクール利用料（2 月 7 日入金分）	781,200	—	—

部局名	課室名	件名	調定額	指摘 意見	番号
教育部	生涯学習課	のびるん de スクールスポーツ安 全保険加入料（2月1日入金 分）	464,800	—	—
教育部	生涯学習課	下条夏休み限定児童クラブ	417,000	—	—
教育部	生涯学習課	野外教育センター使用料（12月4 日～12月7日 愛知県東三河農林 水産事務所）	412,500	—	—
教育部	生涯学習課	青陵夏休み限定児童クラブ	376,000	—	—
教育部	生涯学習課	高師夏休み限定児童クラブ	232,000	—	—
教育部	生涯学習課	二川夏休み限定児童クラブ	188,000	—	—
教育部	美術博物館	豊橋市美術博物館資料充実のため の寄附金	70,000,000	—	—
教育部	美術博物館	令和4年度 カフェ・レストラン 建物使用料	600,000	—	—
教育部	美術博物館	瓜郷遺跡土地使用料	449,600	—	—
教育部	美術博物館	カフェ・レストラン光熱水費 9 月分	138,653	—	—
教育部	美術博物館	二川宿本陣資料館資料複写等手数 料	4,120	—	—
教育部	科学教育セ ンター	10月30日 万華鏡×3 エアロ トレン×8 SBR×1 大人の ための望遠鏡×10	121,200	—	—
農業委 員会	農業委員会	農業委員会職員関係費	7,513,710	—	—
農業委 員会	農業委員会	機構集積支援事業費	1,099,000	—	—

部局名	課室名	件名	調定額	指摘 意見	番号
農業委員会	農業委員会	農業者年金業務委託手数料	871,300	—	—
農業委員会	農業委員会	自作地証明手数料、納税猶予証明 手数料	2,000	—	—
農業委員会	農業委員会	農地台帳閲覧手数料	1,000	—	—
会計管理者	会計課	現先取引による一時借入金（野村 証券）	1,016,178,607	—	—
会計管理者	会計課	豊橋市競輪事業施設等整備基金 積立金	850,000,000	—	—
会計管理者	会計課	県証紙売上代金 南稜中 1月 26日 2,200円×152 950円×1	335,350	—	—
会計管理者	会計課	出納員つり銭準備金返却（資産経 営課）	100,000	—	—

第 3 （指摘又は意見あり）収入データ（調定データ）に基づく各部署の監査結果

1-1 総務部 行政課 における公印の押印方法について

(1) 監査の結果（意見）

総務部行政課が所管している公印につき、押印方法について確認したところ、各課の職員が行政課を訪ね、押印を申請し、行政課の職員が公印の使用を承認した後、各課の職員自らが、公印の置かれた場所に行き、押印していた。

この点につき、公印の置かれた場所は、行政課の職員の座席とは少し離れていたため、万一、押印を承認した文書「以外」の文書に、公印を押印したとしても、判別できない状況であった。

したがって、行政課の押印方法としては、以下のいずれかの対応が望ましいと考える。

- ア 押印を申請した各課の職員ではなく、公印の使用を承認した行政課の職員が、実際に押印する。
- イ 押印を申請した各課の職員が公印を使用せざるを得ない場合でも、行政課の職員の面前で押印する。

2- 1 令和 5年 3月分 豊橋市ヶ谷ビル賃貸料

(1) 調定の概要

豊橋市ヶ谷ビル賃貸料の令和 5年 3月分

ア 回答部署：財務部 資産経営課

イ 収納方法：納付書による金融機関納付

ウ 調定額：2,550,899円

エ 調定額の算定方法：賃貸借契約に規定する額

(2) 監査の結果（意見）

賃貸料の定期的な検討について

豊橋市ヶ谷ビルの賃貸料は、普通財産の貸付料算定要領によらず、周辺賃貸事例等を参考に設定しているが、当初契約時の平成22年から同額となっている。

この点につき、豊橋市財産管理規則第14条では、以下の規定があるものの、現状の賃貸料が適正かどうかについて、定期的に検討している事実が確認できなかった。

（普通財産の貸付料）

第14条 普通財産を貸し付けるときは、別に定める場合を除くほか、適正な貸付料を徴収しなければならない。

豊橋市ヶ谷ビルは令和 5年10月に売却済みであり、令和 4年に実施した不動産鑑定の結果では、賃貸料について、現在の賃料相場との著しい差異は生じていなかったが、同様の賃貸物件も含めて、定期的に、賃貸料の適正性を検討することが望ましいと考える。

2-2 弥生町駐車場貸付料（令和4年11月分）

(1) 調定の概要

弥生町駐車場貸付料（令和4年11月分）

ア 回答部署：財務部 資産経営課

イ 収納方法：納付書による金融機関納付

ウ 調定額：304,000円

エ 調定額の算定方法：平成18年当時の近隣の駐車場価格を参考に貸付料を設定

(2) 監査の結果（指摘）

債権管理台帳の記載について

滞納債権に対する管理の状況を確認するため、債権管理台帳を閲覧したところ、催告の履歴が十分に記載されていなかった。

資産経営課の「債権管理マニュアル（普通財産貸付料関係）」上、債権管理台帳には、催告年月日、催告方法、催告相手、催告結果、内容を記載することとなっており、改善が必要であると考えます。

(3) 監査の結果（意見）

貸付料の定期的な検討について

弥生町駐車場貸付料は、平成18年から1区画8,000円となっている。

この点につき、豊橋市財産管理規則第14条では、以下の規定があるが、1区画8,000円の価格が適正かどうかについて、定期的に検討している事実が確認できなかった。

（普通財産の貸付料）

第14条 普通財産を貸し付けるときは、別に定める場合を除くほか、適正な貸付料を徴収しなければならない。

駐車場貸付料の高低については、豊橋市としての判断となり、また、契約更新の都度、検討することは煩雑ではあるが、定期的に、近隣の駐車場貸付料とも比較した上で、駐車場貸付料の適正性について検討することが望ましいと考える。

2-3 庁舎駐車場使用料 3月24日～26日分

(1) 調定の概要

庁舎駐車場使用料 3月24～26日分

ア 回答部署：財務部 資産経営課

イ 収納方法：納付書による金融機関納付

ウ 調定額：224,300円

エ 調定額の算定方法：豊橋市行政財産使用料条例に規定されている上限額をもとに算定

(2) 監査の結果（指摘）

駐車場使用料の確認について

庁舎駐車場使用料徴収事務マニュアルには、以下の記載がある。

- ・防災センターへ駐車場使用料を持ち帰り、職員（2名）が金額を計算する。
- ・レシートと金額が合っているか、確認する。

この点につき確認したところ、実際にマニュアル記載の手続きを実施しているか確認ができなかった。

改善が必要であると考えます。

3- 1 財務部 契約検査課 その他

(1) 監査の結果（意見）

見積書の確認について

入札又は見積合わせを行う際の入札書等の受領方法について、令和 2 年 12 月 25 日付、契約検査課事務連絡「契約関係書類における押印廃止に係る留意点について」の中で次のとおり記載している。

＜適正な入札・見積確保のための提出時の対応について＞

・持参の場合

持参した業者の担当者名を別紙に控えておく等の対応をしてください。

・郵送の場合

郵送用封筒を保存しておく等の対応をしてください。

上記については、なりすまし防止の観点からの取り決めとのことであり、この点は担保されていると考える。

ただ、押印廃止の有無に関わらず、例えば、相手先業者と豊橋市の各課の担当者が結託し、白紙で持参・郵送され、各課の担当者が記入しても、他者からは判別できず、適正な見積確保の体制に改善の余地がある。

見積合わせ（随意契約）については、法令上入札とは区別され、簡易な手続きによる事務処理が認められている反面、実質的に入札と類似している側面もあることから、事務の効率性を後退させないように配慮しながらも、見積書の確認について複数人で行う等、不正行為の防止に向けた事務処理の改善を検討されたい。

4- 1 証明書発行手数料

(1) 調定の概要

市民税及び固定資産税等に係る証明書を交付する際に徴収した手数料（令和4年 4月 4日分）

ア 回答部署：財務部 資産税課

イ 収納方法：窓口での現金支払、クレジット（指定代理納付）、電子マネー、定額小為替（郵送による場合）

ウ 調定額：89,200円

エ 調定額の算定方法：キャッシャーのレシートの合計額に基づいて算定

(2) 監査の結果（指摘）

為替（定額小為替）の返送時の取扱いについて

郵送により証明書の発行申請が行われる場合、申請書とともに為替（定額小為替）が同封され、受け付けた後に、証明書が発行される。

また、同封されていた為替（定額小為替）の金額が、証明書発行手数料を上回っていた場合には、超過分の為替（定額小為替）は、つり銭相当として返送している。

当該返送の手順を確認したところ、担当者による着服等がないよう、複数名で返送額のチェックを行っているとのことであったが、当該チェックの痕跡が確認できなかった。

チェックの痕跡を残す必要があると考える。

(3) 監査の結果（意見）

ア 発行した証明書の控えについて

システムから出力される証明書（電子公印押印済み）の他、原稿をプリンタから印刷し、公印を押印して証明書を発行するものとして、住宅用家屋証明と、評価額通知書がある。

この点につき、証明書の発行手順を確認したところ、証明のための申請書については確認できたものの、どのような証明書を発行したかは、確認できなかった。

事後確認のためにも、発行した証明書の控えを保存しておく必要があると考える。

イ 公印の押印方法について

資産税課で発行する住宅用家屋証明と、評価額通知書は、電子公印ではなく、公印を押印している。

業務時間中に、公印の管理状況を確認したところ、公印は、手提げ金庫により保管されていたが、当該手提げ金庫は、蓋が空いた状態で、執務室の共用スペースに置かれ、押印の承認についても、当日の証明書発行分を、まとめて事後承認していた。

この場合、万一、担当者が、公印を押印すべき文書「以外」の文書に、公印を押印したとしても、判別できないこととなる。

したがって、まずは公印の管理方法を見直し、事前承認とするとともに、以下のいずれかの対応が望ましいと考える。

ア 担当者ではなく、押印を承認した者が、実際に押印する。

イ 人員等の都合で、アの対応が難しい場合には、少なくとも、担当者は押印せず、別の職員が押印する。

ウ 人員等の都合で、担当者が、公印を押印せざるを得ない場合でも、担当者とは、別の職員の面前で押印する。

ウ 職務分担について

システムから出力される証明書の交付について、「受付⇒証明書の発行⇒会計」までの手順を確認したところ、全ての業務を同一の者が1人で実施している場合があった。

日々の入金された額については、レジを導入しているため、業務終了後、レジのレシート合計と、受付時の申請書とを照合しており、あるべき入金額との一致を確認しているが、例えば、万一、入金がないまま、証明書を交付したとしても、事後的に気づかない仕組みとなっている。

証明書申請者の待ち時間を増やさないようにする必要はあるが、現状の人員を考慮しつつも、本来の職務分担としては、会計は、受付や証明書発行とは別の者が実施することが望ましいと考える。

5- 1 11月14日 ほの国東三河応援倶楽部総会参加費として4,000円×86名

(1) 調定の概要

11月14日に開催した「ほの国東三河応援倶楽部総会」参加者から徴収した参加費

ア 回答部署：企画部 首都圏活動センター

イ 収納方法：総会会場での現金支払

ウ 調定額：344,000円

エ 調定額の算定方法：総会で提供される飲食代相当額

(2) 監査の結果（指摘）

ア 収納額の確認について

豊橋市の現金等出納事務マニュアルには、以下の記載がある。

収納した現金等と申請書、領収書控えなどの証拠書類は当日必ず複数職員で照合・確認すること。
--

この点について確認したところ、総会当日の受付簿と領収書（控）と照合の事実は確認できたものの、複数職員で、これらの書類と現金を照合した事実は書面では確認できなかった。

紛失等のリスクを低減するため、金種記録を作成し、複数職員による照合が必要であると考えます。

イ つり銭について

ほの国東三河応援倶楽部総会の参加費は、1人あたり4,000円であるが、参加費収納時のつり銭の対応状況について確認したところ、つり銭は準備せず、つり銭が必要とならないよう、職員が個人の紙幣で必要に応じて参加者の紙幣を両替することとしていたとのことであった。

職員の私金による業務執行は健全ではないため、公金によりつり銭を準備する必要があると考える。

6- 1 戸籍手数料（本庁分）（本庁 令和 4年 5月10日分）

(1) 調定の概要

戸籍を発行する際に徴収した手数料（本庁 令和 4年 5月10日分）

ア 回答部署：市民協創部 市民課

イ 収納方法：窓口での現金支払、クレジット（指定代理納付）、電子マネー、
定額小為替、小切手

ウ 調定額：140,650円

エ 調定額の算定方法：キャッシャーのレシート合計額に基づいて算定

(2) 監査の結果（指摘）

ア 手数料の現金実査について

入金された手数料の現金残高をどのように確認しているか質問したところ、窓口の営業が終了した後、金種記録を作成し、複数の職員で、あるべき残高としてのレシートの合計額と、レジ内の現金を照合・確認しているとのことであった。

ただ、金種記録は、金融機関納入時に一緒に提出してしまうとのことであり、複数の職員による照合の痕跡が確認できなかった。

この点につき、照合の痕跡を残すことが望ましく、例えば、金種記録に実施者と確認者の照合の痕跡を残したうえで、当該金種記録を保管すべきと考える。

イ つり銭の現金実査について

つり銭準備金残高に過不足が無いが、また翌日以降の利用に備えて、日々、つり銭準備金管理簿を記帳し、記帳者と確認者の複数の職員で確認するとともに、確実に保管することが現金等出納事務マニュアルで定められている。

この点につき、令和 5年 8月30日の訪問日に、つり銭準備金管理簿を確認したところ、記帳した記帳者の印はあるものの、令和 5年 7月21日以降、確認者の印が無かった。

記帳者と確認者による複数職員の確認が必要であると考ええる。

(3) 監査の結果（意見）

公印の押印方法について

市民課では、各種証明書を交付している。また、電子公印に対応していない文書については、担当者が証明書を印刷するなどして作成し、公印を押印して、交付している。

公印の押印方法について確認したところ、押印するための承認はなされず、これは、豊橋市公印規程の、以下のただし書きによるとのことであった。

豊橋市公印規程

第12条 公印は、公文書発送の決裁後でなければ、これを使用することができない。ただし、定例のもの及び公文書発送について決裁を必要としないものにあつては、この限りではない。

市民課が交付する各種証明書が「定例のもの」等であったとしても、現状の押印方法の場合、担当者のみが、単独で公印を使用できるため、万一、押印する文書「以外」の文書に、担当者が公印を使用したとしても、判別できない状況となっている。結果として、豊橋市として、公印を不正使用できるリスクが存在している。

したがって、以下のいずれかの対応が望ましいと考える。

ア 押印を承認する者を配置し、担当者ではなく、押印承認者が、実際に押印する。

- イ 人員等の都合で、アの対応が難しい場合には、少なくとも、担当者は押印せず、別の職員が押印する。
- ウ 人員等の都合で、担当者が、公印を押印せざるを得ない場合でも、担当者とは、別の職員の面前で押印する。

6- 2 戸籍手数料（本庁分）（本庁 令和 4年11月 2日分）

(1) 調定の概要

戸籍を発行する際に徴収した手数料（本庁 令和 4年11月 2日分）

- ア 回答部署：市民協創部 市民課
- イ 収納方法：窓口での現金支払、クレジット（指定代理納付）、電子マネー、定額小為替、小切手
- ウ 調定額：99,400円
- エ 調定額の算定方法：キャッシャーのレシート合計額に基づいて算定

(2) 監査の結果

前述の、「戸籍手数料（本庁分）（本庁 令和 4年 5月10日分）」の「手数料の現金実査について」、「つり銭の現金実査について」、「公印の押印方法について」参照。

7- 1 証明手数料（国民健康保険加入状況証明書）

(1) 調定の概要

4月14日 国民健康保険加入状況証明書の証明手数料

- ア 回答部署：福祉部 国保年金課
- イ 収納方法：納付書による金融機関納付
- ウ 調定額：200円
- エ 調定額の算定方法：定額

(2) 監査の結果（意見）

決裁の効率化について

証明書を発行するにあたり、申請者が記入した申込書に基づき、調定決議書を起票し、承認後に、調定・納付書を発行、申請者による納付を確認後に、手作業により証明書を発行する手続きとなっている。

この点につき、1枚あたり200円の収納に対して、調定決議書には、10名程度の決裁がなされていた。手作業で証明書が発行されていることもあり、金額のルールを定めて決裁者を減らし、効率化を図るか、手数料の引き上げを検討することが望ましいと考える。

8- 1 特別養護老人ホーム使用料本人負担分（11月分）

(1) 調定の概要

特別養護老人ホーム使用料本人負担分（11月分）

ア 回答部署：福祉部 総合老人ホーム

イ 収納方法：納付書による金融機関納付

ウ 調定額：3,073,519円

エ 調定額の算定方法：介護保険法に基づき使用料を算定し、その額を調定している

(2) 監査の結果（指摘）

共有ID・パスワードの使用について

使用料の算定に関連して、システムの運用状況を確認した。

システムとしては、介護事業者支援システムを使用しており、当該システムには、会計伝票やレセプト請求業務の他、個人情報としての介護保険被保険者証情報、相談業務、ケアマネジメント業務の情報が含まれ、複数名で使用していたが、共有ID・パスワードを使用していた。

システムの利用者は、業務が分かれているため、必ずしも、請求業務や相談業務等、全ての業務についての情報を加工・閲覧する必要はないと考える。

したがって、個人ごとにID・パスワードを設定し、システムの利用者の業務内容ごとに、加工・閲覧・非開示などを設定することが必要であると考え

9- 1 こども未来部 子育て支援課 における債権管理

(1) 監査の結果（意見）

債権の名寄せ及び調査状況の共有化について

債権管理マニュアルを確認したところ、以下のマニュアルがあった。

- ア 母子寡婦福祉資金貸付金債権管理マニュアル
- イ 豊橋市母子父子福祉手当債権管理マニュアル
- ウ 児童扶養手当債権管理マニュアル
- エ 児童手当債権管理マニュアル
- オ 子育て短期支援事業債権管理マニュアル

各債権の管理については、3つのグループに分け、各グループの担当者が当該マニュアルに基づき催告等を実施しているとのことであったが、同一の債務者に対して、グループを跨ぐ複数の債権が存在するものの、名寄せがなされていなかった。

重複請求の防止や、債権管理の効率化等の観点から、債務者ごとに名寄せを行う他、債務者情報をグループ間で共有するため、ミーティングや声かけ等を行うことが有用であると考えます。

10- 1 医薬品販売業許可等手数料 7件

(1) 調定の概要

8月 9日に徴収した薬局開設更新手続き等に係る医薬品販売許可等手数料

ア 回答部署：健康部 健康政策課

イ 収納方法：窓口での現金支払

ウ 調定額：88,200円

エ 調定額の算定方法：レジのレシートの合計額に基づいて算定

(2) 監査の結果（指摘）

つり銭管理簿の確認について

現金等出納事務マニュアルにおいて、つり銭準備金残高を複数職員で確認し、日々、つり銭準備金管理簿を記帳し、確実に保管することが定められている。

つり銭準備金管理簿を閲覧したが、記帳者の確認印はあるものの、確認者の確認印が無い日が散見された。この点につき、記帳者と確認者による複数職員の確認が行われ、その証跡が残されることが必要であると考ええる。

10- 2 健康部 健康政策課 その他

(1) 監査の結果（意見）

債権管理について

運営している診療所の債権の滞納者リストに発生日や調査日が古いものがあるため、不納欠損処理の状況について確認したところ、平成 27 年度以降の不納欠損処理は確認できなかった。

また、債務者毎に個別の管理簿があり、所在調査の記録などは債務者毎に記録を綴っているとのことであるが、一覧表である債権管理台帳の調査日が平成 25 年から更新されていないものも散見されるため、組織として債権管理の状況を適切に把握するためにも、債権回収の証跡を管理簿として適切に残すことが求められる。

11- 1 と畜検査手数料 1,151件

(1) 調定の概要

令和 4年11月 1日にと畜検査する際に徴収する手数料

ア 回答部署：豊橋市保健所 食肉衛生検査所

イ 収納方法：納付書による金融機関納付

ウ 調定額：480,800円

エ 調定額の算定方法：と畜検査する獣畜の頭数の合計額に基づいて算定

(2) 監査の結果（指摘）

共有ID・パスワードの使用について

手数料の算定に関連して、システムの運用状況を確認した。

システムとしては、と畜検査情報処理システムを使用しているが、共有ID・パスワードにより、複数名で使用していた。

システムのログにより、システム内のデータの改ざん、抜き取り等に対するけん制のため、個人ごとにID・パスワードを設定する必要があると考える。

(3) 監査の結果（意見）

検査手数料について

と畜検査手数料については、豊橋市保健所及び保健センター条例で定められており、最新の条例は、令和 3年 6月 1日から施行されている。

と畜検査手数料の高低については、豊橋市として定期的な見直しにあたり、サービスの提供にかかるコストを基に一定の利用者負担を求めているとのことであるが、近隣の食肉衛生検査所とも比較した旨の痕跡は確認できなかった。

近隣の食肉衛生検査所とも比較した上で、と畜検査手数料を決定した旨の痕跡を残すことが望ましいと考える。

11- 2 と畜検査手数料 1,109 件

(1) 調定の概要

令和 4年 4月26日にと畜検査する際に徴収する手数料

ア 回答部署：豊橋市保健所 食肉衛生検査所

イ 収納方法：納付書による金融機関納付

ウ 調定額：465,200円

エ 調定額の算定方法：と畜検査する獣畜の頭数の合計額に基づいて算定

(2) 監査の結果（指摘・意見）

前述の、「と畜検査手数料 1,151件」の「共有ID・パスワードの使用について」及び「検査手数料について」参照。

11- 3 証明手数料 20件

(1) 調定の概要

令和 4年 8月29日に輸出証明を発行する際に徴収する手数料

ア 回答部署：豊橋市保健所 食肉衛生検査所

イ 収納方法：窓口での現金支払

ウ 調定額：11,000円

エ 調定額の算定方法：キャッシャーのレシートの合計額に基づいて算定

(2) 監査の結果（指摘）

つり銭の確認について

つり銭準備金保管簿を閲覧したところ、複数者によりつり銭を確認している事実が把握できなかった。

本来は、つり銭を扱う担当者が、つり銭準備金保管簿に記入し、毎日、記帳者印を押印するとともに、担当者とは別の者も、毎日、確認者印を押印する必要があり、改善が必要であると考えます。

(3) 監査の結果（意見）

ア 公印使用時の承認について

証明書を発行する際には、公印を押印することになっており、また、その際には、公印を使用するための承認印を得た後に押印することとなっている。

この点につき、令和 4年度の状況を確認したところ、公印使用の承認印が確認できなかった。令和 5年度については、承認印の確認はできたが、公印使用時の承認は、継続的に実施することが望ましいと考える。

イ つり銭の残高について

つり銭としては、毎日20,000円を用意しているが、つり銭準備金保管簿を

閲覧したところ、つり銭の使用がみられなかった。

これは、証明書の発行先が限定され、また継続的な取引先であるため、つり銭が不要のように現金を用意してくることによるとのことであった。

今後も、つり銭が不要な状況が続くことが想定される場合には、盗難・紛失リスクを低減させるため、つり銭の残高を減らすことも検討の余地がある
と考える。

12- 1 豊橋市老津町地内 メガソーラー発電事業用地として

(1) 調定の概要

豊橋市における再生可能エネルギーの導入拡大と地球温暖化対策の推進を図るため、平成24年にメガソーラー発電事業の公募を実施した。本収納については、事業協定書に基づく賃貸借料として、毎年 4月末日までに徴収するものである。

ア 回答部署：環境部 ゼロカーボンシティ推進課

イ 収納方法：納付書による金融機関納付

ウ 調定額：7,000,000円

エ 調定額の算定方法：事業協定書に基づく

(2) 監査の結果（意見）

ア 原状回復費用の確保について

本事業は、発電事業者に市有地を賃貸し、当該事業者の負担でメガソーラー設備を設置し発電を行うものである。本事業は、最長で令和15年 9月30日まで更新される予定である。

本事業終了後、事業者は設備を撤去し原状回復した後、豊橋市に対し土地を返還することが原則であるが、終了の2年前までに発電施設の取扱いについて事業者と協議することとされている。この点、事業期間が21年間と長期にわたることから、事業者の財務状況の変化等により賃料の回収や原状回復の実行に関して不測の損害を被る可能性がある。そのため、こうした事態に備え、基本協定書及び事業協定書には条項が無いが、事業者に対して保証金の差入や原状回復費用の積み立てを求める、若しくは、財務状況の報告を求める等の対応を、事業期間の終了に向けて検討していくことが望ましい。

イ 事業協定書に基づく賃貸料の見直しの検討について

事業期間は長期にわたるが、公募提案により賃料が決まっているため、事業協定書において賃料の見直しをする規定が無く、年額7,000,000円と一定額で固定となっている。ただし、事業協定書において、課税標準額が上昇し、賃貸借料が豊橋市の普通財産の貸付料算定要領に定める貸付料の基準額を下回った場合、通知を持って賃貸借料の増額を申し出ることができる旨が規定されている。この点、定期的に課税標準額に基づく検討を行った資料が残されていないため、検討を実施した証跡を残すことが望まれる。

13- 1 クリーンカレンダー広告掲出料

(1) 調定の概要

各戸に配布するクリーンカレンダー（家庭ごみの収集日のカレンダー）に
広告を掲載する広告代理店からの売買収入

ア 回答部署：環境部 収集業務課

イ 収納方法：納付書による金融機関納付

ウ 調定額： 770,000円

エ 調定額の算定方法：入札により金額、落札者を決定

(2) 監査の結果（指摘）

新型コロナウイルス下の入札について

入札にあたり、新型コロナウイルス対応のため、契約検査課から発出された事務連絡に基づき、郵送（書留）及び持参による入札を実施していた。

また、当該事務連絡では、職員は開札日時まで開封しないこと、及び入札事務に関係のない職員を立ち会わせることになっていたが、ファイリングされた入札書を確認したところ、この事実が確認できなかった。

新型コロナウイルス下ではあったものの、通常の入札実施時と同様の公正性を明確にするため、開札者に加えて立会者のサイン等の痕跡を入札書に残し、入札書を開札日時まで開封しなかったこと、複数者で開札を行ったことを明確にする必要があると考える。

13- 2 1月28日 家具等再生品販売代金（申込分）46件

(1) 調定の概要

1月28日にリユース家具展示販売会で家具等再生品を販売した代金

ア 回答部署：環境部 収集業務課

イ 収納方法：現場で現金徴収

ウ 調定額：347,700円

エ 調定額の算定方法：領収書控の合計額に基づき算定

(2) 監査の結果（意見）

未販売品の数量確認について

リユース家具展示販売会の結果を確認したところ、展示数・販売数の資料は確認できたものの、未販売品の数量を、実際に数えた資料は確認できなかった。

収納されるべき金額が、正しく収納されたことを確認するためには、まず未販売品の数量を実際に数え、当初の展示数から差し引くことで、逆算してあるべき販売数量を把握する必要がある。

次に、当該販売数量に、販売単価を乗じることで、収納されるべき金額を把握し、これを実際の収納金額と一致を確認する必要があるため、改善すべきと考える。

13- 3 3月 7日 犬、猫等死体処理手数料（南部） 2匹

(1) 調定の概要

3月 7日 犬、猫等死体処理をする際に徴収する手数料

ア 回答部署：環境部 収集業務課

イ 収納方法：現場で現金徴収

ウ 調定額：1,240円

エ 調定額の算定方法：領収書控の合計額に基づき算定

(2) 監査の結果（指摘）

ア 領収印の押印もれについて

領収書綴りを確認したところ、領収書控への領収印の押印もれが1件あった。

収集業務課が使用する領収書は、複写式ではなく、領収書控にも領収印を押印することになっている。

もともと件数は少ないものの、公金でもあり、改善すべきと考える。

イ 複数名による収納金の確認について

前述のリユース家具展示販売会で家具等再生品を販売した代金については、現金取扱簿を作成し、収納金を複数名で確認していたが、犬、猫等死体処理手数料については、現金取扱簿を作成しておらず、複数名により収納金を確認した旨の痕跡が確認できなかった。

豊橋市の現金等出納事務マニュアルには、「収納した現金等と申請書、領収書控えなどの証拠書類は当日必ず複数職員で照合・確認」する旨の記載がある。件数は少ないものの、犬、猫等死体処理手数料についても、現金取扱簿を作成し、複数名で収納金を確認した痕跡を残す必要があると考える。

14- 1 産業部 競輪事務所 その他

(1) 監査の結果（意見）

拾得物の取扱いについて

拾得物の取扱いについて、マニュアル等の有無を確認したところ、競輪事務所としてのマニュアルはなく、愛知県警察本部総務部が作成している「遺失物取扱いのしおり」に基づいて運用しているとのことであった。

この点につき、当該「遺失物取扱いのしおり」を基に、競輪事務所としての固有の取扱いが不明な点について、メールにより質問したところ、以下の回答をえた（回答について、指摘・意見はない。）。

ア 何が拾得物にあたるか、拾得物の定義を教えてくださいませんか。

（ご回答）

管理している建物、施設内において、持ち主が誤って落としたり、置き忘れてしまった物のことで、落とし物を拾った場合、その拾ったものを拾得物といいます。

イ 拾得物の警察への届出はいつまでに行うことになっているのでしょうか。

（ご回答）

拾得物の提出については1週間以内。なお、名前が入ったもの（保険証など）がある場合は、即日対応（届出）しています。

ウ 拾得物は、全て（何でも）警察へ届け出るのでしょうか。あるいは、届け出るものと、届け出ないものがある場合、その違いを教えてくださいませんか。

（ご回答）

落とし物かゴミかの違いで、警察署にゴミを増やしてしまうような物は、届け出ておりません。

エ 届け出ないものがある場合、保管期間を教えてくださいませんか。

(ご回答)

原則 3か月間保管しています。

オ 保管期間が過ぎた場合の取扱いを教えてくださいませんか。

(ご回答)

廃棄しています。

カ 拾得物件の権利は保有されるという理解で良いでしょうか。

(ご回答)

保管に要する手数料や届出に要する交通費などの費用請求、お礼の受け取り、届出をしても落とし主が判明しない場合の所有権の主張については、放棄をしています。

キ 報労金や所有権はどのように扱われるでしょうか。

(ご回答)

拾得物件の届出に際し、権利放棄の申告を行っています。

ク 拾得物を売却することはあるでしょうか。

(ご回答)

売却することはありません。

確かに、愛知県警察本部総務部が作成している「遺失物取扱いのしおり」は、拾得物の取扱いの基本方針として、当然に拠り所になるが、当該しおりは、広く一般に、施設占有者を対象にしているため、汎用的な表現にならざるを得ない部分がある。

この場合、競輪事務所としての具体的な固有の取扱いが不明確となり、担当者ごとに、取扱いが異なることも想定される。

したがって、あくまで、当該しおりを補足する位置づけとして、簡易なマ

マニュアル（例えば、前述の回答を文書化したものなど）を作成し、取扱いの標準化や判断の効率化を図ることも有用であると考えている。

15- 1 令和 4 年度河川等公共物使用料

(1) 調定の概要

令和 4 年 4 月 1 日に発生した河川等公共物使用に係る使用料

ア 回答部署：建設部 河川課

イ 収納方法：納付書による金融機関納付

ウ 調定額：1,086,731円

エ 調定額の算定方法：使用数量×使用料単価×使用期間等補正

(2) 監査の結果（指摘）

現金による徴収について

公共物使用料は、納付書による金融機関納付を原則としているが、納入期限が切れた滞納整理で使用者方に出向いた場合には、現金による徴収も行っている。

この点につき、公共物使用料現金取り扱いマニュアルを確認したところ、「徴収に際しては、つり銭のないよう徴収する。」とされているが、過去の事例で、職員が実際に徴収する際、徴収機会を逸しないために、職員個人の小銭によりやむを得ず両替の対応をしたことがあるとのことであった。

職員個人の小銭を前提とした徴収は、公金と私金の区別があいまいになりかねず、健全ではないため、必要な場合には、つり銭を準備する必要があると考える。

(3) 監査の結果（意見）

公共物の使用調査について

公共物使用料に関連して、公共物の使用調査の状況を確認した。

公共物使用料は、使用者による使用申請を許可し、申請内容に基づき計算して得た額を徴収している。

この点につき、使用者による使用申請に基づき徴収するという制度上、無断使用や用途変更等があっても、豊橋市は認識することが難しいと考えられるため、使用調査を実施しているか確認したところ、定期的な調査は実施しておらず、市民からの河川・水路等に関する相談・連絡により判明することがあるとのことであった。

公平性を保つ観点からも、定期的に使用調査を行うか、無断使用等があった場合の課の連絡先について更なる周知を行うことが望ましいと考える。

16- 1 建築確認等手数料

(1) 調定の概要

9月20日に建築確認等申請する際に徴収する手数料

ア 回答部署：建設部 建築指導課

イ 収納方法：窓口での現金支払

ウ 調定額：235,500円

エ 調定額の算定方法：キャッシャーのレシートの合計額に基づいて算定

(2) 監査の結果（意見）

公印の押印方法について

建築指導課では、各種証明書を交付している。また、証明書を交付する際には、予めひな型が作成された表計算ソフトにより作成後、証明書を印刷し、公印を押印して、交付している。

また、公印の押印方法について確認したところ、担当者が押印を申請し、課内の押印承認者が承認した後、担当者自らが、公印の置かれた場所に行き、押印していた。

この点につき、公印は、管理者の座席の横にある共用スペースに置かれていたものの、会議等により常に在席しているとは限らず、万一、担当者が、承認された文書「以外」の文書に、公印を押印したとしても、判別できない状況であった。

したがって、以下のいずれかの対応が望ましいと考える。

ア 押印を申請した者ではなく、押印を承認した者が、実際に押印する。

イ 人員等の都合で、アの対応が難しい場合には、少なくとも、押印を申請した者は押印せず、別の職員が押印する。

ウ 人員等の都合で、押印を申請した者が、公印を押印せざるを得ない場合でも、押印を申請した者とは、別の職員の面前で押印する。

16- 2 開発行為許可等申請手数料

(1) 調定の概要

2月 3日に開発行為許可等申請する際に徴収する手数料

ア 回答部署：建設部 建築指導課

イ 収納方法：窓口での現金支払

ウ 調定額：97,000円

エ 調定額の算定方法：キャッシャーのレシートの合計額に基づいて算定

(2) 監査の結果（意見）

前述の、「公印の押印方法について」参照。

16- 3 建築確認等手数料

(1) 調定の概要

9月28日に建築確認等申請する際に徴収する手数料

ア 回答部署：建設部 建築指導課

イ 収納方法：窓口での現金支払

ウ 調定額：95,840円

エ 調定額の算定方法：キャッシャーのレシートの合計額に基づいて算定

(2) 監査の結果（意見）

前述の、「公印の押印方法について」参照。

17- 1 公園使用料（自動販売機、令和 4年 4月～10月分、豊橋公園ほか）

(1) 調定の概要

4月 1日～10月31日までの自動販売機設置に伴う設置使用料

- ア 回答部署：都市計画部 公園緑地課
- イ 収納方法：納付書による金融機関納付
- ウ 調定額：3,542,000円
- エ 調定額の算定方法：事業者の提案書に基づく

(2) 監査の結果（意見）

提案書形式における設置予定者の決定について

自動販売機設置に係る募集要項を確認したところ、設置予定者の決定にあたっては、物件ごとに最低使用料以上の最高の価格を提案した提案者を設置予定者とする旨の記載があった。また、提案書を確認したところ、金額の提案が1枚あるのみであった。

より高い公園使用料を提案した提案者が決定されるため、決定するプロセスとしては、事実上、入札と同じであると考えられる。提案書の保管場所や開封などの事務処理は、契約検査課の令和 2年 8月 7日付け事務連絡「郵送による入札について」に準じて手続きを行っているが、公正性を明確にするため、提案書に開封者に加えて立会者のサイン等の痕跡を残し、提案書を提出期限まで開封しなかったこと、複数者で開封したことを明確にする必要があると考える。

17- 2 公園使用料（自動販売機、令和 4年 4月～10月分、高師緑地ほか）

(1) 調定の概要

4月 1日～10月31日までの自動販売機設置に伴う設置使用料

- ア 回答部署：都市計画部 公園緑地課
- イ 収納方法：納付書による金融機関納付
- ウ 調定額：811,500円
- エ 調定額の算定方法：事業者の提案書に基づく

(2) 監査の結果（意見）

前述の、「公園使用料（自動販売機、令和 4年 4月～10月分、豊橋公園ほか）」参照。

18- 1 観光クーポン分入園料 4月後半分について

(1) 調定の概要

旅行会社取り扱いの旅行クーポンによる、令和 4. 4. 21～ 5. 2利用分の入園料収入の収納調定

ア 回答部署：総合動植物公園 動植物園

イ 収納方法：口座振替（自動払込）

ウ 調定額：560, 068円

エ 調定額の算定方法：旅行会社が発行する、観光クーポン精算書に基づいて算定

(2) 監査の結果（意見）

委託料の割合について

豊橋市は、動植物園の入園者の便宜を図るため、入園券（クーポン）の発行を、旅行会社に委託している。

また、委託料として、入園券（クーポン）の券面金額の一定割合を、当該業者に支払うことになっているが、委託契約が自動更新であることもあり、平成16年 3月以降、見直しの要否の検討がなされていなかった。

委託料の割合については、増・減の他、結果的に、同一割合になることも想定されるが、少なくとも定期的に、当該割合の妥当性について、検討する必要があると考える。

18- 2 サーキット使用料について

(1) 調定の概要

旅行会社取りまとめによる、令和 4年10月30日のんほいサーキット利用に係る遊具使用料収入の収納調定

ア 回答部署：総合動植物公園 動植物園

イ 収納方法：窓口での現金支払、納付書による金融機関納付、口座振替（自動払込）

ウ 調定額：126,000円

エ 調定額の算定方法：申込者が希望する乗車券の購入希望枚数を元に算定

(2) 監査の結果（意見）

遊具使用料の見直しについて

サーキット使用料に関連して、「豊橋総合動植物公園規則」を確認したところ、遊具使用料として、スポーツカートや大観覧車等がある。

令和 5年 9月現在、入園料の見直しを検討しているとのことであったが、遊具使用料についても、施設における一連の収入として、近隣の情報を入手し、検討することが望ましいと考える。

18- 3 象タンブラーについて

(1) 調定の概要

象 3頭来園（令和 3年 5月）を記念して作成・販売したオリジナルグッズ・象タンブラーの売上代金の収納調定

ア 回答部署：総合動植物公園 動植物園

イ 収納方法：窓口での現金支払、納付書による金融機関納付、口座振替（自動払込）

ウ 調定額：150,000円

エ 調定額の算定方法：販売価格×販売数量で調定額を算定

(2) 監査の結果（意見）

再販売の検討について

訪問日現在、タンブラーの在庫数を確認したところ、425個の在庫があるとのことであった。

象の来園時以降、現在では店頭には置かず、販売していないとのことであったが、販売期間が限定されるデザインではないため、再販売の検討も有用であると考える。

18- 4 総合動植物公園 動植物園 その他

(1) 監査の結果（指摘）

複数名による収納金の残高の確認について

入園料に関連して、収納金出納簿を閲覧した。

収納金として、動物エサやり・ふれあい体験等があるが、複数者により収納金をチェックしている痕跡が確認できなかった。

本来は、収納金を扱う担当者が、収納金出納簿に記入し、毎日、記帳者印を押印するとともに、担当者とは別の者も、毎日、確認者印を押印する必要があり、改善が必要であると考ええる。

(2) 監査の結果（意見）

ア 収納金の残高について

入園料に関連して、収納金出納簿を閲覧したところ、残高が150万円から200万円以上で推移している月があった。

盗難・紛失リスクを低減させるため、残高がゼロになるように、預金口座に預け入れることが望ましいと考える。

イ ウェブチケットや招待券の様式について

入園料に関連して、入園券の様式を定めた「豊橋総合動植物公園規則」を確認したところ、ウェブチケットや招待券についての様式の定めがなかった。

規則の整理が必要であると考ええる。

ウ 報告書と券売機から出力されるジャーナル（日計表）との照合について

日々の入園料については、委託業者から、当日の入園者数と金額の報告書及び、券売機から出力されるジャーナル（日計表）を入手しているが、両者を照合している痕跡が確認できなかった。

当日の入園者数と金額の報告書は、入力間違いがないとは言い切れず、入

園料の正確な把握のためには、ジャーナル（日計表）と照合する必要があると考える。

エ 豊橋総合動植物公園イベント開催実行委員会の活動について

入園料に関連して、その他の収入について確認したところ、園内ラリー参加費収入や、自然史博物館のナイトミュージアム参加費の収入等は、豊橋市とは別主体の、豊橋総合動植物公園イベント開催実行委員会が主催していた。

当該実行委員会の規約を確認したところ、委員会は、豊橋市と公益財団法人豊橋みどりの協会その他で組織され、豊橋市から令和 3年度では45,000,000円の負担金が拠出されるとともに、剰余金268,591円が令和 4年度に繰り越されていた。

実行委員会形式による活動は、動植物園を柔軟に運営するための措置であると推測するが、豊橋市と実行委員会の活動内容について、両者の区別や関係性を明確にする必要があると考える。

また、当該委員会の事務局は動植物園に置かれ、具体的な活動は、豊橋市職員が就業時間内や就業時間外で実施しており、職員の活動についても、区別や関係性を明確にする必要があると考える（なお、委員会から人件費は支払われてはいない。）。

加えて、当該委員会の収支報告や規約、事業報告書や構成員を公表し、透明性を高める必要があると考える。

19- 1 医業外収益（飲料自販機賃貸料）

(1) 調定の概要

令和 3年度に契約した 3年間の賃貸借契約に基づく令和 4年度分の賃貸料

ア 回答部署：市民病院 管理課

イ 収納方法：口座振替（自動払込）

ウ 調定額：8,828,500円

エ 調定額の算定方法：入札で決定（3年契約のうち1年分の支払い）

(2) 監査の結果（指摘）

遅延損害金の請求について

「市有財産賃貸借契約書」第 5条（賃借料の納付）に、本件調定額の納付期限は令和 4年 5月 2日と定められている。しかし納付を受けたのは令和 4年 5月12日となっていたため、その理由について質問を実施した。その結果、相手方の事務処理の都合等で遅れているとの回答であった。

「市有財産賃貸借契約書」第 7条（遅延損害金）によると、納付が遅れた場合は遅延損害金を受け取る契約となっている（本件調定額について本来得べき遅延損害金は、遅延発生時の利息率に基づく $8,828,500円 \times 2.5\% \div 365日 \times 10日 = 6,000円$ ※100円未満切り捨て）が、当該損害金は相手方へ請求していない。

このように契約書に基づき請求が可能な損害金については、他の契約も含め、網羅的かつ適時に請求を行い、市政の歳入として収受すべきである。

19- 2 医業外収益（治験収入）

(1) 調定の概要

治験を行った企業から支払われる調査費用

- ア 回答部署：市民病院 管理課
- イ 収納方法：口座振替（自動払込）
- ウ 調定額：7,236,185円
- エ 調定額の算定方法：契約による

(2) 監査の結果（意見）

契約書内容の確認体制について

本件調査費用の内容には、「令和 3年 9月請求漏れ分」との記載があり、本来前年に収受すべき金額を令和 4年に収受しているため、当該請求漏れについて質問を実施した。

これについて、令和 3年10月に当初契約期間の延長に係る変更契約を締結した際、この契約期間の延長に伴い新たに請求できる項目（今回の請求漏れ分）について変更契約書へ記載すべきところ、記載を失念しており令和 3年中の請求に至らなかったため、令和 4年 5月に変更契約を再度締結し、令和 4年分と併せて請求したとの回答であった。

請求の遅延や請求漏れの可能性、契約書の記載に基づく履行を求められた場合の対応に困難が伴うことも想定されるため、契約書の内容については、複数名での実質的な内容のチェックを行うことが求められる。

19- 3 医業外収益（公舎使用料（9月分））

(1) 調定の概要

職員公舎に入居中の職員から徴収する入居料

ア 回答部署：市民病院 管理課

イ 収納方法：窓口での現金支払

ウ 調定額：1,345,285円

エ 調定額の算定方法：豊橋市公舎貸付要綱に定める入居料に基づき算定

(2) 監査の結果（意見）

借上公舎の空室について

借上宿舎入居者一覧表（令和4年9月1日）によれば、医師の借上部屋数74に対する空室数37（50.0%）、看護師の借上部屋数12に対する空室数2（16.6%）となっている。

公舎を必要とする人数の過去の変動状況や今後の見込み、仮に借上げが必要となった場合に適時に新規に部屋を確保できるか否かの賃貸市場動向等を考慮し、長期的に使用しない借上部屋を減らす可否を検討する必要がある。

20- 1 医事腎移植提供手数料

(1) 調定の概要

骨髄移植のドナーに係る診療費をレシピエントのいる病院に請求した分

ア 回答部署：市民病院 医事課

イ 収納方法：口座振替（自動払込）

ウ 調定額：587,210円

エ 調定額の算定方法：保険診療点数を100%で算定（市民病院ではレセプト請求できないため100%で請求）

(2) 監査の結果（意見）

医業収納簿の細節の記載について

細節が「腎移植提供手数料」となっており、実際の「骨髄移植」との相違があるが、過去に事例が無いため、近似したものを使用したとのことである。

細節は手入力であるため、事後的なデータの検索可能性、分析への使用の可能性を考慮し、「移植手数料」等の包括的な文言を使用するか、「腎移植」や「骨髄移植」等の適切な文言を使用して区別するか、検討が望まれる。

21- 1 非常用飲料水「とよっすい」販売代金

(1) 調定の概要

豊橋市へ非常用飲料水として「とよっすい」の販売代金

ア 回答部署：上下水道局 総務課

イ 収納方法：窓口での現金支払い、納付書による金融機関納付

ウ 調定額：4,752,000円

エ 調定額の算定方法：1本あたり

(2) 監査の結果（指摘）

在庫管理について

「とよっすい」の在庫について、受払い時には複数名で在庫数を数え管理しているとの説明を受けたが、受払管理表上、複数名で数えていることを確認できなかった。

「とよっすい」は、販売の他、無償配布のために払い出すこともあり、紛失や不明な払い出し等が無いよう、複数名で管理していることを事後的に確認できるようにする必要があると考える。

また、受払管理表はパソコン上のソフトで作成していたが、前述のとおり、払い出しの都度、複数名で確認し、また、修正を容易に行うことができないようにするためには、受払管理表は手書きで、ボールペンで作成することが望ましいと考える。

21- 2 ボトルドウォーター販売代金 (95 円×216 本)

(1) 調定の概要

ボトルドウォーター「とよっすい」の販売代金

ア 回答部署：上下水道局 総務課

イ 収納方法：窓口での現金支払い、納付書による金融機関納付

ウ 調定額：20,520円

エ 調定額の算定方法：1本あたり

(2) 監査の結果（指摘）

前述の、「非常用飲料水『とよっすい』販売代金」の「在庫管理について」参照。

21- 3 不用品売却収益（鑄鉄管等）

(1) 調定の概要

老朽化した鑄鉄管等不用品の売却収入

ア 回答部署：上下水道局 総務課

イ 収納方法：納付書による金融機関納付

ウ 調定額：524,700円

エ 調定額の算定方法：入札（見積）による算定

(2) 監査の結果（意見）

売却した不用品の重量の検証について

老朽化した鑄鉄管等の不用品の売却は、入札により実施される。

また、入札を実施する前には、各課担当者が重量の見積りを行い、入札参加者に提示される。

次に、売却先業者は、入札により、一番高い単価で買い取る旨を提示した業者に決定される。

決定された売却先業者は、計量証明事業者でもあるため、改めて、自社で不用品の重量を計測し、これに落札で決定された単価を乗じ、当該金額を上下水道局に自己申告することで、上下水道局としての売却収入が算定される。

この点につき、各課担当者が事前に見積もった重量と、売却先業者の自社計測の重量を比較した。

結果、担当者の見積りが約12tのところ売却先業者の計測重量が 9tであったり、担当者の見積りが約0.55tのところ計測重量が160kgであったりと、担当者の見積りよりも、かなり少ない重量による売却の場合があった。また、検証もなされていなかった。

入札時の想定よりも売却収入が減少する可能性があるため、売却先業者が計測した際の重量の写真を確認する他、各課担当者の重量の見積りの精度を上

げるとともに、差異が大きい場合には検証する必要があると考える。

21- 4 不用品売却収益（砲金くず等）

(1) 調定の概要

不用品（砲金くず）の売却収益

ア 回答部署：上下水道局 総務課

イ 収納方法：納付書による金融機関納付

ウ 調定額：25,500円

エ 調定額の算定方法：入札等による不用品売却金額

(2) 監査の結果（意見）

前述の、「不用品売却収益（鑄鉄管等）」の「売却した不用品の重量の検証について」参照。

21- 5 不用品売却収益（鋼材等）

(1) 調定の概要

不用品（鋼材等）の売却収益

ア 回答部署：上下水道局 総務課

イ 収納方法：納付書による金融機関納付

ウ 調定額：10,661,315円

エ 調定額の算定方法：入札（見積）による算定

(2) 監査の結果（意見）

前述の、「不用品売却収益（鑄鉄管等）」の「売却した不用品の重量の検証について」参照。

21- 6 不用品売却収益（マンホール蓋・受枠）

(1) 調定の概要

老朽化したマンホール蓋・受枠の不用品売却収益

ア 回答部署：上下水道局 総務課

イ 収納方法：納付書による金融機関納付

ウ 調定額：375,120円

エ 調定額の算定方法：入札（見積）による算定

(2) 監査の結果（意見）

前述の、「不用品売却収益（鑄鉄管等）」の「売却した不用品の重量の検証について」参照。

第 4 （指摘及び意見なし）収入データ（調定データ）に基づく各部署の監査結果

ヒアリングによる監査の結果、指摘及び意見はなかった収入データ（調定データ）は、以下のとおりである。

<p>1- 1</p>	<p>積立型基金からの一時運用金</p> <p>(1) 調定の概要</p> <p>年度初旬は歳入より歳出が多くなることから、資金需要に対応するため積立型基金（※1）から一時的に繰替運用（※2）するもの</p> <p>（※1）特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てるもの</p> <p>（※2）歳計現金に不足が生じる場合に、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用すること</p> <p>ア 回答部署：財務部 財政課</p> <p>イ 収納方法：納付書による金融機関納付</p> <p>ウ 調定額：2,500,000,000円</p> <p>エ 調定額の算定方法：会計課から依頼のあった金額</p>
<p>1- 2</p>	<p>学校教育施設等整備事業にかかる市債の発行</p> <p>(1) 調定の概要</p> <p>学校教育施設整備（小学校校舎長寿命化改良事業）に関する起債（※）に係る借入金</p> <p>（※）国・地方公共団体などが、財政資金や事業資金を調達するために債券を発行すること</p> <p>ア 回答部署：財務部 財政課</p>

	<p>イ 収納方法：納付書による金融機関納付</p> <p>ウ 調定額：1,685,800,000円</p> <p>エ 調定額の算定方法：当該起債対象事業費と起債の事業区分ごとに定められた充当率から算定</p>
1- 3	<p>豊橋市ふるさと寄附金</p> <p>(1) 調定の概要</p> <p>寄附者から申出のあった金額について、一定期間分の合計額をまとめて調定したもの</p> <p>ア 回答部署：財務部 財政課</p> <p>イ 収納方法：納付書による金融機関納付、MPN、クレジット（指定代理納付）</p> <p>ウ 調定額：5,585,000円</p> <p>エ 調定額の算定方法：寄附者から申出のあった金額を定められた期間分をまとめて調定</p>
2- 1	<p>市有財産売買代金の残金（つつじが丘三丁目）</p> <p>(1) 調定の概要</p> <p>市有財産売買代金の残金（つつじが丘三丁目 番地省略）</p> <p>ア 回答部署：財務部 資産経営課</p> <p>イ 収納方法：納付書による金融機関納付</p> <p>ウ 調定額：69,993,000円</p> <p>エ 調定額の算定方法：入札</p>
2- 2	<p>豊橋サイエンスコア敷地賃貸料</p> <p>(1) 調定の概要</p>

	<p>豊橋サイエンスコア敷地賃貸料</p> <p>ア 回答部署：財務部 資産経営課 イ 収納方法：納付書による金融機関納付 ウ 調定額：8,068,035円 エ 調定額の算定方法：普通財産の貸付料算定要領に基づき算定</p>
2- 3	<p>令和 4年度庁舎使用料（イデアル・アトレ）</p> <p>(1) 調定の概要 行政財産目的外使用許可時に徴収する庁舎使用料</p> <p>ア 回答部署：財務部 資産経営課 イ 収納方法：納付書による金融機関納付 ウ 調定額：2,661,711円 エ 調定額の算定方法：豊橋市行政財産使用料条例に基づき算定</p>
2- 4	<p>神野新田町地内 駐車場として</p> <p>(1) 調定の概要 神野新田町地内 土地賃借料</p> <p>ア 回答部署：財務部 資産経営課 イ 収納方法：納付書による金融機関納付 ウ 調定額：1,061,301円 エ 調定額の算定方法：普通財産の貸付料算定要領に基づき算定</p>
2- 5	<p>立木伐採補償費（5,617本）</p> <p>(1) 調定の概要 立木伐採補償費（5,617本）</p>

	<p>ア 回答部署：財務部 資産経営課</p> <p>イ 収納方法：納付書による金融機関納付</p> <p>ウ 調定額：636,516円</p> <p>エ 調定額の算定方法：中部地区用地対策連絡協議会損失補償算定標準書に基づき算定</p>
2- 6	<p>東田譲渡住宅敷地賃貸料（第 1回分）</p> <p>(1) 調定の概要</p> <p>東田譲渡住宅敷地賃貸料（第 1回分）</p> <p>ア 回答部署：財務部 資産経営課</p> <p>イ 収納方法：納付書による金融機関納付</p> <p>ウ 調定額：556,441円</p> <p>エ 調定額の算定方法：普通財産の貸付料算定要領に基づき算定</p>
2- 7	<p>電気料（行政財産目的外使用許可に伴う電気料実費相当額） 9月分</p> <p>(1) 調定の概要</p> <p>電気料（行政財産目的外使用許可に伴う電気料実費相当額） 9月分</p> <p>ア 回答部署：財務部 資産経営課</p> <p>イ 収納方法：納付書による金融機関納付</p> <p>ウ 調定額：398,666円</p> <p>エ 調定額の算定方法：庁舎全体の電気料に使用電気料按分率を乗じた額</p>

2- 8	<p>佐藤五丁目 土地賃貸料として</p> <p>(1) 調定の概要</p> <p>佐藤五丁目 (番地省略) 土地賃貸料として</p> <p>ア 回答部署：財務部 資産経営課</p> <p>イ 収納方法：納付書による金融機関納付</p> <p>ウ 調定額：324,727円</p> <p>エ 調定額の算定方法：普通財産の貸付料算定要領に基づき算定</p>
2- 9	<p>職員会館 電気料 (令和 5年 2月分)</p> <p>(1) 調定の概要</p> <p>職員会館 電気料 (令和 5年 2月分)</p> <p>ア 回答部署：財務部 資産経営課</p> <p>イ 収納方法：納付書による金融機関納付</p> <p>ウ 調定額：249,210円</p> <p>エ 調定額の算定方法：貸室ごとの電気使用量から算定</p>
3- 1	<p>物品売払収入一般会計 (日野 ダンプ ほか全 5台)</p> <p>(1) 調定の概要</p> <p>令和 5年 2月 6日の不用車輛の売却に際し、売却代金を受領したものの</p> <p>ア 回答部署：財務部 契約検査課</p> <p>イ 収納方法：納付書による金融機関納付</p> <p>ウ 調定額：3,155,180円</p> <p>エ 調定額の算定方法：先行する入札等に基づく契約金額による</p>

<p>3- 2</p>	<p>前処理用一軸式破碎機修繕に伴う契約保証金</p> <p>(1) 調定の概要</p> <p>令和 4年 5月31日の市有施設の修繕契約に際し、契約保証金を受領したもの</p> <p>ア 回答部署：財務部 契約検査課</p> <p>イ 収納方法：納付書による金融機関納付</p> <p>ウ 調定額：1,976,700円</p> <p>エ 調定額の算定方法：先行する入札等に基づく契約金額による</p>
<p>3- 3</p>	<p>物品売払収入一般会計（スズキ キャブオーバー ほか全 4台）</p> <p>(1) 調定の概要</p> <p>令和 4年10月 6日の不用車輛の売却に際し、売却代金を受領したもの</p> <p>ア 回答部署：財務部 契約検査課</p> <p>イ 収納方法：納付書による金融機関納付</p> <p>ウ 調定額：380,000円</p> <p>エ 調定額の算定方法：先行する入札等に基づく契約金額による</p>
<p>4- 1</p>	<p>年金支払請求権による差押に際して入金された歳入歳出外現金</p> <p>(1) 調定の概要</p> <p>年金差押（令和 5年 2月の54名分）として厚生労働省からの入金された歳入歳出外現金（※）の額</p> <p>なお、差押した金額（歳入歳出外金現金）のうち、豊橋市に帰属する債権に対して回収できた金額を、歳入として充当することになる。</p>

	<p>(※) 歳入歳出外現金：市の所有に属さない現金等であり、いわゆる市が一時的に預かっている預り金を指す。</p> <p>ア 回答部署：財務部 納税課 イ 収納方法：納付書による振込、口座振り込み ウ 調定額：3,238,790円 エ 調定額の算定方法：厚生労働省からの連絡</p>
4- 2	<p>交付要求配当金</p> <p>(1) 調定の概要</p> <p>不動産の競売に対して、債権者である豊橋市が有する配分の権利を裁判所に要求（交付要求）して、配当金として裁判所からの入金があったもの</p> <p>ア 回答部署：財務部 納税課 イ 収納方法：納付書による振込、口座振り込み ウ 調定額：2,648,700円 エ 調定額の算定方法：裁判所からの連絡</p>
4- 3	<p>生命保険の失効返戻金支払請求権による差押に際して入金された歳入歳出外現金</p> <p>(1) 調定の概要</p> <p>失効した（保険料の払込みがなく効力がなくなった）生命保険の差し押さえを行い、差し押さえの権利の下で解約し、解約返戻金として入金された歳入歳出外現金（※）の額</p> <p>なお、差押した金額（歳入歳出外現金）のうち、豊橋市に帰属する債権に対して回収できた金額を、歳入として充当することになる。</p>

	<p>(※) 歳入歳出外現金：豊橋市の所有に属さない現金等であり、豊橋市が一時的に預かっている預り金を指す。</p> <p>ア 回答部署：財務部 納税課 イ 収納方法：納付書による振込、口座振り込み ウ 調定額：1,043,115円 エ 調定額の算定方法：保険会社からの連絡</p>
4- 4	<p>クレジットカードによる収納（市民税・県民税普徴12月15日公金）</p> <p>(1) 調定の概要 クレジットカード納付されたものは指定納付受託者であるクレジットカード会社が納付者に代わり豊橋市に納入し、その後、財務にて起票、公金化する。</p> <p>ア 回答部署：財務部 納税課 イ 収納方法：クレジットカード払い ウ 調定額：550,500円 エ 調定額の算定方法：課税する課において算定</p>
4- 5	<p>市税督促手数料</p> <p>(1) 調定の概要 滞納処分等による配当で、7月14日の交付期日に配当された金額のうち督促手数料に充当した金額</p> <p>ア 回答部署：財務部 納税課 イ 収納方法：納付書による振込、口座振り込み ウ 調定額：2,100円</p>

	エ 調定額の算定方法：納税課において算定
5- 1	<p>令和 4年 4月分 豊橋市首都圏活動センター転賃料</p> <p>(1) 調定の概要</p> <p>首都圏活動センター事務所に同居している田原市東京事務所から徴収する事務所賃料</p> <p>ア 回答部署：企画部 首都圏活動センター</p> <p>イ 収納方法：納付書による金融機関納付</p> <p>ウ 調定額：110,413円</p> <p>エ 調定額の算定方法：事務所賃貸料、共益費、電気料、NHK受信料、インターネット通信料について、物件所有者、NHK、通信事業者からの請求に基づき、面積按分等により算定</p>
6- 1	<p>広告付き窓口案内表示盤広告料</p> <p>(1) 調定の概要</p> <p>窓口設置の案内表示盤に掲示される広告収入(令和 4年度分)</p> <p>ア 回答部署：市民協創部 市民課</p> <p>イ 収納方法：納付書による金融機関納付</p> <p>ウ 調定額：4,026,000円</p> <p>エ 調定額の算定方法：プロポーザル時の業者の提案額</p>
6- 2	<p>住民票手数料（自動交付サービス・コンビニ店舗分）</p> <p>(1) 調定の概要</p> <p>自動交付サービスにより、コンビニ店舗等で端末から住民票を発行する際に徴収した手数料のうち豊橋市歳入分としてJ-LIS（地方公共団体情報システム機構）より振込を受けたもの（令和</p>

	<p>5年 1月分)</p> <p>ア 回答部署：市民協創部 市民課</p> <p>イ 収納方法：金融機関納付</p> <p>ウ 調定額：196,959円</p> <p>エ 調定額の算定方法：業務運用システムから明細を打ち出し算定</p>
6- 3	<p>証明手数料（自動交付サービス・コンビニ店舗分）</p> <p>(1) 調定の概要</p> <p>自動交付サービスにより、コンビニ店舗等で端末から印鑑証明を発行する際に徴収した手数料のうち豊橋市歳入分として、住民票の写し等のコンビニ交付サービス等を運営しているJ-LIS（地方公共団体情報システム機構）より振込を受けたもの（令和 4年 7月分）</p> <p>ア 回答部署：市民協創部 市民課</p> <p>イ 収納方法：金融機関納付</p> <p>ウ 調定額：92,794円</p> <p>エ 調定額の算定方法：業務運用システムから明細を打ち出し算定</p>
7- 1	<p>一般寄附金</p> <p>(1) 調定の概要</p> <p>12月22日に納付された寄附金</p> <p>ア 回答部署：市民協創部 安全生活課</p> <p>イ 収納方法：納付書による金融機関納付</p>

	<p>ウ 調定額：2,000,000円</p> <p>エ 調定額の算定方法：寄附額に基づいて調定</p>
7- 2	<p>計量器定期検査にかかる手数料（6月2日分）</p> <p>(1) 調定の概要</p> <p>計量法に基づいて実施した計量器の定期検査に対して徴収した6月2日分の検査手数料</p> <p>ア 回答部署：市民協創部 安全生活課</p> <p>イ 収納方法：①現金支払、②納付書による金融機関納付、③口座振替（自動払込）</p> <p>ウ 調定額：52,400円</p> <p>エ 調定額の算定方法：発行した簡易領収原符と納付書の日付別集計に基づいて算定</p>
8- 1	<p>市営墓地使用料 ①②向山霊苑使用料、③飯村墓地、④梅田川霊苑</p> <p>(1) 調定の概要</p> <p>①令和4年5月6日及び②令和4年4月14日に申請があった市営向山霊苑、③令和4年8月15日に申請があった市営飯村墓地、④令和4年4月19日に申請があった市営梅田川霊苑の、それぞれの使用許可の際に徴収する使用料</p> <p>ア 回答部署：福祉部 福祉政策課</p> <p>イ 収納方法：納付書による金融機関納付</p> <p>ウ 調定額：①1,456,000円、②450,800円、③662,000円、④360,000円</p> <p>エ 調定額の算定方法：面積×条例に定められた使用料単価（1</p>

	m ² 当たり)
9- 1	<p>令和 4年度愛知県国民健康保険給付費等交付金（普通交付金） 5月分（一般被保険者分）</p> <p>(1) 調定の概要</p> <p>普通交付金（被保険者に係る療養の給付等に要する費用を県から交付されるもの）</p> <p>ア 回答部署：福祉部 国保年金課</p> <p>イ 収納方法：納付書による金融機関納付</p> <p>ウ 調定額：1,828,576,000円</p> <p>エ 調定額の算定方法：愛知県による交付決定（概算払い）</p>
9- 2	<p>差押の市税等充当分（10月24日交付期日分）（ 8月15日交付期日分）</p> <p>(1) 調定の概要</p> <p>滞納処分等により国民健康保険税（過年度）に①10月24日、②8月15日の交付期日に充当したもの</p> <p>ア 回答部署：福祉部 国保年金課</p> <p>イ 収納方法：納付書払</p> <p>ウ 調定額：①2,443,344円、②728,208円</p> <p>エ 調定額の算定方法：納税課が滞納処分により徴収した金額</p>
9- 3	<p>令和 4年10月東三河広域連合徴収金払込分（国民健康保険税滞繰本税）</p> <p>(1) 調定の概要</p> <p>東三河広域連合に移管した案件で収納した国民健康保険税の10</p>

	<p>月分</p> <p>ア 回答部署：福祉部 国保年金課</p> <p>イ 収納方法：9- 2参照</p> <p>ウ 調定額：835,988円</p> <p>エ 調定額の算定方法：東三河広域連合からの連絡</p>
9- 4	<p>差押の市税等充当分（7月14日交付期日分）</p> <p>(1) 調定の概要</p> <p>滞納処分等により国民健康保険税の督促手数料に7月14日の交付期日に充当した金額</p> <p>ア 回答部署：福祉部 国保年金課</p> <p>イ 収納方法：9- 2参照</p> <p>ウ 調定額：2,600円</p> <p>エ 調定額の算定方法：納税課において算定</p>
9- 5	<p>医療法人〇〇 診療報酬等返還金（一般）分割36回目</p> <p>(1) 調定の概要</p> <p>医療法人〇〇において、診療報酬の誤請求による医療給付費の返還金</p> <p>平成25年度に調定し、返還計画に基づいて年4回納付書を作成している。</p> <p>ア 回答部署：福祉部 国保年金課</p> <p>イ 収納方法：納付書による金融機関納付</p> <p>ウ 調定額：1,000,000円</p> <p>エ 調定額の算定方法：医療機関から提出された返還内訳書をも</p>

	<p>とに返還金額を確認して、調定している。</p> <p>なお、未収債権については、個人毎の債権管理台帳にて管理している。</p>
9- 6	<p>高額療養費（福祉医療） 令和 4年 5月20日支給分 4件</p> <p>(1) 調定の概要</p> <p>福祉医療受給者が高額療養費に該当した場合、福祉医療受給者から受領委任を受け、健康保険組合から豊橋市に高額療養費を直接受け取っている。一度後期高齢者として全て調定し、その後各医療へ振り分けている。</p> <p>ア 回答部署：福祉部 国保年金課</p> <p>イ 収納方法：納付書による金融機関納付</p> <p>ウ 調定額：706,479円</p> <p>エ 調定額の算定方法：病院から来ている請求から高額療養費を計算し、受領している</p>
9- 7	<p>上下水道局 営業課 における不納欠損処理・債権管理</p> <p>(1) 概要</p> <p>ア 回答部署：上下水道局 営業課</p> <p>イ 債権の管理方法：個人ごとの債権管理台帳</p>
10- 1	<p>特養ショートステイ介護給付（5月分）</p> <p>(1) 調定の概要</p> <p>特養ショートステイ介護給付（5月分）</p> <p>ア 回答部署：福祉部 総合老人ホーム</p> <p>イ 収納方法：納付書による金融機関納付</p>

	<p>ウ 調定額：689,134円</p> <p>エ 調定額の算定方法：介護保険法に基づき算定したものを愛知県国民健康保険団体連合会（国保連）に申請し、国保連の審査を受けた後に調定している</p>
11- 1	<p>（県・外来）子ども医療費 返還金 平成31年 1月分から令和元年12月分（医療法人〇〇）</p> <p>(1) 調定の概要</p> <p>東海北陸厚生局による個別指導により診療報酬が減額となったため、福祉医療助成分の金額を返還請求したもの</p> <p>ア 回答部署：こども未来部 子育て支援課 （実務上の処理の関係で、福祉部 国保年金課が回答）</p> <p>イ 収納方法：窓口での現金支払、納付書による金融機関納付</p> <p>ウ 調定額：2,043,020円</p> <p>エ 調定額の算定方法：返還点数をもとに医療費助成額を算出</p>
11- 2	<p>（入院）障害児入所医療に係る返還金（平成28年10月～平成29年3月、令和 3年 8月～12月診療分）</p> <p>(1) 調定の概要</p> <p>障害児入所医療費とは、医療費の 7割を保険者、残りの自己負担の 3割を公費（県）と保護者で支払うこととなっている。また、豊橋市では福祉医療助成として、保護者負担分を全額負担している。</p> <p>今回は、愛知県が保護者負担分の上限額を高く決定してしまったため、保護者負担分が増え、豊橋市が本来助成する額よりも高くなってしまったため、返還を請求したもの。</p>

	<p>ア 回答部署：こども未来部 子育て支援課 （実務上の処理の関係で、福祉部 国保年金課が回答）</p> <p>イ 収納方法：窓口での現金支払、納付書による金融機関納付</p> <p>ウ 調定額：289,978円</p> <p>エ 調定額の算定方法：正しい上限額を確認後、差額を請求</p>
12- 1	<p>授業料11月分口座振替（とよしん） 12,000円×133人 No.83</p> <p>(1) 調定の概要 豊橋信用金庫から引き落とされた豊橋市立看護専門学校授業料 (令和 4年11月分)</p> <p>ア 回答部署：健康部 健康政策課</p> <p>イ 収納方法：納付書による金融機関納付</p> <p>ウ 調定額：1,596,000円</p> <p>エ 調定額の算定方法：月の授業料12,000円×人数</p>
12- 2	<p>不要医薬品売却</p> <p>(1) 調定の概要 休日夜間急病診療所で不要となった医薬品の買取り費用</p> <p>ア 回答部署：健康部 健康政策課</p> <p>イ 収納方法：納付書による金融機関納付</p> <p>ウ 調定額：1,490,681円</p> <p>エ 調定額の算定方法：医薬品買取りメーカーからの一表より 算定</p>
12- 3	<p>地元の元気応援寄附</p> <p>(1) 調定の概要</p>

	<p>市民の健康増進を目的とした企業からの寄附金</p> <p>ア 回答部署：健康部 健康政策課</p> <p>イ 収納方法：納付書による金融機関納付</p> <p>ウ 調定額：766,000円</p> <p>エ 調定額の算定方法：先方の寄附希望額により調定額を算定</p>
12- 4	<p>豊橋市歯科医師会施設土地賃借料</p> <p>(1) 調定の概要</p> <p>豊橋歯科衛生士専門学校の敷地賃借料</p> <p>ア 回答部署：健康部 健康政策課</p> <p>イ 収納方法：納付書による金融機関納付</p> <p>ウ 調定額：723,882円</p> <p>エ 調定額の算定方法：借用面積×課税標準額×貸付料算定計数×減免率により算定</p>
12- 5	<p>令和 4年度 豊橋市立看護専門学校建物貸付料（自動販売機） 2台</p> <p>(1) 調定の概要</p> <p>豊橋市立看護専門学校へ設置する自動販売機 2台の敷地賃借料</p> <p>ア 回答部署：健康部 健康政策課</p> <p>イ 収納方法：納付書による金融機関納付</p> <p>ウ 調定額：348,333円</p> <p>エ 調定額の算定方法：借用面積×課税標準額×貸付料算定計数×減免率により算定</p>

13- 1	<p>令和 4年 4月分 狂犬病予防法に基づく犬の登録及び狂犬病予防注射済票交付事務手数料</p> <p>(1) 調定の概要</p> <p>狂犬病予防法に基づく犬の登録及び狂犬病予防注射済票交付事務手数料（以下、登録手数料等という）について、事務取扱要領に基づき、公益社団法人愛知県獣医師会に収納事務委託をしている。</p> <p>本件は、愛知県獣医師会が収納した令和 4年 4月分の登録手数料等</p> <p>ア 回答部署：健康部 生活衛生課 イ 収納方法：納付書による金融機関納付 ウ 調定額：4,686,800円 エ 調定額の算定方法：愛知県獣医師会から提出される「犬の登録・狂犬病予防注射済票交付実施計算書」に基づいて算定</p>
13- 2	<p>食品衛生営業手数料 16件</p> <p>(1) 調定の概要</p> <p>食品衛生法に基づいて営業の許可を行う際に徴収する手数料（令和 4年10月18日分の飲食店営業許可、菓子製造業許可、そうざい製造業許可、食肉処理業許可にかかるもの）</p> <p>ア 回答部署：健康部 生活衛生課 イ 収納方法：窓口での現金支払、納付書による金融機関納付、クレジット（指定代理納付）、電子マネー ウ 調定額：249,100円 エ 調定額の算定方法：キャッシャーのレシートの合計額に基</p>

	づいて算定
13- 3	<p>食品衛生営業手数料 15件</p> <p>(1) 調定の概要</p> <p>食品衛生法に基づいて営業の許可を行う際に徴収する手数料 (令和 5年 3月13日分の飲食店営業許可、菓子製造業許可、そう ざい製造業許可、魚介類販売業許可、調理の機能を有する自動販 売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業許可に かかるもの)</p> <p>ウ 調定額：220,500円</p> <p>項目ア、イ、エについては13-2参照</p>
14- 1	<p>障害児通所給付費（令和 4年 5月サービス分、 4月サービス返戻 分）</p> <p>(1) 調定の概要</p> <p>当センター児童発達支援事業の利用に係る障害児通所給付費</p> <p>ア 回答部署：健康部 こども発達センター</p> <p>イ 収納方法：口座振替（自動払込）</p> <p>ウ 調定額：828,297円</p> <p>エ 調定額の算定方法：「児童福祉法に基づく指定通所支援及び 基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準」に より算定</p>
14- 2	<p>令和 5年 2月分 文書料</p> <p>(1) 調定の概要</p> <p>2月17日に診断書を作成した際に徴収する手数料</p>

	<p>(交通事故に係る保険会社からの代理請求に基づく診断書作成)</p> <p>ア 回答部署：健康部 こども発達センター</p> <p>イ 収納方法：窓口での現金支払、納付書による金融機関納付、クレジット（指定代理納付）、電子マネー</p> <p>ウ 調定額：8,800円</p> <p>エ 調定額の算定方法：豊橋市こども発達センター条例施行規則に基づき算定</p>
14- 3	<p>証明手数料 5月分（3件）</p> <p>(1) 調定の概要</p> <p>令和 4年 5月に診断書を発行した際に徴収した手数料 (保護者からの申請書に基づく診断書作成の内、クレジットカードによる支払分。クレジットカード会社の手数を控除した額で調定)</p> <p>ア 回答部署：健康部 こども発達センター</p> <p>イ 収納方法：窓口での現金支払、納付書による金融機関納付、クレジット（指定代理納付）、電子マネー</p> <p>ウ 調定額：6,388円</p> <p>エ 調定額の算定方法：豊橋市こども発達センター条例施行規則に基づき算定</p>
15- 1	<p>物品売買契約（布類・第 2期）10月分</p> <p>物品売買契約（布類・第 1期） 6月分</p> <p>(1) 調定の概要</p> <p>豊橋市では、ごみ減量及び循環型社会形成のため、資源回収事</p>

	<p>業の一環として、リサイクルステーションイオン豊橋南店及び豊橋市資源化センターへ集積された布類を、契約業者である〇〇〇〇株式会社が分別・回収し、再生利用を目的とした適正な処理をすることを業務委託している。</p> <p>豊橋市は請負業者へ布類の回収に係る費用を委託料として支払い、請負業者は布類の回収量に応じて布類の売買代金を月ごとに豊橋市に支払っている。</p> <p>ア 回答部署：環境部 ゼロカーボンシティ推進課 イ 収納方法：納付書による金融機関納付 ウ 調定額：259,860円（布類・第1期）6月分 調定額：456,330円（布類・第2期）10月分 エ 調定額の算定方法：物品売買契約書及び実績報告書（毎月提出）に基づく</p>
15- 2	<p>大きなごみ証紙代 7月26日分12件（郵便局）</p> <p>(1) 調定の概要</p> <p>豊橋市において、家庭ごみの大きなごみ戸別収集における収集手数料は、証紙によって徴収している。</p> <p>証紙は、売りさばき人の指定を受けた者が販売することが出来る。</p> <p>本収納については、上記指定を受けている日本郵便株式会社が証紙を販売するために、「豊橋市大きなごみ証紙販売委託契約書」に基づき豊橋市より証紙を買受した証紙代である。</p> <p>ア 回答部署：環境部 ゼロカーボンシティ推進課 イ 収納方法：納付書による金融機関納付 ウ 調定額：250,515円</p>

	<p>エ 調定額の算定方法：豊橋市廃棄物の処理及び再利用に関する条例施行規則に基づく</p>
16- 1	<p>産業廃棄物処分業許可申請手数料（新規）</p> <p>(1) 調定の概要</p> <p>令和 4年 9月 9日に産業廃棄物処分業許可申請する際に徴収する手数料</p> <p>ア 回答部署：環境部 廃棄物対策課</p> <p>イ 収納方法：窓口での現金支払、納付書による金融機関納付</p> <p>ウ 調定額：100,000円</p> <p>エ 調定額の算定方法：条例に定められた金額に基づく</p>
16- 2	<p>浄化槽保守点検業新規登録手数料</p> <p>(1) 調定の概要</p> <p>令和 4年 4月25日の浄化槽保守点検業新規登録の際に徴収する手数料</p> <p>ア 回答部署：環境部 廃棄物対策課</p> <p>イ 収納方法：窓口での現金支払（財務会計システムが使用できない場合）、納付書による金融機関納付</p> <p>ウ 調定額：32,000円</p> <p>エ 調定額の算定方法：条例に定められた金額に基づく</p>
17- 1	<p>ペットボトル再商品化収入（令和 4年 4月～令和 5年 2月分）</p> <p>(1) 調定の概要</p> <p>公益財団法人日本容器包装リサイクル協会との契約に基づいたペットボトル再商品化収入</p>

	<p>ア 回答部署：環境部 資源化センター</p> <p>イ 収納方法：口座振込</p> <p>ウ 調定額：19,238,895円</p> <p>エ 調定額の算定方法：公益財団法人日本容器包装リサイクル協会との契約に基づいて算定</p>
17- 2	<p>資源リサイクルセンター アルミ缶プレス 売払収入（8月分）</p> <p>(1) 調定の概要</p> <p>物品売買契約に基づいたアルミ缶プレス売払収入</p> <p>ア 回答部署：環境部 資源化センター</p> <p>イ 収納方法：納付書による金融機関納付</p> <p>ウ 調定額：14,434,530円</p> <p>エ 調定額の算定方法：物品売買契約書及び計量伝票に基づいて算定</p>
17- 3	<p>廃棄物投入手数料（9月8日）事務所売上分</p> <p>(1) 調定の概要</p> <p>豊橋市廃棄物の処理及び再利用に関する条例施行規則に基づいた廃棄物カードの販売</p> <p>ア 回答部署：環境部 資源化センター</p> <p>イ 収納方法：窓口での現金支払</p> <p>ウ 調定額：2,520,000円（9月8日）事務所売上分</p> <p>エ 調定額の算定方法：規則及びキャッシャーのレシートの合計額に基づいて算定</p>

17- 4	<p>資源化センター 未破碎鉄等 売払収入（5月分）</p> <p>(1) 調定の概要 物品売買契約に基づいた未破碎鉄等売払収入</p> <p>ア 回答部署：環境部 資源化センター イ 収納方法：納付書による金融機関納付 ウ 調定額：3,266,719円 エ 調定額の算定方法：物品売買契約書及び計量伝票に基づいて算定</p>
17- 5	<p>ペットボトル残渣 売払収入（10月分）</p> <p>(1) 調定の概要 物品売買契約に基づいたペットボトル残渣売払収入</p> <p>ア 回答部署：環境部 資源化センター イ 収納方法：納付書による金融機関納付 ウ 調定額：3,126,592円 エ 調定額の算定方法：物品売買契約書及び計量伝票に基づいて算定</p>
17- 6	<p>小型家電（低品位） 売払収入 4月分</p> <p>(1) 調定の概要 物品売買契約に基づいた小型家電（低品位）売払収入</p> <p>ア 回答部署：環境部 資源化センター イ 収納方法：納付書による金融機関納付 ウ 調定額：1,223,186円</p>

	<p>エ 調定額の算定方法：物品売買契約書及び計量伝票に基づいて算定</p>
17- 7	<p>小型家電（高品位） 売払収入 5月分</p> <p>(1) 調定の概要</p> <p>物品売買契約に基づいた小型家電（高品位）売払収入</p> <p>ア 回答部署：環境部 資源化センター</p> <p>イ 収納方法：納付書による金融機関納付</p> <p>ウ 調定額：796,587円</p> <p>エ 調定額の算定方法：物品売買契約書及び計量伝票に基づいて算定</p>
17- 8	<p>廃棄物投入手数料（株式会社〇〇〇〇）</p> <p>廃棄物投入手数料（総合動植物公園）</p> <p>廃棄物投入手数料（〇〇〇〇有限会社）</p> <p>(1) 調定の概要</p> <p>豊橋市廃棄物の処理及び再利用に関する条例施行規則に基づいた廃棄物カードの販売</p> <p>ア 回答部署：環境部 資源化センター</p> <p>イ 収納方法：納付書による金融機関納付</p> <p>ウ 調定額：10,000,000円（株式会社〇〇〇〇） 2,960,000円（総合動植物公園） 720,000円（総合動植物公園） 800,000円（〇〇〇〇有限会社）</p> <p>エ 調定額の算定方法：規則に基づいて算定</p>

17- 9	<p>清涼飲料水自動販売機設置料（西工場棟 3階）令和 4年度分</p> <p>(1) 調定の概要</p> <p>市有財産賃貸借契約に基づいた清涼飲料水自動販売機設置料</p> <p>ア 回答部署：環境部 資源化センター</p> <p>イ 収納方法：納付書による金融機関納付</p> <p>ウ 調定額：403,334円</p> <p>エ 調定額の算定方法：一般競争入札による落札業者との市有財産賃貸借契約書に基づいて算定</p>
17-10	<p>バイオマス利活用センターし尿投入手数料（7月29日）事務所売上分</p> <p>バイオマス利活用センターし尿投入手数料（有限会社〇〇〇〇）</p> <p>(1) 調定の概要</p> <p>豊橋市廃棄物の処理及び再利用に関する条例施行規則に基づいた廃棄物カードの販売</p> <p>ア 回答部署：環境部 資源化センター</p> <p>イ 収納方法：窓口での現金支払</p> <p>ウ 調定額：400,000円（7月29日）事務所売上分 80,000円（有限会社〇〇〇〇）</p> <p>エ 調定額の算定方法：規則及びキャッシャーのレシートの合計額に基づいて算定</p>
17-11	<p>廃棄物投入手数料（2月10日）</p> <p>(1) 調定の概要</p> <p>豊橋市廃棄物の処理及び再利用に関する条例施行規則に基づい</p>

	<p>た 廃棄物投入手数料の現金徴収分</p> <p>ア 回答部署：環境部 資源化センター</p> <p>イ 収納方法：窓口での現金支払</p> <p>ウ 調定額：95,680円</p> <p>エ 調定額の算定方法：規則及びキャッシャーのレシートの合計額に基づいて算定</p>
17-12	<p>電力売払収入（非バイオマス分） 10月分</p> <p>(1) 調定の概要</p> <p>電力会社との売買契約に基づいた電力売払収入</p> <p>ア 回答部署：環境部 資源化センター</p> <p>イ 収納方法：口座振込</p> <p>ウ 調定額：22,597,626円</p> <p>エ 調定額の算定方法：指名競争入札による落札業者との電力売却契約書と検針に基づいて算定</p>
18- 1	<p>酒井忠次オリジナルフレーム切手と吉田城特別版御城印</p> <p>(1) 調定の概要</p> <p>3月25日の酒井忠次オリジナルフレーム切手と吉田城特別版御城印の売上金</p> <p>ア 回答部署：産業部 観光プロモーション課</p> <p>イ 収納方法：窓口での現金支払</p> <p>ウ 調定額：454,500円</p> <p>エ 調定額の算定方法：領収書控えの合計額に基づいて算定</p>

18- 2	<p>吉田城 木の御城印</p> <p>(1) 調定の概要 3月 25日の吉田城木の御城印の売上金</p> <p>ウ 調定額：335,200円 項目ア、イ、エについては18- 1参照</p>
19- 1	<p>株式会社総合開発機構株式配当金</p> <p>(1) 調定の概要 豊橋市が保有している株式の配当金</p> <p>ア 回答部署：産業部 みなと振興課 イ 収納方法：口座振替（自動払込） ウ 調定額：750,000円 エ 調定額の算定方法：定時株主総会にて決議</p>
19- 2	<p>ポートインフォメーションセンター事務室使用料</p> <p>(1) 調定の概要 港湾関係団体の事務所がみなと振興課に集約されることで、関係機関及び企業との連携がとりやすくなるため、みなと振興課管理のポートインフォメーションセンターの一部を貸し出している。</p> <p>ア 回答部署：産業部 みなと振興課 イ 収納方法：納付書による金融機関納付 ウ 調定額：233,502円（豊橋港湾施設運営協議会） 調定額：233,502円（豊橋港運協会）</p>

	<p>エ 調定額の算定方法：豊橋市行政財産使用料条例第 3条に基づき、土地及び建物の面積を用いて算定</p>
19- 3	<p>船員手帳交付手数料 1冊</p> <p>(1) 調定の概要</p> <p>船員法第50条の規定により、「船員は船員手帳を受有しなければならない。」とされており、申請は、最寄りの地方運輸局、運輸支局(海事事務所を含む。)又は船員法の指定市町村においてすることができる。同申請に基づく申請により手帳を発行する場合の手数料</p> <p>ア 回答部署：産業部 みなと振興課</p> <p>イ 収納方法：窓口での現金支払</p> <p>ウ 調定額：1,950円</p> <p>エ 調定額の算定方法：豊橋市手数料条例「別表第 5- 1」に基づき、交付申請1件につき1,950円で算出</p>
19- 4	<p>航行に関する報告書証明手数料 1件</p> <p>(1) 調定の概要</p> <p>航行に関する報告の受理（法第19条、則第14条）</p> <p>船員法第19条において、「船長は、各号の一に該当する場合には、国土交通省令の定めるところにより、地方運輸局長又は指定市町村長にその旨を報告しなければならない。」となっており、具体的には次の一から六について報告する必要がある。当案件はその内の一に該当するものである。</p> <p>一 船舶の衝突、乗揚、沈没、滅失、火災、機関の損傷その他の海難が発生したとき</p> <p>二 人命又は船舶の救助に従事したとき</p>

	<p>三 無線電信によって知ったときを除いて、航行中他の船舶の遭難を知ったとき</p> <p>四 船内にある者が死亡し、又は行方不明となったとき</p> <p>五 予定の航路を変更したとき</p> <p>六 船舶が抑留され、又は捕獲されたときその他船舶に関し著しい事故があったとき</p> <p>ア 回答部署：産業部 みなと振興課</p> <p>イ 収納方法：窓口での現金支払</p> <p>ウ 調定額：1,300円</p> <p>エ 調定額の算定方法：豊橋市手数料条例「別表第 5- 4」に基づき、報告書1通につき1,300円で算出</p>
20- 1	<p>令和 4年度第11回豊橋市営競輪（73周年記念競輪）に係る勝者投票券売上金（ウインチケット）</p> <p>(1) 調定の概要</p> <p>令和 5年 1月26日～29日に開催した令和 4年度第11回豊橋市営競輪（73周年記念競輪）に係る、民間ポータルサイト（ウインチケット）での勝者投票券売上金（売上金から払戻金を除いた額）</p> <p>ア 回答部署：産業部 競輪事務所</p> <p>イ 収納方法：納付書による金融機関納付</p> <p>ウ 調定額：199,003,300円</p> <p>エ 調定額の算定方法：売上金：公益財団法人JKAのデータセンターにて投票集計管理されており、発売金額・払戻金額等に基づき調定額を算定</p>
20- 2	<p>令和 4年度第11回豊橋市営競輪（73周年記念競輪）に係る勝者投票券売上金（オッズパーク）</p>

	<p>(1) 調定の概要</p> <p>令和 5年 1月26日～29日に開催した令和 4年度第11回豊橋市営競輪（73周年記念競輪）に係る、民間ポータルサイト（オッズパーク）での勝者投票券売上金（売上金から払戻金を除いた額）</p> <p>ウ 調定額： 135,319,550円</p> <p>項目ア、イ、エについては20- 1参照</p>
20- 3	<p>開場73周年記念豊橋市営競輪に係る平塚場外売上金</p> <p>(1) 調定の概要</p> <p>令和 5年 1月26日～29日に開催した令和 4年度第11回豊橋市営競輪（73周年記念競輪）に係る、場外発売（平塚競輪場）での勝者投票券売上金（売上金から払戻金を除いた額）</p> <p>ウ 調定額： 21,766,520円</p> <p>項目ア、イ、エについては20- 1参照</p>
20- 4	<p>第 1回豊橋市営競輪に係る高松場外売上金</p> <p>(1) 調定の概要</p> <p>令和 4年 4月18日～20日に開催した令和 4年度第 1回豊橋市営競輪に係る、場外発売（高松競輪場）での勝者投票券売上金（売上金から払戻金を除いた額）</p> <p>ウ 調定額： 4,971,830円</p> <p>項目ア、イ、エについては20- 1参照</p>
20- 5	<p>平塚グランプリ場外事務委託料</p>

	<p>(1) 調定の概要</p> <p>令和 4年12月28日～30日に開催された令和 4年度第11回平塚市営競輪（KEIRINグランプリ2022）の豊橋競輪場での場外発売に係る事務委託料</p> <p>ウ 調定額： 3,933,208円</p> <p>項目ア、イ、エについては20- 1参照</p>
20- 6	<p>令和 4年度第 9回後節豊橋市営競輪に係る勝者投票券売上金（12月19日～12月21日分）</p> <p>(1) 調定の概要</p> <p>令和 4年12月19日～21日に開催した令和 4年度第 9回後節豊橋市営競輪に係る、豊橋競輪場での勝者投票券売上金（売上金から払戻金を除いた額）</p> <p>ウ 調定額： 2,297,050円</p> <p>項目ア、イ、エについては20- 1参照</p>
20- 7	<p>豊橋競輪場広告掲出貸付料（バックストレッチ）</p> <p>(1) 調定の概要</p> <p>豊橋競輪場バンクのバックストレッチへの看板広告掲載料（年額）</p> <p>ア 回答部署：産業部 競輪事務所</p> <p>イ 収納方法：納付書による金融機関納付</p> <p>ウ 調定額：840,000円</p> <p>エ 調定額の算定方法：貸付料：豊橋競輪場広告掲載要領の別表（第 5条関係）に基づき調定額を算定</p>

20- 8	<p>共同開催：広島市営小倉（8月12日～14日）に係る勝者投票券売上金（チャリロト重勝式）</p> <p>(1) 調定の概要</p> <p>令和 4年 8月12日～14日に開催された第 5回後節広島市営小倉競輪に係る、重勝式（チャリロト）の勝者投票券売上金（売上金から払戻金を除いた額）</p> <p>ウ 調定額：706,475円</p> <p>項目ア、イ、エについては20- 1参照</p>
20- 9	<p>開場73周年記念豊橋市営競輪に係るS石鳥谷場外売上金</p> <p>(1) 調定の概要</p> <p>令和 5年 1月26日～29日に開催した令和 4年度第11回豊橋市営競輪（73周年記念競輪）に係る、場外発売（サテライト石鳥谷）での勝者投票券売上金（売上金から払戻金を除いた額）</p> <p>ウ 調定額：689,370円</p> <p>項目ア、イ、エについては20- 1参照</p>
20-10	<p>選手宿舍宿泊貸付料（6月16日～19日、1泊×225名）</p> <p>(1) 調定の概要</p> <p>令和 4年度東海高等学校総合体育大会自転車競技大会に係る選手宿舍の貸付料</p> <p>ア 回答部署：産業部 競輪事務所</p> <p>イ 収納方法：納付書による金融機関納付</p> <p>ウ 調定額：562,500円</p>

	<p>エ 調定額の算定方法：貸付料：豊橋競輪選手宿舎の使用に関する要綱に基づき使用実績に応じて調定額を算定</p>
20-11	<p>共同開催：広島市営小倉（2月27日～3月1日）に係る勝者投票券売上金（チャリロト重勝式）</p> <p>(1) 調定の概要</p> <p>令和5年2月27日～3月1日に開催された第13回後節広島市営小倉競輪に係る、重勝式（チャリロト）の勝者投票券売上金（売上金から払戻金を除いた額）</p> <p>ウ 調定額：456,945円</p> <p>項目ア、イ、エについては20-1参照</p>
20-12	<p>第6回後節広島FI場外事務委託料</p> <p>(1) 調定の概要</p> <p>令和5年1月15日～17日に開催された令和4年度第6回後節広島市営競輪の豊橋競輪場での場外発売に係る事務委託料</p> <p>ウ 調定額：456,871円</p> <p>項目ア、イ、エについては20-1参照</p>
20-13	<p>11月3日～27日場外特別観覧席料収入</p> <p>(1) 調定の概要</p> <p>令和4年11月の場外発売時（本場開催時以外）における特別観覧席料</p> <p>ア 回答部署：産業部 競輪事務所</p> <p>イ 収納方法：納付書による金融機関納付</p>

	<p>ウ 調定額：126,700円</p> <p>エ 調定額の算定方法：特別観覧料：メインスタンド特別観覧席座席指定システムで集計管理されており、利用実績に基づき調定額を算定</p>
21- 1	<p>令和 4年度分 道路占用料</p> <p>(1) 調定の概要</p> <p>令和 4年 4月 1日に発生した市道占用物（電話柱等）に係る占用料</p> <p>ア 回答部署：建設部 土木管理課</p> <p>イ 収納方法：納付書による金融機関納付</p> <p>ウ 調定額：52,016,403円</p> <p>エ 調定額の算定方法：占用数量×占用料単価×占用期間等補正</p>
21- 2	<p>令和 4年12月分共通駐車券分使用料（第 2）</p> <p>(1) 調定の概要</p> <p>令和 4年12月共通駐車券分使用料（豊橋市駅前大通公共駐車場（第二））</p> <p>ア 回答部署：建設部 土木管理課</p> <p>イ 収納方法：納付書による金融機関納付</p> <p>ウ 調定額：2,442,660円</p> <p>エ 調定額の算定方法：共通駐車券単価(132円)×月間使用枚数</p>
21- 3	<p>道路占用料（2022-4-15）</p> <p>(1) 調定の概要</p> <p>令和 4年 5月16日に発生した市道占用物（工事用敷鉄板）に係</p>

	<p>る 占用料</p> <p>ア 回答部署：建設部 土木管理課</p> <p>イ 収納方法：納付書による金融機関納付</p> <p>ウ 調定額：1,972,800円</p> <p>エ 調定額の算定方法：占用数量×占用料単価×占用期間等補正</p>
21- 4	<p>道路事故に係る損害賠償保険金（二川町字東町18番 1地先）</p> <p>(1) 調定の概要</p> <p>令和 4年 5月19日に発生した市道上の事故への損害賠償に係る、保険会社からの保険金</p> <p>ア 回答部署：建設部 土木管理課</p> <p>イ 収納方法：口座振り込み</p> <p>ウ 調定額：576,257円</p> <p>エ 調定額の算定方法：事故に係る費用で保険会社が支払いを認めた額</p>
21- 5	<p>豊橋市大岩町地内 土地売り払い収入</p> <p>(1) 調定の概要</p> <p>令和 4年 6月24日に土地売買契約書に基づき振り込まれた、豊橋市法定外道路の売払い料</p> <p>ア 回答部署：財務部 資産経営課 建設部 土木管理課</p> <p>イ 収納方法：納付書による金融機関納付</p> <p>ウ 調定額：380,997円</p> <p>エ 調定額の算定方法：外部の不動産鑑定士による意見書に基づき算定</p>

21- 6	<p>豊鉄バス発券所電気料（4～6月使用分）</p> <p>(1) 調定の概要 令和4年4～6月分豊鉄バス発券所電気料</p> <p>ア 回答部署：建設部 土木管理課 イ 収納方法：納付書による金融機関納付 ウ 調定額：127,856円 エ 調定額の算定方法：豊橋駅東口駅前広場の電気使用量、請求金額と豊鉄バス発券所の使用量の按分計算</p>
22- 1	<p>令和4年度河川等公共物使用料（水上ビル）令和4年度7月～9月</p> <p>(1) 調定の概要 令和4年4月1日に発生した河川等公共物使用（水上ビル）に係る7月～9月分の使用料</p> <p>ア 回答部署：建設部 河川課 イ 収納方法：納付書による金融機関納付 ウ 調定額：457,162円 エ 調定額の算定方法：使用数量×使用料単価×使用期間等補正</p>
23- 1	<p>屋外広告物許可手数料</p> <p>(1) 調定の概要 屋外広告物の表示等に係る許可手数料</p> <p>ア 回答部署：都市計画部 都市計画課 イ 収納方法：窓口での現金支払、納付書による金融機関納付</p>

	<p>ウ 調定額：445,200円（電柱広告） 調定額：93,400円（広告板、壁面広告）</p> <p>エ 調定額の算定方法：屋外広告物許可申請書の許可申請の内訳に基づく</p>
24- 1	<p>匿名寄附金</p> <p>(1) 調定の概要 緑化基金の寄附金</p> <p>ア 回答部署：都市計画部 公園緑地課 イ 収納方法：納付書による金融機関納付 ウ 調定額：300,000円 エ 調定額の算定方法：申出のとおり</p>
24- 2	<p>伐採補償料（高山緑地）</p> <p>(1) 調定の概要 事業者からの高山緑地支障木の伐採補償料</p> <p>ア 回答部署：都市計画部 公園緑地課 イ 収納方法：納付書による金融機関納付 ウ 調定額：166,507円 エ 調定額の算定方法：事業者の規定に基づく</p>
24- 3	<p>公園占用料金（高師緑地・工事中重機仮置き場）</p> <p>(1) 調定の概要 令和 4年 6月 1日～ 7月30日に使用する公園の占用使用料</p> <p>ア 回答部署：都市計画部 公園緑地課</p>

	<p>イ 収納方法：納付書による金融機関納付</p> <p>ウ 調定額：132,000円</p> <p>エ 調定額の算定方法：占用面積に基づく</p>
25- 1	<p>保留地売買契約に係る契約代金</p> <p>(1) 調定の概要</p> <p>令和 4年11月16日保留地売買契約に係る契約代金</p> <p>ア 回答部署：都市計画部 区画整理課</p> <p>イ 収納方法：窓口での現金支払、納付書による金融機関納付</p> <p>ウ 調定額：22,563,000円</p> <p>エ 調定額の算定方法：売買契約書に基づく</p>
25- 2	<p>売買契約に係る契約保証金</p> <p>(1) 調定の概要</p> <p>令和 4年 4月21日保留地売却決定に係る契約保証金</p> <p>ア 回答部署：都市計画部 区画整理課</p> <p>イ 収納方法：窓口での現金支払、納付書による金融機関納付</p> <p>ウ 調定額：1,983,000円</p> <p>エ 調定額の算定方法：保留地売却決定通知書に基づく</p>
25- 3	<p>証明手数料 11月14日 No. 28860</p> <p>(1) 調定の概要</p> <p>令和 4年11月14日に記載事項証明及び印鑑証明を発行する際に徴収する証明手数料</p> <p>ア 回答部署：都市計画部 区画整理課</p>

	<p>イ 収納方法：窓口での現金支払、定額小為替</p> <p>ウ 調定額：4,000円</p> <p>エ 調定額の算定方法：領収書の合計金額に基づいて算定</p>
26- 1	<p>ナイトZ00前売券分入園料（8/21締切分）について</p> <p>(1) 調定の概要</p> <p> コンビニエンスストアに販売委託した、ナイトZ00前売入園券売上代金の収納調定</p> <p>ア 回答部署：総合動植物公園 動植物園</p> <p>イ 収納方法：窓口での現金支払、納付書による金融機関納付、口座振替（自動払込）</p> <p>ウ 調定額：10,351,584円</p> <p>エ 調定額の算定方法：相手方からの販売実績報告に基づいて調定額を算定</p>
26- 2	<p>入園料（定期入園券 大人5,596枚）について</p> <p>(1) 調定の概要</p> <p> 団体が取りまとめで購入した、定期入園券（年間パスポート）売上代金の収納調定</p> <p>ア 回答部署：総合動植物公園 動植物園</p> <p>イ 収納方法：窓口での現金支払、納付書による金融機関納付、口座振替（自動払込）</p> <p>ウ 調定額：5,596,000円</p> <p>エ 調定額の算定方法：申込者が希望する購入希望枚数を元に算定</p>

26- 3	<p>のんほいパーク 入園料について</p> <p>(1) 調定の概要</p> <p>企業が主催する来園者無料招待イベント開催に際し、当該企業が支払った入園料相当額の収納調定</p> <p>ア 回答部署：総合動植物公園 動植物園</p> <p>イ 収納方法：窓口での現金支払、納付書による金融機関納付、口座振替（自動払込）</p> <p>ウ 調定額：3,000,000円</p> <p>エ 調定額の算定方法：主催企業の申出額で調定額を算定</p>
26- 4	<p>WAON 電子マネー分入園料 8月分について</p> <p>(1) 調定の概要</p> <p>改札券売機で取り扱う、電子マネーWAON利用による入園料収入の月次収納調定</p> <p>ア 回答部署：総合動植物公園 動植物園</p> <p>イ 収納方法：口座振替（自動払込）</p> <p>ウ 調定額：1,217,080円</p> <p>エ 調定額の算定方法：会計課が作成したWAON手数料内訳に基づいて算定</p>
26- 5	<p>manaca 電子マネー分入園料 8月分について</p> <p>(1) 調定の概要</p> <p>改札券売機で取り扱う、電子マネーmanaca利用による入園料収入の月次収納調定</p>

	<p>ア 回答部署：総合動植物公園 動植物園</p> <p>イ 収納方法：口座振替（自動払込）</p> <p>ウ 調定額：1,041,398円</p> <p>エ 調定額の算定方法：電子マネーの取扱会社が発行する（専用webサイトからダウンロード）実績明細に基づいて算定</p>
26- 6	<p>自動販売機設置にかかる公園使用料について</p> <p>(1) 調定の概要</p> <p>自動販売機設置事業者が園内に設置した自動販売機に係る、令和4年度分公園使用料の収納調定</p> <p>ア 回答部署：総合動植物公園 動植物園</p> <p>イ 収納方法：窓口での現金支払、納付書による金融機関納付、口座振替（自動払込）</p> <p>ウ 調定額：10,422,500円</p> <p>エ 調定額の算定方法：自動販売機設置に係る入札の際、事業者が提示した入札額（=落札金額）をもとに1年あたりの公園使用料を算定</p>
26- 7	<p>自動販売機設置にかかる公園使用料（14台分）について</p> <p>(1) 調定の概要</p> <p>自動販売機設置事業者が園内に設置した自動販売機に係る、令和4年度分公園使用料の収納調定</p> <p>ア 回答部署：総合動植物公園 動植物園</p> <p>イ 収納方法：窓口での現金支払、納付書による金融機関納付、口座振替（自動払込）</p> <p>ウ 調定額：4,959,500円</p>

	<p>エ 調定額の算定方法：自動販売機設置に係る入札の際、事業者が提示した入札額 (=落札金額) をもとに 1年あたりの公園使用料を算定</p>
26- 8	<p>公園施設の管理に係る公園使用料について</p> <p>(1) 調定の概要</p> <p>園内売店事業者が支払う公園使用料の収納調定</p> <p>ア 回答部署：総合動植物公園 動植物園</p> <p>イ 収納方法：窓口での現金支払、納付書による金融機関納付、口座振替（自動払込）</p> <p>ウ 調定額：454,031円</p> <p>エ 調定額の算定方法：事業者募集の際、事業者が提案した手数料率と、各月の売上高を勘案して調定額を算定</p>
26- 9	<p>公園使用料10月分について</p> <p>(1) 調定の概要</p> <p>園内に展開するキッチンカー等臨時店舗が支払う公園使用料の月次収納調定</p> <p>ア 回答部署：総合動植物公園 動植物園</p> <p>イ 収納方法：窓口での現金支払、納付書による金融機関納付、口座振替（自動払込）</p> <p>ウ 調定額：346,189円</p> <p>エ 調定額の算定方法：臨時売店の募集に際し、事業者が提示した公園使用料（当該事業者は売り上げの10%）と対象月の売り上げ報告をもとに算定</p>

26-10	<p>公園使用料 5月分について</p> <p>(1) 調定の概要</p> <p>園内に展開するキッチンカー等臨時店舗が支払う公園使用料の月次収納調定</p> <p>ア 回答部署：総合動植物公園 動植物園</p> <p>イ 収納方法：窓口での現金支払、納付書による金融機関納付、口座振替（自動払込）</p> <p>ウ 調定額：321,759円</p> <p>エ 調定額の算定方法：臨時売店の募集に際し、事業者が提示した公園使用料（当該事業者は売り上げの10%）と対象月の売り上げ報告をもとに算定</p>
26-11	<p>寄附金（豊橋総合動植物公園整備基金）について</p> <p>(1) 調定の概要</p> <p>団体から動植物園へ寄せられた寄附金の収納調定</p> <p>ア 回答部署：総合動植物公園 動植物園</p> <p>イ 収納方法：窓口での現金支払、納付書による金融機関納付、口座振替（自動払込）</p> <p>ウ 調定額：418,157円</p> <p>エ 調定額の算定方法：寄附者の申出額を収納</p>
26-12	<p>寄附金（のんほいパーク動物スポンサー）について</p> <p>(1) 調定の概要</p> <p>企業から動植物園へ寄せられた寄附金（動物スポンサー制度）の収納調定</p>

	<p>ウ 調定額：500,000円</p> <p>項目ア、イ、エについては26-11参照</p>
26-13	<p>インドゾウ貸付にかかる飼料費負担金（令和 4年 4月～ 6月分）について</p> <p>(1) 調定の概要</p> <p>他の動物園から受け入れているインドゾウ（メス 1頭）に要する飼料費について、相手方動物園から相当額を徴収するための収納調定</p> <p>ア 回答部署：総合動植物公園 動植物園</p> <p>イ 収納方法：窓口での現金支払、納付書による金融機関納付、口座振替（自動払込）</p> <p>ウ 調定額：360,000円</p> <p>エ 調定額の算定方法：相手方動物園との協定に基づく飼料費相当額を 4半期に分けて請求・収納</p>
26-14	<p>園内自動販売機 容器回収・処理費用 4～ 9月分について</p> <p>(1) 調定の概要</p> <p>園内に設置した自動販売機で発生したペットボトル等廃棄物の回収・処理費用について、自動販売機設置事業者より徴収した当該費用の収納調定</p> <p>ア 回答部署：総合動植物公園 動植物園</p> <p>イ 収納方法：窓口での現金支払、納付書による金融機関納付、口座振替（自動払込）</p> <p>ウ 調定額：332,759円</p>

	<p>エ 調定額の算定方法：廃棄物の収集・処理に要した費用を、自動販売機での売上実績（設置事業者ごと）で按分して調定額を算出</p>
26-15	<p>春イベント開催金 4月・5月分について</p> <p>(1) 調定の概要</p> <p>令和 4年 3月～令和 4年 5月の園内季節イベント期間における、キッチンカー等飲食店出店に関して、イベント企画事業者が支払う 4月・5月分の利益還元金額の収納調定</p> <p>ア 回答部署：総合動植物公園 動植物園</p> <p>イ 収納方法：窓口での現金支払、納付書による金融機関納付、口座振替（自動払込）</p> <p>ウ 調定額：247,788円</p> <p>エ 調定額の算定方法：事業者提案の際の還元金額により調定額を算定</p>
27- 1	<p>豊橋市自然史博物館市有財産賃貸借契約に基づく賃貸料（令和 4年 8月）について</p> <p>(1) 調定の概要</p> <p>売店事業者が支払う建物賃貸料</p> <p>ア 回答部署：総合動植物公園 自然史博物館</p> <p>イ 収納方法：納付書による金融機関納付</p> <p>ウ 調定額：2,822,938円</p> <p>エ 調定額の算定方法：売店事業者との市有財産賃貸借契約書及び売店事業者からの売上実績報告に基づいて算定</p>

27- 2	<p>豊橋市自然史博物館特別企画展観覧料 10月前売分について</p> <p>(1) 調定の概要</p> <p>10月中に特別企画展「ポケモン化石博物館」を観覧する際徴収する使用料のうち、〇〇〇〇との前売チケットの販売に関する覚書に基づく、前売り券売上分</p> <p>ア 回答部署：総合動植物公園 自然史博物館</p> <p>イ 収納方法：納付書による金融機関納付</p> <p>ウ 調定額： 2,762,000円</p> <p>エ 調定額の算定方法：前売チケットの販売事業者が発行する（専用webサイトからダウンロード）実績明細に基づいて算定</p>
27- 3	<p>豊橋市自然史博物館特別企画展観覧料について</p> <p>(1) 調定の概要</p> <p>10月16日に特別企画展「ポケモン化石博物館」を観覧する際徴収する使用料のうち、キャッシャー及び券売機での現金支払分</p> <p>ア 回答部署：総合動植物公園 自然史博物館</p> <p>イ 収納方法：窓口での現金支払</p> <p>ウ 調定額： 1,608,600円</p> <p>エ 調定額の算定方法：キャッシャー及び券売機のレシート合計額に基づいて算定</p>
27- 4	<p>電子マネー分観覧料 TOICA 9月分について</p> <p>(1) 調定の概要</p> <p>10月中に特別企画展「ポケモン化石博物館」を観覧する際徴収</p>

	<p>する使用料のうち、券売機による交通系電子マネーTOICA売上分（うち手数料2.5%）</p> <p>ア 回答部署：総合動植物公園 自然史博物館</p> <p>イ 収納方法：納付書による金融機関納付</p> <p>ウ 調定額：436,215円</p> <p>エ 調定額の算定方法：電子マネーの取扱事業者が発行する（専用webサイトからダウンロード）実施明細に基づいて算定</p>
27- 5	<p>東三河ジオパーク構想推進準備会精算に係る精算金について</p> <p>(1) 調定の概要</p> <p>東三河ジオパーク構想推進準備会解散に伴う、負担金返還金（設立平成28年度、解散令和4年度）</p> <p>ア 回答部署：総合動植物公園 自然史博物館</p> <p>イ 収納方法：納付書による金融機関納付</p> <p>ウ 調定額：403,244円</p> <p>エ 調定額の算定方法：会の収支報告に基づいて算定</p>
27- 6	<p>豊橋市自然史博物館大型映像観覧料について</p> <p>(1) 調定の概要</p> <p>5月3日に大型映像を観覧する際徴収する使用料のうち、キャッシュャー及び券売機での現金支払</p> <p>ア 回答部署：総合動植物公園 自然史博物館</p> <p>イ 収納方法：窓口での現金支払</p> <p>ウ 調定額：308,100円</p> <p>エ 調定額の算定方法：キャッシュャー及び券売機のレシート合計</p>

	額に基づいて算定
27- 7	<p>自然史博物館資料利用手数料 撮影 3点について</p> <p>(1) 調定の概要</p> <p>館内資料を撮影する際に徴収する手数料</p> <p>ア 回答部署：総合動植物公園 自然史博物館</p> <p>イ 収納方法：窓口での現金支払</p> <p>ウ 調定額：3,090円</p> <p>エ 調定額の算定方法：資料利用申請書に基づいて算定</p>
28- 1	<p>看護師等修学資金貸与金回収金</p> <p>(1) 調定の概要</p> <p>看護師等修学資金の返還の債務免除を受ける前に退職等をした場合において、看護師等修学資金の貸与を受けた者から回収するもの</p> <p>ア 回答部署：市民病院 管理課</p> <p>イ 収納方法：口座振替（自動払込）</p> <p>ウ 調定額：1,880,000円</p> <p>エ 調定額の算定方法：看護師等修学資金の貸与額全額</p>
28- 2	<p>薬品返品</p> <p>(1) 調定の概要</p> <p>4月18日に行った薬品の返品に係る返金</p> <p>ア 回答部署：市民病院 管理課</p> <p>イ 収納方法：口座振替（自動払込）</p>

	<p>ウ 調定額：1,854,831円</p> <p>エ 調定額の算定方法：薬品の購入日時に該当する精算額より算出し、協議の上決定</p>
28- 3	<p>2019-004 治験患者協力費</p> <p>(1) 調定の概要</p> <p>企業と連携して行う治験にて、参加に同意を得た患者に対し協力を支払うための準備金として、企業より受領するもの</p> <p>ア 回答部署：市民病院 管理課</p> <p>イ 収納方法：口座振替（自動払込）</p> <p>ウ 調定額：1,350,000円</p> <p>エ 調定額の算定方法：企業と必要額を協議の上決定</p>
28- 4	<p>テレビシステム使用料</p> <p>(1) 調定の概要</p> <p>令和 4年 8月分のレンタル契約に基づく管理手数料</p> <p>ア 回答部署：市民病院 管理課</p> <p>イ 収納方法：口座振替（自動払込）</p> <p>ウ 調定額：1,146,870円</p> <p>エ 調定額の算定方法：プロポーザルで選定された業者と協議し、売上高に応じて算定</p>
29- 1	<p>医事治験</p> <p>(1) 調定の概要</p> <p>当院で治験を受けている患者に係る費用のうち、検査費用、画像診断料、治験薬ではない薬の投薬に係る費用について治験依頼</p>

	<p>者へ請求した分</p> <p>ア 回答部署：市民病院 医事課</p> <p>イ 収納方法：口座振替（自動払込）</p> <p>ウ 調定額：21,756,870円</p> <p>エ 調定額の算定方法：保険診療の点数にて算定</p>
30- 1	<p>下水道事業占用分庁舎用地の使用料</p> <p>(1) 調定の概要</p> <p>水道事業会計所有用地のうち、下水道事業会計へ貸与している用地の使用料</p> <p>ア 回答部署：上下水道局 総務課</p> <p>イ 収納方法：納付書による金融機関納付</p> <p>ウ 調定額：3,023,238円</p> <p>エ 調定額の算定方法：双方同意した額</p>
30- 2	<p>契約保証金（配水管布設替及び消火栓据付工事（耐震 2-22））</p> <p>(1) 調定の概要</p> <p>配水管布設替及び消火栓据付工事(耐震 2-22)契約に伴う契約保証金</p> <p>ア 回答部署：上下水道局 総務課</p> <p>イ 収納方法：納付書による金融機関納付</p> <p>ウ 調定額：2,966,150円</p> <p>エ 調定額の算定方法：契約額の10%</p>
30- 3	<p>国土交通省中部地方整備局名古屋国道事務所東三河維持出張所設置に係る庁舎使用料</p>

	<p>(1) 調定の概要</p> <p>国土交通省中部地方整備局名古屋国道事務所東三河維持出張所設置のため貸与している庁舎の使用料（令和 4年度分）</p> <p>ア 回答部署：上下水道局 総務課</p> <p>イ 収納方法：納付書による金融機関納付</p> <p>ウ 調定額：925,318円</p> <p>エ 調定額の算定方法：豊橋市行政財産使用料条例第 3条の使用料算定基準による</p>
30- 4	<p>官公庁オークション契約残金（イオンクロマトグラフ）</p> <p>(1) 調定の概要</p> <p>官公庁オークション契約残金（イオンクロマトグラフ）</p> <p>ア 回答部署：上下水道局 総務課</p> <p>イ 収納方法：納付書による金融機関納付</p> <p>ウ 調定額：154,555円</p> <p>エ 調定額の算定方法：官公庁オークション契約残金</p>
30- 5	<p>水道用地貸付料（防災危機管理課）</p> <p>(1) 調定の概要</p> <p>水道事業会計所有用地の内防災危機管理課へ貸与している用地の使用料</p> <p>ア 回答部署：上下水道局 総務課</p> <p>イ 収納方法：納付書による金融機関納付</p> <p>ウ 調定額：136,773円</p>

	<p>エ 調定額の算定方法：豊橋市行政財産使用条例第3条の使用料算定基準による</p>
30- 6	<p>自動車損害共済災害共済金（令和 4年11月16・25日発生分）</p> <p>(1) 調定の概要</p> <p>令和 4年11月16・25日に発生した公用車事故に対する自動車損害共済災害共済金</p> <p>ア 回答部署：上下水道局 総務課</p> <p>イ 収納方法：納付書による金融機関納付</p> <p>ウ 調定額：108,966円</p> <p>エ 調定額の算定方法：契約に基づく</p>
30- 7	<p>令和 4年 4月分 緊急燃料費として</p> <p>(1) 調定の概要</p> <p>令和 4年 4月分 緊急燃料費として払い出された現金の精算後戻入</p> <p>ア 回答部署：上下水道局 総務課</p> <p>イ 収納方法：窓口での現金支払</p> <p>ウ 調定額：60,000円</p> <p>エ 調定額の算定方法：緊急燃料費として資金前渡した費用の内、未使用の経費</p>
30- 8	<p>令和 4年 9月分 緊急活動費（賃借料）として</p> <p>(1) 調定の概要</p> <p>令和 4年 9月分 緊急活動費（賃借料）として払い出された現金の精算後戻入</p>

	<p>ア 回答部署：上下水道局 総務課</p> <p>イ 収納方法：窓口での現金支払</p> <p>ウ 調定額：60,000円</p> <p>エ 調定額の算定方法：緊急活動費として資金前渡した費用の内、未使用の経費</p>
30- 9	<p>8月24日～26日 令和 4年度漏水防止講座キャンセルに伴う受講料返金</p> <p>(1) 調定の概要</p> <p>8月24日～26日 令和 4年度漏水防止講座キャンセルに伴う受講料返金</p> <p>ア 回答部署：上下水道局 総務課</p> <p>イ 収納方法：納付書による金融機関納付</p> <p>ウ 調定額：27,510円</p> <p>エ 調定額の算定方法：入金済みの受講料より、返金のために発生する振込手数料を除いた額</p>
30-10	<p>ホームページ広告掲載料 $6,000円 \times 6か月 \times 1/2$</p> <p>(1) 調定の概要</p> <p>ホームページの広告掲載料 6か月分</p> <p>ア 回答部署：上下水道局 総務課</p> <p>イ 収納方法：納付書による金融機関納付</p> <p>ウ 調定額：18,000円</p> <p>エ 調定額の算定方法：$6,000円 \times 6か月 \times 1/2$</p>

30-11	<p>行政財産目的外使用に伴う電気料金（令和 4年10月～12月分）</p> <p>(1) 調定の概要 自動販売機設置（行政財産目的外使用）に伴う電気料金</p> <p>ア 回答部署：上下水道局 総務課 イ 収納方法：納付書による金融機関納付 ウ 調定額：16,966円 エ 調定額の算定方法：実績額による算定</p>
30-12	<p>官公庁オークション契約残金（小型液体用 高圧蒸気滅菌器）</p> <p>(1) 調定の概要 官公庁オークション契約残金（小型液体用 高圧蒸気滅菌器）</p> <p>ア 回答部署：上下水道局 総務課 イ 収納方法：納付書による金融機関納付 ウ 調定額：11,700円 エ 調定額の算定方法：官公庁オークション契約残金</p>
30-13	<p>雨水処理等負担金 営業収益(第 4・四半期分)</p> <p>(1) 調定の概要 令和 4年度第 4・四半期分として豊橋市から雨水処理等にかかる費用として徴収した雨水処理等負担金</p> <p>ア 回答部署：上下水道局 総務課 イ 収納方法：納付書による金融機関納付 ウ 調定額：335,000,000円 エ 調定額の算定方法：総務省操出基準に基づき、一般会計と予</p>

	め定めた負担率を実績額に乗じて算定
30-14	<p>分流式下水道等負担金（第 3・四半期分）</p> <p>(1) 調定の概要</p> <p>令和 4年度第 3・四半期分として豊橋市から分流式下水道等に要する費用として徴収した負担金</p> <p>ア 回答部署：上下水道局 総務課 イ 収納方法：納付書による金融機関納付 ウ 調定額：58,100,000円 エ 調定額の算定方法：総務省操出基準に基づき、一般会計と予め負担率を実績額に乗じて算定</p>
30-15	<p>市有財産売却一般競争入札に係る契約保証金（天伯町）</p> <p>(1) 調定の概要</p> <p>市有財産売却一般競争入札に係る契約保証金（天伯町）</p> <p>ア 回答部署：上下水道局 総務課 イ 収納方法：納付書による金融機関納付 ウ 調定額：1,910,500円 エ 調定額の算定方法：入札による算定</p>
30-16	<p>下水道賠償責任保険保険金（令和 4年12月13日発生分）</p> <p>(1) 調定の概要</p> <p>令和 4年12月13日に発生した公共汚水桝破損による宅内配管閉塞に係る下水道賠償責任保険保険金</p> <p>ア 回答部署：上下水道局 総務課</p>

	<p>イ 収納方法：納付書による金融機関納付</p> <p>ウ 調定額：187,000円</p> <p>エ 調定額の算定方法：損害賠償額により算定</p>
30-17	<p>行政財産目的外使用に伴う光熱水費（令和 5年 1月～ 3月分）</p> <p>(1) 調定の概要</p> <p>国土交通省中部地方整備局名古屋国道事務所が上下水道局庁舎で使用した光熱水費（令和 5年 1月～ 3月分）</p> <p>ア 回答部署：上下水道局 総務課</p> <p>イ 収納方法：納付書による金融機関納付</p> <p>ウ 調定額：168,685円</p> <p>エ 調定額の算定方法：実績額による算定</p>
31- 1	<p>漏水に伴い減量認定した水道料金（下水道使用料）の還付方法変更</p> <p>(1) 調定の概要</p> <p>漏水により減量認定した令和 4年 3月期分水道料金・下水道使用料を還付するため、令和 4年10月 7日に現金を払い出したが、同日に相手方から口座振込を希望する旨の申入れがあったため預り金に戻入したもの</p> <p>ア 回答部署：上下水道局 営業課</p> <p>イ 収納方法：該当処理無し 一般的な水道料金・下水道使用料の収納方法としては、①窓口での現金払い、②納付書による金融機関窓口での支払い、③口座振替（自動払込）、④コンビニでの支払い（収納事務委託）、⑤スマートフォン等のカメラでのバーコード読み取り機能を利用したキャッシュレス</p>

	<p>決済</p> <p>ウ 調定額：水道料金 723,888円、下水道料金 904,860円</p> <p>エ 調定額の算定方法：水道料金については、メーターを2か月分一括点検し、その点検した日の属する月分及びその前月分の使用水量として算定する</p> <p>なお、本件の還付金額の元となる減量水量は、漏水等による使用水量の認定に関する取扱要綱（水道）に基づいて算定している</p> <p>下水道使用料及び地域下水道使用料については、2か月ごとに使用者が排除した汚水の量を算出し、その算出した日の属する月分及びその前月分の汚水の排出量として使用料を算定する</p> <p>なお、本件の還付金額の元となる減量水量は、漏水等による使用水量の認定に関する取扱要綱（下水道）に基づいて算定している</p>
31- 2	<p>配水管布設工事事務費（豊橋市大清水町地内）</p> <p>(1) 調定の概要</p> <p>給水装置の新設又は改造の申込者が負担する配水管布設に要する費用等の負担</p> <p>ア 回答部署：上下水道局 営業課</p> <p>イ 収納方法：①窓口での現金支払（上下水道局内料金センターで納付可能）、②納付書による金融機関納付</p> <p>ウ 調定額：338,800円</p> <p>エ 調定額の算定方法：規程第4条（配水管布設に要する費用等の負担）及び第5条（配水管布設に要する費用の算定等）による</p>

31- 3	<p>マンホール広告掲載料</p> <p>(1) 調定の概要</p> <p>上下水道局が管理する下水道マンホールの蓋への広告掲載料金 マンホール広告の掲載料は年額60,000円、初回はマンホール蓋 作成料30,000円が必要</p> <p>ア 回答部署：上下水道局 営業課 イ 収納方法：①窓口での現金支払（上下水道局内料金センター で納付可能）、②納付書による金融機関納付 ウ 調定額： 120,000円 エ 調定額の算定方法：掲載料に設置個所を乗じた金額</p>
31- 4	<p>不納欠損処理・債権回収</p> <p>(1) 概要</p> <p>不納欠損処理・債権回収について</p> <p>ア 回答部署：上下水道局 営業課 イ 債権の管理方法：上下水道料金システムで管理している</p>
32- 1	<p>令和 4年度 消火栓設置負担金</p> <p>(1) 調定の概要</p> <p>令和 4年度に配水管布設替工事により消火栓を19基設置したこ とから、「設置費用（工事請負費）+事務費」を負担金として豊橋 市（消防部局）に請求したもの</p> <p>ア 回答部署：上下水道局 水道管路課 イ 収納方法：納付書による金融機関納付</p>

	<p>ウ 調定額：12,843,430円</p> <p>エ 調定額の算定方法：設置費用+事務費 (設置費用：工事請負契約額の総額の内、対象の消火栓に係る設置費用)</p>
32- 2	<p>豊橋市牟呂町地内（豊橋柳生川南部土地区画整理事業） 配水管移設及び布設工事（1- 7）（布設工事） 委託料 前受金</p> <p>(1) 調定の概要</p> <p>豊橋柳生川南部土地区画整理組合からの依頼により、区画整理事業地区内に配水管を設置（新設）するにあたり、受託事業に関する契約書（負担金：当初設計工事価格+事務費）を締結し、その金額の 1/ 2を前払い金として、豊橋柳生川南部土地区画整理組合に請求した。</p> <p>ア 回答部署：上下水道局 水道管路課</p> <p>イ 収納方法：納付書による金融機関納付</p> <p>ウ 調定額：4,534,000円</p> <p>エ 調定額の算定方法：負担金（当初設計工事価格+事務費） 1/ 2（当初設計工事価格：工事入札の基となる工事設計書の金額）</p>
32- 3	<p>豊橋市牟呂町地内（豊橋柳生川南部土地区画整理事業） 配水管移設工事（1- 1）負担金（補償金）精算</p> <p>(1) 調定の概要</p> <p>豊橋柳生川南部土地区画整理組合からの依頼により、区画整理事業地区内の既設配水管を移設するにあたり、移設に関する補償契約書（補償費：工事請負費－減耗費＋事務費）を締結し、移設完了後に補償費の精算額として、豊橋柳生川南部土地区画整理組</p>

	<p>合に請求した。</p> <p>ア 回答部署：上下水道局 水道管路課</p> <p>イ 収納方法：納付書による金融機関納付</p> <p>ウ 調定額：4,344,358円</p> <p>エ 調定額の算定方法：工事請負費（しゅん工）－減耗費＋事務費－前受金（工事請負費（しゅん工）：水道工事店と締結した工事請負契約の金額より算定）</p> <p>（前受金：区画整理組合と締結した移設に関する補償契約の金額の 1 / 2）</p>
32- 4	<p>MCPC award 2022 ユーザー部門グランプリ・総務大臣賞賞金</p> <p>(1) 調定の概要</p> <p>上下水道局が、令和 3年度より採用している「無線式管路音圧監視機器」の取組（重要管路の遠隔監視）が、モバイルコンピューティング推進コンソーシアム（MCPC）が主催する、「MCPC award 2022」において、ユーザー部門賞及びグランプリ・総務大臣賞を受賞したことに伴う賞金</p> <p>ア 回答部署：上下水道局 水道管路課</p> <p>イ 収納方法：局の金融機関口座に受賞賞金を振込み</p> <p>ウ 調定額：150,000円</p> <p>エ 調定額の算定方法：－</p>
32- 5	<p>令和 4年12月 5日 豊橋市大崎町地内配水管破損修繕費として</p> <p>(1) 調定の概要</p> <p>〇〇〇〇株式会社（加害者）が、令和 4年12月 5日に豊橋市大崎町地内で配水管を破損させたことから、その破損の修繕費用を</p>

	<p>請求した。</p> <p>ア 回答部署：上下水道局 水道管路課</p> <p>イ 収納方法：納付書による金融機関納付</p> <p>ウ 調定額：21,593円</p> <p>エ 調定額の算定方法：修繕費＋事務費（修繕費の算定：人件費の実績単価、県歩掛単価、見積書により、修繕設計書を作成し算定事務費は15%）</p>
33- 1	<p>バイオマス利活用センターの整備に伴う負担金（第 4四半期分）A 2元金</p> <p>(1) 調定の概要</p> <p>バイオマス利活用センターの整備に伴う一般会計分の負担金（建設費用元金の割賦払い）：4半期払いの4回目（例年）</p> <p>ア 回答部署：上下水道局 下水道施設課</p> <p>イ 収納方法：納付書による金融機関納付</p> <p>ウ 調定額：37,628,218円</p> <p>エ 調定額の算定方法：それぞれの契約書に基づいて算定</p>
33- 2	<p>令和 4年度 ばいじん処理費用</p> <p>(1) 調定の概要</p> <p>バイオマス利活用センターの炭化設備から発生するばいじん処分に係る費用（事業運営者SPC側が負担すべき費用）：年度末一括払い（例年）</p> <p>ア 回答部署：上下水道局 下水道施設課</p> <p>イ 収納方法：納付書による金融機関納付</p>

	<p>ウ 調定額：5,737,160円</p> <p>エ 調定額の算定方法：実績と契約書に定められた単価に基づいて算定</p>
33- 3	<p>未利用地利活用業務にかかる土地賃借料（令和 4年 4月～令和 5年 3月分）</p> <p>(1) 調定の概要</p> <p>太陽光発電に係る土地賃借料：年度初め一括払い（例年）</p> <p>ア 回答部署：上下水道局 下水道施設課</p> <p>イ 収納方法：納付書による金融機関納付</p> <p>ウ 調定額：1,940,274円</p> <p>エ 調定額の算定方法：それぞれの契約書に基づいて算定</p>
33- 4	<p>令和 4年度 産業用マルチローター（農業用ドローン）実技教習のための場内使用料</p> <p>(1) 調定の概要</p> <p>産業用マルチローター（農業用ドローン）実技教習のための場内使用料：未利用地の有効活用のため、当該年度に〇〇〇〇株式会社がドローンの実技教習をするために貸し出した中島処理場の使用料：年度初め一括払い（年度毎契約）</p> <p>ア 回答部署：上下水道局 下水道施設課</p> <p>イ 収納方法：納付書による金融機関納付</p> <p>ウ 調定額：287,280円</p> <p>エ 調定額の算定方法：それぞれの契約書に基づいて算定</p>
33- 5	<p>中島処理場築造工事（合流中継ポンプ棟・電気）に伴う保安管理業務負担金</p>

	<p>(1) 調定の概要</p> <p>中島処理場築造工事（合流中継ポンプ棟・電気）に伴った保安管理業務負担金：個別案件</p> <p>ア 回答部署：上下水道局 下水道施設課</p> <p>イ 収納方法：納付書による金融機関納付</p> <p>ウ 調定額：221,430円</p> <p>エ 調定額の算定方法：それぞれの契約書に基づいて算定</p>
34- 1	<p>マンホールトイレ設置工事 委託料 前受金 / 残金</p> <p>(1) 調定の概要</p> <p>令和 4年度に豊橋市役所から豊橋市立の中学校・小学校（中岩田一丁目など）へのマンホールトイレ設置工事の実施依頼があったため、業務委託契約を締結、契約約款に基づき前払金として請求し受領、同工事しゅん工後、残金確定額について請求し受領したものの</p> <p>ア 回答部署：上下水道局 下水道整備課</p> <p>イ 収納方法：口座振替（自動払込）</p> <p>ウ 調定額：16,182,000円（前受金 税込）、15,965,984円（残金 税込）</p> <p>エ 調定額の算定方法：一者随意契約に基づく契約：令和 4年 5月19日契約締結（変更契約：令和 5年 2月17日変更契約締結）</p>
35- 1	<p>危険物検査手数料</p> <p>(1) 調定の概要</p>

	<p>令和 4年 5月27日に危険物施設（一般取扱所）の変更許可、仮使用、変更完成検査を申請する際に徴収する手数料</p> <p>ア 回答部署：消防本部 総務課・予防課 イ 収納方法：窓口での現金支払 ウ 調定額：99,300円 エ 調定額の算定方法：豊橋市火災予防条例「別表第9」に定める金額の合計額</p>
35- 2	<p>講習受講手数料</p> <p>(1) 調定の概要 令和 4年10月11日に防火管理講習（甲・乙種）の受講を申込みする際に徴収する手数料</p> <p>ア 回答部署：消防本部 総務課・予防課 イ 収納方法：窓口での現金支払 ウ 調定額：95,500円 エ 調定額の算定方法：豊橋市火災予防条例「別表第10」に定める金額の合計額</p>
35- 3	<p>消防救急寄附金</p> <p>(1) 調定の概要 寄附希望者からの寄附受領に関する収納 （当該収納に関しては消防救急寄附金から一般寄附金へ科目更正済）</p> <p>ア 回答部署：消防本部 総務課・消防救急課 イ 収納方法：納付書による金融機関納付</p>

	<p>ウ 調定額：30,000,000円</p> <p>エ 調定額の算定方法：寄附希望者の意向</p>
35- 4	<p>東三河通信指令事務協議会負担金</p> <p>(1) 調定の概要</p> <p>増大する消防需要に広域的に対応し、消防サービスの高度化を図ることを目的とし、近隣 5市で共同運用している東三河消防通信指令事務協議会における令和 4年度 1月分の田原市の経費負担分の収納</p> <p>ア 回答部署：消防本部 総務課・通信指令課</p> <p>イ 収納方法：納付書による金融機関納付</p> <p>ウ 調定額：819,248円</p> <p>エ 調定額の算定方法：東三河消防通信指令事務協議会運用に係る経常経費分（事務費光熱水費等、役務費、火災保険料）を国勢調査人口比率で負担割合を算出し、調定額の算定を実施している</p>
36- 1	<p>幸小学校給食費収入（6月収納分）</p> <p>(1) 調定の概要</p> <p>幸小学校において令和 4年 6月に実施した学校給食にかかる給食費及び前月までの未収分に対する納入</p> <p>ア 回答部署：教育部 保健給食課</p> <p>イ 収納方法：窓口での現金支払、納付書による金融機関納付又は口座振替（自動払込）</p> <p>ウ 調定額：4,521,775円</p> <p>エ 調定額の算定方法：各学校の給食区分ごとの合計食数から</p>

	算定
36- 2	<p>くすのき特別支援学校給食費収入（9月収納分）</p> <p>(1) 調定の概要</p> <p>くすのき特別支援学校において令和4年9月に実施した学校給食にかかる給食費及び前月までの未収分に対する納入</p> <p>ウ 調定額：1,818,560円</p> <p>項目ア、イ、エについては36- 1参照</p>
36- 3	<p>章南中学校給食費収入（4月分）</p> <p>(1) 調定の概要</p> <p>章南中学校において令和4年4月に実施した学校給食にかかる給食費</p> <p>ウ 調定額：830,560円</p> <p>項目ア、イ、エについては36- 1参照</p>
36- 4	<p>下地小学校給食費収入（4月出納分）</p> <p>(1) 調定の概要</p> <p>下地小学校において令和4年4月に実施した学校給食にかかる給食費</p> <p>ウ 調定額：819,180円</p> <p>項目ア、イ、エについては36- 1参照</p>
36- 5	<p>日本スポーツ振興センター災害共済給付金小中学校（8月分）</p> <p>(1) 調定の概要</p>

	<p>豊橋市教育委員会が令和 4年 8月分としてスポーツ振興センターへ請求した災害共済給付金</p> <p>ア 回答部署：教育部 保健給食課 イ 収納方法：指定口座への振込 ウ 調定額： 820,016円 エ 調定額の算定方法：スポーツ振興センターからの支払い通知に基づいて調定</p>
37- 1	<p>令和 4年度 学校・地域連携推進事業費補助金（のびるんdeスクール推進事業）</p> <p>(1) 調定の概要</p> <p>令和 4年度 文部科学省管轄の学校・地域連携推進事業費【補助金】</p> <p>ア 回答部署：教育部 生涯学習課 イ 収納方法：納付書による金融機関納付 ウ 調定額： 46,957,000円 エ 調定額の算定方法：執行した事業費に基づいて文部科学省が算定 補助対象経費の 3分の 1が該当</p>
37- 2	<p>のびるんdeスクール利用料（ 1月27日入金分） のびるんdeスクール利用料（ 2月 7日入金分）</p> <p>(1) 調定の概要</p> <p>のびるんdeスクール令和4年度3学期分の利用料</p> <p>ア 回答部署：教育部 生涯学習課 イ 収納方法：コンビニ、スマートフォン決済（収納事務委託）</p>

	<p>ウ 調定額：2,998,500円（1月27日入金分） 調定額：781,200円（2月7日入金分）</p> <p>エ 調定額の算定方法：利用者の利用した回数で算定 1回300円</p>
37- 3	<p>のびるんdeスクールスポーツ安全保険加入料（2月1日入金分）</p> <p>(1) 調定の概要</p> <p>のびるんdeスクール令和4年度3学期に加入した児童のスポーツ安全保険料</p> <p>ア 回答部署：教育部 生涯学習課</p> <p>イ 収納方法：コンビニ、スマートフォン決済（収納事務委託）</p> <p>ウ 調定額：464,800円</p> <p>エ 調定額の算定方法：（公財）スポーツ安全保険の金額に併せて算定 1人800円</p>
37- 4	<p>下条夏休み限定児童クラブ</p> <p>(1) 調定の概要</p> <p>夏休み期間限定（7/21－8/31）で開設した児童クラブの利用料</p> <p>ア 回答部署：教育部 生涯学習課</p> <p>イ 収納方法：納付書による金融機関納付</p> <p>ウ 調定額：417,000円</p> <p>エ 調定額の算定方法：事業費の2分の1を保護者負担</p>
37- 5	<p>野外教育センター使用料（12月4日～12月7日 愛知県東三河農林水産事務所）</p> <p>(1) 調定の概要</p>

	<p>12月 4日～12月 7日 鳥インフルエンザ防疫用務 自衛隊ベースキャンプにかかる施設物品等の使用料</p> <p>ア 回答部署：教育部 生涯学習課 イ 収納方法：窓口での現金支払、納付書による金融機関納付 ウ 調定額：412,500円 エ 調定額の算定方法：条例に規定する使用料単価に使用数量を乗じて算定</p>
37- 6	<p>青陵夏休み限定児童クラブ</p> <p>(1) 調定の概要 夏休み期間限定(7/21- 8/31)で開設した児童クラブの利用料</p> <p>ウ 調定額：376,000円 項目ア、イ、エについては37- 4参照</p>
37- 7	<p>高師夏休み限定児童クラブ</p> <p>(1) 調定の概要 夏休み期間限定(7/21- 8/31)で開設した児童クラブの利用料</p> <p>ウ 調定額：232,000円 項目ア、イ、エについては37- 4参照</p>
37- 8	<p>二川夏休み限定児童クラブ</p> <p>(1) 調定の概要</p>

	<p>夏休み期間限定(7/21-8/31)で開設した児童クラブの利用料</p> <p>ウ 調定額：188,000円</p> <p>項目ア、イ、エについては37-4参照</p>
38-1	<p>農業委員会交付金</p> <p>(1) 調定の概要</p> <p>令和4年度農業委員会交付金(県補助金)の交付を受けたもの</p> <p>ア 回答部署：農業委員会 農業委員会事務局</p> <p>イ 収納方法：口座振替(自動払込)</p> <p>ウ 調定額：7,513,710円</p> <p>エ 調定額の算定方法：交付決定額の範囲内で事業に要する経費のうち交付対象経費を算出し請求額を決定している</p>
38-2	<p>機構集積支援事業</p> <p>(1) 調定の概要</p> <p>令和4年度機構集積支援事業(県補助金)の交付を受けたもの</p> <p>ア 回答部署：農業委員会 農業委員会事務局</p> <p>イ 収納方法：口座振替(自動払込)</p> <p>ウ 調定額：1,099,000円</p> <p>エ 調定額の算定方法：交付決定額の範囲内で事業に要する経費のうち交付対象経費を算出し請求額を決定している</p>
38-3	<p>農業者年金業務委託手数料</p> <p>(1) 調定の概要</p>

	<p>令和 4年度農業者年金事業の業務の一部を受託したことに対する手数料</p> <p>ア 回答部署：農業委員会 農業委員会事務局</p> <p>イ 収納方法：口座振替（自動払込）</p> <p>ウ 調定額：871,300円</p> <p>エ 調定額の算定方法：業務委託契約書に規定する農業者年金業務委託手数料交付要綱に基づき算定される交付予定通知額の範囲内で事業に要する経費のうち交付対象経費を算出し請求額を決定している</p>
38- 4	<p>自作地証明手数料、納税猶予証明手数料</p> <p>(1) 調定の概要</p> <p>令和 4年 9月 6日に自作地等証明書を交付する際に徴収した手数料及び令和 4年 9月 6日に農業経営を引き続き行っている旨の証明書を交付する際に徴収した手数料</p> <p>ア 回答部署：農業委員会 農業委員会事務局</p> <p>イ 収納方法：窓口での現金支払</p> <p>ウ 調定額：2,000円</p> <p>エ 調定額の算定方法：収納した現金と申請書、領収書控えを照合・確認し、集計して算定</p>
38- 5	<p>農地台帳閲覧手数料</p> <p>(1) 調定の概要</p> <p>令和 5年 2月 1日に農地台帳閲覧の際に徴収した手数料</p> <p>ア 回答部署：農業委員会 農業委員会事務局</p>

	<p>イ 収納方法：窓口での現金支払</p> <p>ウ 調定額：1,000円</p> <p>エ 調定額の算定方法：収納した現金と申請書、領収書控えを照合・確認し、集計して算定</p>
39- 1	<p>現先取引による一時借入金（野村証券）</p> <p>(1) 調定の概要</p> <p>10月18日に債券の現先取引を利用した調達資金</p> <p>ア 回答部署：会計管理者 会計課</p> <p>イ 収納方法：豊橋市口座への直接振込</p> <p>ウ 調定額：1,016,178,607円</p> <p>エ 調定額の算定方法：証券会社との現先取引約定明細に基づき算定</p>
39- 2	<p>豊橋市競輪事業施設等整備基金 積立金</p> <p>(1) 調定の概要</p> <p>4月28日の競輪事業施設等整備基金への積立金</p> <p>ア 回答部署：会計管理者 会計課</p> <p>イ 収納方法：支出命令書及び納付書による市口座間の資金移動</p> <p>ウ 調定額：850,000,000円</p> <p>エ 調定額の算定方法：一元運用基金の運用・取崩依頼書に基づいて算定</p>
39- 3	<p>県証紙売上代金 南稜中 1月26日 2,200円×152 950円×1</p> <p>(1) 調定の概要</p> <p>1月26日に窓口で販売した愛知県収入証紙の売上代金</p>

	<p>ア 回答部署：会計管理者 会計課</p> <p>イ 収納方法：窓口での現金支払</p> <p>ウ 調定額：335,350円</p> <p>エ 調定額の算定方法：キャッシャーのレシート合計額に基づいて算定</p>
39- 4	<p>出納員つり銭準備金返却（資産経営課）</p> <p>(1) 調定の概要</p> <p>10月17日に返却された出納員のつり銭準備金</p> <p>ア 回答部署：会計管理者 会計課</p> <p>イ 収納方法：担当課より現金で返納</p> <p>ウ 調定額：100,000円</p> <p>エ 調定額の算定方法：つり銭準備金返納書に基づき算定</p>

第 5 章 公共施設の使用料等の見直しに係る監査の結果

公共施設の使用料等については、過去に 1 度定めた場合、硬直的に運用されることがある。

豊橋市として、公共施設の使用料等の見直しについて、どのように取り組んでいるかを確認した。

第 1 取り組みの概要

豊橋市では、これまでも適切な市民サービスを持続的に提供できるよう、事業の見直しなどによる歳出抑制や歳入確保など、財政基盤の確立に向け不断の改革に努めている。

しかしながら少子高齢化に伴う社会保障経費の増加や、老朽化した施設の更新等に係る経費の増加により、依然として豊橋市の財政は厳しい状況が続いている。また、先行き不透明な社会情勢もあり、今後の税収も厳しい状況となることが見込まれている。

そうした中、今後より進行すると見込まれる少子高齢化や自然災害へ対応するには更なる改革が必要となる。そこで選択と集中による効率的な予算配分とともに、新たな財源確保などにより、持続的な財政運営へ財政基盤の強化を進めている。

この財政基盤の強化の一環として、また、行政サービスに対する受益と負担の適正化を図るため、物価変動等に伴う維持管理費の状況等を踏まえ概ね 5 年を目途に使用料及び手数料の全庁的な見直しに関する取り組みを進めている。

第 2 具体的な見直し方法

使用料等の見直しについて確認したところ、直近では、令和 4 年 5 月に、財務部財政課が各課宛てに、各課に以下の資料の提出を求め、検討している。

- (1) 使用料調査票
- (2) 使用料コスト算定シート
- (3) 使用料改定率算出シート
- (4) 土日・祝日料金の設定状況
- (5) 小人料金の設定状況
- (6) 手数料調査票

また、使用料等の見直しにあたり、以下の基本的な考え方にに基づき検討を実施している。

- (1) 前回見直し後の状況把握と分析
 - ・ 前回見直しの効果検証
 - ・ 物価変動等に伴う維持管理費の状況
- (2) 受益者負担と公費負担の適正化
 - ・ 使用料（収入）と施設コスト（支出）を把握
 - ・ 施設の性質別負担割合に基づく受益者負担額と使用料収入（減免額を含む）を比較、検証
- (3) その他検討事項
 - ・ 土日祝日料金の導入
 - ・ 使用料単位の統一（10 円単位）
 - ・ 小人料金の設定

第 3 監査の結果

使用料及び手数料の見直しに関連して、個別の指摘や意見は、「第 4 章 収入データ（調定データ）に基づく監査の結果」に記載している。

ただ、豊橋市全体としては、使用料及び手数料の見直しについて、各課に委ねているわけではなく、豊橋市全体として定期的に、横断的な見直しを実施しており、取り組みとしての指摘及び意見はない。

第 6章 決算事務についての監査の結果

会計課では、決算時に、各課宛てに、いくつかの事務連絡を発出し、各課で取りまとめの上、会計課への報告を求めている。

これらの状況を踏まえ、豊橋市としての決算事務について、決算事務のフローの他、当該事務連絡への対応状況等を確認した。

監査の結果（意見）

収入未済額の確認について

会計課では、決算時に、各課宛てに、以下の事務連絡を発出している。

事務連絡 令和 5年 5月

収入未済額の繰越にあたっては、収入未済額繰越通知書の提出だけでなく財務会計システム上で調定処理を行う必要もありますので、漏れのないように適正な処理を実施してください

この事務連絡は、各課において、収入未済額と、財務会計システムにおける当該金額との整合性を確認することを目的としている。

また、会計課においても、各課から提出された収入未済額繰越通知書については、重ねて財務会計システムの数値との一致を確認している。

ただ、万一、繰越未収金について財務会計システムで調定処理を失念していたものが、収入未済のまま年度末を迎え、収入未済額繰越通知書への記載も失念した場合には、会計課としても確認できず、結果的に、豊橋市の決算が誤ることが想定される。

したがって、まずは各課が収入未済額と財務会計システムとの整合性を確認し、提出する収入未済額繰越通知書に、繰り越す年度において調定処理した際に発行される調定番号を記載するなど財務会計システムとの整合性の確認欄を設けるとともに、この提出を受けた会計課も追加確認することが望ましいと考える。

第 7章 公金管理システムの管理体制の監査の結果

第 1 公金管理システム

1 監査の視点

令和元年10月から、地方共同法人である地方税共同機構が運営するeLTAX（地方税ポータルシステム）に「地方税共通納税システム」が導入され、自宅や職場のパソコンから複数の地方公共団体へ一括して電子納税することが可能となった。

令和 5年度からは、納付書に印字されたQRコードを使って、クレジットカードやキャッシュレス決済といった電子決済による市税納付が始まっている。

こうした収納手段の多様化にあたり、各主管課と会計課は、収納データの連携と連携エラーがないことの確認を日々行うことで収納事務の正確性、網羅性を担保しているが、事務を支えるシステムが一定のルールのもと運用管理されていることが前提となる。

2 監査の対象としたシステム

監査の対象として、公金収納事務を支える以下のシステムを選定した。

(1) 財務会計システム

予算編成、予算管理、歳入・歳出管理、出納管理、決算管理等の会計事務を行う情報システムをいう。財務会計システムに総合収納システムから連携される収納データを取り込んで消し込みを行う。

財務会計システムは、「豊橋市情報セキュリティに関する対策基準」（以下、「対策基準」と言う。）に基づいて「内部共通事務システムの情報セキュリティに関する実施手順書」を定め、これらの定めに基づいて各課に配

備された行政情報端末のみから利用している。

(2) 総合収納システム

金融機関窓口で納付されたQRコードのない納付書の領収済通知書のデータ化（以下、「済通」と言う。）、口座振替依頼データの金融機関毎の分割と各金融機関へのデータ伝送、各金融機関からデータ伝送される口座振替結果データの統合と返却、済通、コンビニ（料）、口座振替、地方税納入サービス分の収納データを統合して一本化し、財務会計システム及び基幹システム用の消込データの作成等を行うシステムをいう。

総合収納システムは、対策基準に基づいて「総合収納システムの情報セキュリティに関する実施手順書」を定め、これらの定めに基づいて主管課に配備された行政情報端末のみから利用している。

(3) 基幹システム（収納管理）

総合収納システムで作成された済通、コンビニ（料）収納データ、口座振替結果データ等を連携し収納の消し込みを以下対象システムに行う（税総合システム、福祉システム（保育料、福祉資金貸付金）、住宅管理システム、後期高齢システム）。

各システムはそれぞれ、対策基準に基づいて「豊橋市税総合システムの情報セキュリティに関する実施手順書」「豊橋市福祉システムの情報セキュリティに関する実施手順書」「豊橋市営住宅管理システム実施手順書」「豊橋市後期高齢者システムの情報セキュリティに関する実施手順書」を定め、これらの定めに基づいて主管課に配備された端末のみから利用している。

3 主な監査手続

- (1) 以下の資料に基づく、会計課、情報企画課への質問
 - ・ 公金収納フロー図
- (2) 以下を含む、各種運用管理資料の閲覧
 - ・ 情報セキュリティに関する実施手順書
 - ・ 関連資料

4 監査の結果

対象としたシステムの実施手順指摘及び意見はない。

以 上